

松下昇表現集

(続)

～ 1988. 12 ～

松下昇平表現集（注釈） 構成

- 1 「五八年一二月」「ハイネにおける幻想の生起と崩壊」 東京大学文学部独文学科卒業論文
- 2 「六二年一二月」「ドイツ表現主義の諸問題——ブレヒトとパンを媒介して」 前記独文学科修士論文
- 3 六三年八月 「ブレヒトの方法」 神戸大学学内紀要 論集（六三年一二月）
- 4 六三年八月 「ハイネ『北海』における詩と散文の相関性」 神戸大学学内紀要 文学（六四年二月）
- 5 六四年三月 「処置するもの・されるもの」 神戸大学学内紀要 近代（六四年八月）
同時代演劇（七三年九月）に併合表現と共に転載
- 6 六四年一二月 「奇妙な夜の記憶」 神戸大学第Ⅱ課程新聞（六五年一月）
- 7 六七年一月 「不明確さを構想せよ」——学内作品コンクール選評——神戸大学新聞（六七年二月）
- 8 六七年五月 「H・プロッホ『誘惑者』」（古井由吉訳）について——書評——日本読書新聞（六七年六月）
- 9 六九年二月二日 「情況への発言」（掲示板のマジック表現から処分調査資料として筆写されたもの）
転載メディア多数—省略—
- 10 六九年三月四日 学外入試会場で配布したビラ（処分調査資料としてガリ刷りから筆写されたもの）
- 11 六九年七月一日 全学集会への批判と提起のガリ刷りのビラ 神戸大学全共闘の出版したパンフ
および八日 （六九年七月）に転載
- 12 六九年八月八日 「バリケード的表現」（掲示板のマジック表現）試行29号（七〇年一月）と
神戸大学教養部広報30号（七一年一〇月）に転載
- 13 六九年八月三〇日および
九月四日 「バリケードの中から（書簡）」 RADIX1号（七〇年二月）
- 14 六九年九月一六日 「正常化Ⅱ反革命に関するテーゼ」（処分調査資料としてコピーされたガリ刷りのビラ）
参考資料——松下の共闘者が教室へもって行った松下のメモに関する処分調査委の報告書
- 15 六九年一〇月一三日 「バリケード的表現」（掲示板のマジック表現から処分調査委により撮影し筆写されたもの）
- 16 七〇年一月三日 「なにものかへのあいさつ」（ガリ刷りのビラ）試行30号（七〇年五月）「情況への発言」欄と
あんかるわ24号（七〇年四月）に転載
- 17 七〇年一月五日 「祝福としての0点」（ガリ刷りのビラ） あんかるわ24号（七〇年四月）に転載
- 18 七〇年一月八日 「反幻想的な問い」（掲示板のマジック表現から処分調査資料として筆写されたもの）
- 19 七〇年五月一四日 「……への問い」（掲示板のマジック表現から撮影されて
教養部広報22号（七〇年八月）に転載）
- 20 七〇年七月二二日 「裁判を一つの比喩として展開されつつある闘争に関するレジュメ」（青焼きコピー）
あんかるわ24号に註記と共に転載
- 21 七〇年九月五日 「八八月V闘争の事実性」（青焼きコピー） RADIX3号（七〇年一二月）に転載
- 22 七〇年一〇月一五日 「処分されているのはいったいどちらか」 神戸大学生協機関紙 岩66号（七〇年一二月）

23 七〇年二月二四日「仮装としての被告とは何か」(法廷で配布されたコピーのビラ) 情況71年6月号 に転載
参考資料―第一回〜第三回公判調書とそれにもとづく写実劇、関連文書等

24 七一年五月一八日 「特別抗告申立書」(野紙) 試行33号(七一年七月)に転載

25 七二年三月 「もうひとつのBRICKレンガの中での話」神戸大学応援団機関紙 BRICK27号
(七二年四月)

26〜八〇年四月〜 「〔古本〕市のお知らせ」(ファックスのビラ)

27 八〇年六月 「あらたな闘争の展望について」 救援通信14号(八〇年八月)

28〜八一年四月〜 「〔古本〕市のお知らせ」(ファックスのビラ)

29〜八〇年七月二〇日〜「仮装被告団からのメッセージ」(メモ) 八門司大里教会V月報A5V号(八一年八月)

30〜八一年七月二九日〜「〔最終意見陳述〕書」(野紙) 五月三日の会通信25号(八一年九月)に転載

31 八一年一月一六日「拡大自主講座のよびかけ」(コピーのビラ) 八門司大里教会V月報A20V号(八二年二月)
32 八一年一月二二日「連続シンポジウム・テーマの基本的構造」(コピーのレジュメ)

〜二三日 八門司大里教会V月報A20V号(八二年二月)

33 八三年一〇月 「生闘学会論」 同時代建築通信4号(八三年二月)

34 八四年一〇月 「河川敷・身体・空間」 同時代建築通信8号(八四年二月)

35 八五年六月 「会食メニューへの註」 同時代建築通信9号(八五年七月)

36 八五年一月〜二月「東京高裁の告訴〜起訴弾圧について」 救援85年3月号〜12月号

37 八六年五月 「不法占拠」 群居12号(八六年七月)

38 八六年九月 「模索舎で時の楔通信を入手される方々へ」(通信A15V号の表紙にホッチキスでとじてある)
(ポールペン書きのコピー)

39 八七年一月 「印刷されたものを真に生かすための表現過程論(序)」模索舎通信44号(八七年一月)

40 八八年三月 「閑曠野『プラトンと資本主義』について」(書簡) 同時代建築通信16号(八八年五月)

一九七〇年段階の表現集に収録されていない活字表現を、それ以前のものを含めて発表順に構成してみた。卒業論文と修士論文は、原稿のままであるが、その後の表現との関連性から題名のみを示している。回覧は可能。

書簡、メモ群は、まだ未整理であり、別に対象化していく。主として六九〇七〇年に学内で公表したビラ群、揭示群、ハ落書、V群も多数あるが、神戸大学闘争史の宙吊り過程の止揚と共にこなうことをめざしつつ、ここでは、非活字から活字化されたもの、および処分資料として撮影、筆写され公的な意味づけを加重されたことを確認しうる表現を収録している。

読者諸氏にお願いしたいのは、既刊の表現集の各表現と併合して再構成しつつ把握していただきたいことである。できれば、発言集の統編への註の同位相の要請と併合的に展開すること。

統編の構成の、とりわけ七二年から八〇年までがハ空白Vの印象を与えるかも知れないが、それは主要な表現の殆ど全てが

五月三日の会通信（七〇年七月～八〇年一二月）

時の楔通信（七八年一二月）

独立したパンフとしての

正本ドイツ語の本（七九年九月）——これは七七年三月の三一書房版「ドイツ語の本」および

八二年三月の熊本版・正本ドイツ語の本への宙吊り原稿と併合して読む必要あり。）

時の楔——ハ V 語：に関する資料集——（七八年一〇月）

時の楔ハへの
からの V 通信（八七年九月）

に掲載されているためであることものべておく。

試行に掲載された六五〇六六六年の「六甲」および六七〇六八八年の「包圍」は、それぞれ独立したパンフとして、六九年に神戸大学全共闘出版局から、七五年にハ V 委員会から刊行されているが、残部は全くない。

なお、批評集、発言集や表現集のハ V 版の刊行に際して新たに表現した、それぞれの構成、註や序文、これから刊行していく概念集なども、表現集統編の構成要素として把握していただきたい。

ある必要から、図書館で本をさがして、少し疲れたとき、ふと石川 淳が自選作品に関して書いたあとがき（七一年五月）をみつけ、一読して興味をひかれた。かれは、書いてしまったものは捨てたものであり、それを選びなおして本にするのは捨て直すに等しい。選びなおす極限では無に帰するだろうし、はじめから無のようなものでもあろうが、あるかなきかの夢を求める人のためには三秒位の突っかえ棒にはなるかもしれない、という趣旨を記している。

私の場合、選ぶというより総体を開示しようとし、三秒位ではなく、これからの三世代位への射程をこめているから、石川 淳とは対比的な位置にいるように見えるが、かれのいう核心には深く共感するところがある。だからこそ、かれの示す核心に対応するものを全ての人々状況が共有していくために、まず無力な私の表現を提出してみよう、と一層つよく考えた。

ともあれ、前史的表現を走りなおして跳躍を開始しつつある。次のステップへ！

一九八八年一二月

刊行委員会気付 松下 昇

ブレヒトの方法

松 下 昇

ベルトルト・ブレヒト (Bertholt Brecht; 1898~1956) は、一九三〇年に、かれの作品や論文を、「試み」(„Versuche“) という題名の下に発表しはじめた。その発刊の辞において、ブレヒトは、「企画の目的は、極めて細分化した個々の試みを、絶えず全体との関係において説明することである。」とのべている。一九二八年の「三文オペラ」(„Die Drei-Kor-schenoper“) 以来、いくつかの論文の中で萌芽的に、問題提起をしてきた叙事詩的演劇論を、作品の創造と上演による弁証法的実践の過程で、体系化しようというブレヒトの意図を、ここにみる事ができる。

「試み」は、一九五七年の第十五巻まで続けられるが、ブレヒトの方法的体系は、一九五三年の第十二号に入っている「演劇のための小思考原理」(„Kleines Organon für das Theater“) に集約点を見出している。私は「小思考原理」を主としてとり上げ、それ以前の「試み」に入っている諸論文および、「試み」に入っておらず、死後発表された論文によって補足しつつ、ブレヒトの問題提起を受けとめ、発展させるための、一つの試みをおこないたい。

「演劇のための小思考原理」は、一九四八年、ブレヒトが、ベルリナー・アンサンブル設立直前に、これからの活動を期して、まとめられた。この論文は、七十七節から構成されており、「世界を解釈するだけではなく変革する」演劇を可能にする社会的条件への対処や、芸術的手段の創造が論じられている。ブレヒトは、次のように書きはじめる。「『演劇』とは、与えられた、或いは、考え出された人間関係の出来事を、楽しむために模写することである。古いにせよ、新しいにせよ、以下の文章で演劇についてのべる場合、我々が意味するのは、この概念である。」

ここで注意を要するのは、ブレヒトが、三十年代以来、演劇に、人間を楽しませる機能と、教育する機能を、統一してもたせようとしてきたことである。従って、「楽しみ」(„Unterhaltung“) の概念を、ブレヒト的に理解しておく必要がある。今までの演劇においては、大衆は、「矛盾にみちたこの世界を調和のとれた世界と、不可知のこの世界を夢みる」とのできる世界と交換する」ことによって楽しみを見出してきた。ブレヒトは、この概念を逆転させる。

「模写の完全さへの楽しみは、この共同生活の中で現在おこなわれている法則を、一時的、不完全なものとして扱う、より高度の楽しみに高められなければならない。これによって、演劇は、観客を、ただ見物するのではなく、より生産的なものにする。観客は、劇場では、自分に生活の資を与える、あの恐ろしい、終りのない労働も、自分が絶えず変化していくという恐怖も、全て楽しむことができる。ここでは、観客は、最もやさしい仕方で自分を生産できる。なぜなら、存在の最もやさしい仕方は、芸術の中にあるから。」

このような「楽しみ」を与える演劇は、ブレヒトによって、次のように規定される。

「我々に必要なのは、多くの筋が展開されるその時ごとに、人間関係の歴史的な場が許す、感覚や、見解や、欲求を可能にするだけでなく、この場自体の変革に何らかの役割を演ずるような思想や感情を使用し、創り出す演劇である。」

ブレヒトは、演劇によって、この「場」(„Feld“) の歴史的相対性と可変性を示そうとする。かれは、生涯にわたって、「今日の世界は演劇によって再現できるか」と問い続け、「今日の世界は変化するものとしてとらええれば演劇において再現できる」と答え続けている。この答えの体系が、叙事詩的演劇であるが、その最初の具体的な理論化は、一九三〇年に書かれ、「試み」第二号に入っている「オペラ『マハゴニー市の興亡』のための註」(„Anmerkungen zur Oper „Aufstieg und Fall der Stadt Mahagony“) にながてなされている。

次の表は、演劇の戯曲的形式 (dramatische Form) と、叙事詩的形式 (epische Form) の対比を示している。

演劇の戯曲的形式

行動しつつ

観客を舞台の動作にまきこみ

その能動性を乱費し

さまざまな感情をおこさせる

体験

観客は筋へ引き込まれる

暗示

感動がたくわえられる

観客は舞台の中で共に生きる

人間は既知のものとして前提される

変化しない人間

結末へ向かつての緊張

一場面は他の場面のためにある

生成

事件は直線的に起きる

拘束された進展

固定されたものとしての人間

演劇の叙事詩的形式

物語りつつ

観客を観察者にし

その能動性を喚起し

決断を下さざるを得なくする

世界像

観客は対置される

論証

感動が認識へ駆り立てられる

観客は対立し学ぶ

人間は探究の対象である

変化するし変化しつつある人間

進行における緊張

各場面は自らのためにある

モニタージュ

事件は曲線的に起きる

飛躍

過程的なものとしての人間

感情が社会を決定する

社会的存在が思考を決定する
理性

この対比は、ブレヒトが、自らの作品をつくる場合の重点の移動を明らかにしている。かれは、演劇によって、現実や人間が変化することを語ろうとするのだが、その立脚点は、感情同化の否定である。非アリストテレス劇作法 (nicht-aristotelische Dramatik) と、かれが自ら呼ぶ方法は、観客に幻想を与えず、世界像を変革しうる形で提出する。

「感情同化は、人間が変数であり、その環境が常数であるような時代の芸術的方法であった」

このような問題提起は、観察している人間の意識を、常に自由に、活動的にしておく演技方法を要求する。即ち、作品に対して「架空のモニタージュ」を可能にする方法を。それがV効果である。(Verfremdungseffekt) という原語には、「異質化効果」という訳が一般化しているが、「疎隔化効果」という訳も一部で使用されており、この方が正確かと思われる。しかし、ここでは、簡潔さを重んじて、「V効果」という言葉を用いることにした。この方法は、ある事件、或いは性格から既知のもの、明白なものを取り去って、それに対する驚きや好奇心を、まず喚起する。「小思考原理」にも通ずる。

「V効果を基礎とする模写は、対象を認識すると同時に、それを異様なものに感じさせる。……多くの人々にとっての既定の事実が全く疑わしいものに見えるようにするには、偉大なガリレイが、振り運動を始めたシャンデリアを観察した際の、あの異邦人の眼を養わなければならない」

作品の上演にあたってV効果を俳優にもたせるために、ブレヒトは、稽古のはじめに次のようにせよと指示している。「完全に演ずる人物になり切らないことが必要である。演ずるべき人物の言葉や行動を疎隔化するには、三つの補助手

段が役に立つだろう。

1・三人称への移行

2・過去への移行

3・演技の指定や註を同時に語ること

この指示は、演技を通じて、観客の意識の中に疎隔化された効果を生み出すことを意図している。観客は、眼前の人物に同化するのではなく、それを思考の対象にし、事件を、時間的にずらせることによって、自らの主体的態度を決定し、演技が全体の展開の契機となる意味をつかむ。観客を、このように導くために、俳優の演技のみならず、音楽の使用、舞台装置の設定も、V効果を促進する意図の下に統一されていなければならない。

ブレヒトがいうように、古代や中世の演劇においても、仮面の使用などにV効果の先駆が見られる。又、表現主義時代に、ビスカトールがおこなったような大規模で徹底的な実験も、政治性優先のV効果をねらっていたといえよう。しかし、ブレヒトのいうV効果は、第一に、観客の意識を自由な、束縛されない状態におくことを前提とし、第二に、演劇全体の進行過程で統一されているV効果の目的は、社会的な身振りを明らかにすることだという点で前にのべた例と異なっている。「社会的な身振りとは、ある時代の人間が、互いに置かれている社会的関係を、表情や動作で表現することである」ところで、この身振り (Gestus) という言葉によって、ブレヒトのV効果論は、演出の次元から、創造の次元へ移る。

ブレヒトは、聖書の文句を引用しながら、次のように説明している。「ある言葉が、身振りのだというのは、その言葉がある身振りを土台としている場合、話し手が、他の人間に対してとる特定の態度を、その言葉が示している場合である」。

„Reisse das Auge, das dich ärgert, aus.“ (汝に罪を犯させる眼をえぐりとれ。)

„Wenn dich dein Auge ärgert, reiss es aus!“ (もし汝の眼が汝に罪を犯させるならば、それをえぐりとれ。)

という句よりも身振的には貧しい。ブレヒトが使用する身振りは、リズム、韻律をこえて、社会的関係そのものをとりだそうとする。かれは、この方法を、どこから得たか。一九三九年に書かれ、「試み」第十二号に入っている「不規則なリズムをもつ無韻の抒情詩について」 („Über reinlose Lyrik mit unregelmässigen Rhythmen“) の中には、かれの原体験が語られている。

「戦争と革命の名残りが、まだ感じられる年のクリスマス・イヴ」に、ブレヒトは、詩作しながらベルリン西部の街を歩いていたが、そこで労働者のデモにぶつかった。かれらは、「おれたちは、飢えてるんだ」とシュプレコールをくりかえした。ブレヒトは、その韻律が、

„Wir ha ben Hun ger!“

であるのに気付いた。そして、かれは、リズムの不規則な、韻を踏まない句でも、その背後にある「身振りの」な性格によって詩たりうることを確信した。ブレヒトの創作活動は、現実の運動、とりわけ「長い間、政治の対象でしかなかったが、今や、政治の主体になるべき労働者大衆」が現実の中にもつ身振りをとり出し、創作が、大衆の各々が、その社会的な身振りを把握することを目的にしている。表現の身振りによって、社会関係の身振りを対象化する方法が、V効果である。ブレヒトにおいては、表現の身振りが、言葉の身振りと密接な関連をもっており、それ故、かれの演劇作品及び文体の理解には、かれの詩作品の機能 (流動性、抽象と卑俗の衝突) が、もっと注目されてよいと思う。

特に、「家庭用祈禱書」 („Hauspsalle“ 一九二七年) や「詩、歌曲、合唱」 („Gedichte, Lieder, Chöre“ 一九三四年) は、詩集としても独立しようが、詩の多くは、演劇の中で、登場人物によって朗読、或いは合唱される。この場合、詩は、舞台上の行動、せりふに含まれる身振りを集中化すると同時に疎隔化するという二重の役割を果たしている。

以上のような試みは、一九三〇年以來、ブレヒトによって、マルクス主義の党派性の下に展開されてきた。この場合、ブレヒトが、表現方法をリアリズムに画一化せず、テーマや登場人物を「革命的」なものに限定しなかったことを強調する必要がある。それは、ブレヒトが、思想の強制ではなく、方法による媒介を通じて、創作者も大衆も、自己のおかれた関係の認識へ到達することを意図したためである。ブレヒトが、自らの理論を構築しはじめた一九三〇年代には、前衛芸術の作家たちが、大量に社会主義リアリズムへ転換しつつあった。従って、かれらが、ブレヒトの党派性は承認しても、その表現方法の評価には、当惑と疑問が常に付随していたのは当然である。ここで、社会主義リアリズムと、ブレヒトの表現方法の差を検討してみよう。一九三四年のソヴェト作家同盟第一回大会において、創作方法としての社会主義リアリズムが、次のように規定されていた。

「社会主義リアリズムは、ソヴェト芸術文学および文学批判の基本的方法であって、現実を、その革命的発展において、真実に、歴史的具體性をもって描くことを芸術家に要求する。その場合、芸術的描写の真実さと歴史的具體性とは、労働者を社会主義の精神において思想的に改造し教育する課題と結びつかなければならない。」

この規定は、社会主義体制を擁護する芸術家、批評家全体に、国際的な權威をもって影響を与えた。しかし、社会主義リアリズムは、連続的な世界革命の展望を失い、前衛組織を固定的な環として完結しつつあった政治的論理が、芸術へ政策的に適用されたものであった。

社会主義リアリズムと、ブレヒトの方法の間にある差は、次のようなものである。前者が、党派性による現実認識の基準を、そのまま表現方法とするのに対し、後者は、大衆の意識回路を中心に考えるため表現方法の独立と多様性を主張する。一九三八年に、モスクワへ亡命したドイツ人作家、批評家の雑誌「言葉」(„Das Wort“)においてリアリズム論争がおこなわれたが、社会主義リアリズムを哲学的に擁護したルカーチの論文「リアリズムが問題だ」(„Es geht um Realismus“)によって一応終止符が打たれた。

ルカーチの論文は、エルンスト・ブロッホに対して書かれているが、表現形式が世界観と密接な関連を持つと主張したルカーチが、ブレヒトの実験的な試みを否定していることは明らかである。ブレヒトは、同年、反論として「大衆性とリアリズム」(„Volksnähe und Realismus“)を書いたが、亡命中の政治的配慮のため、かれの死後一九五八年まで公表されなかった。かれは、この論文において、可能な限り、「リアリズム」(Realismus)という名詞を避けて、「リアリスティック」(realistisch)という形容詞を使いながら、「書き方」(Schreibweise)に重心を移している。ブレヒトは、まず、「文学的表現形式は、工場生産計画のように引き継ぐわけにはいかない」と前置きして、かれの「リアリスティックな書き方」を主張する。

「戦いつつある、現実を変えつつある大衆を限の前におく場合、物語りの《試験済み》の規則や、文学史の尊いお手本や、永遠の美的法則に固執しているわけにはいかない。一定の既成作品からリアリズムを模写するわけにはいかない。むしろ我々は、古いものも、新しいものも、試験済みのものも、まだ試験していないものも、芸術から来たものも、芸術以外からきたものも、あらゆる手段を用いて、生き生きした人間に、生き生きしたリアティ―を与えなければならぬ。」

ブレヒトの考えでは、「リアリスティック」とは、社会の因果関係の複合を明らかにし、現在支配的になっている物の見方が、支配者の物の見方であることを暴露し、人間社会が直面している最も切迫した困難に対して、最も広汎な解決を準備している階級の立場から描き、発展の契機を強調し、具体的であると共に抽象を可能にすることである。」

この文章の最後にある「抽象」という言葉は、別の箇所において次のように使われている。ブレヒトは、シェリーのバード「アナキー」の仮装行列を紹介した後でいう。

「シェリーのような詩人たちには、バルザックよりも、もっと目につく場所を与えねばならない。それはかれが、もっ

と以前から、もっと上手に抽象を可能にしたからだ。……シェリーを見れば、リアリスティックな書き方は、決してファ
ンタジーや純粹にアルティステックなものを断念するのではないことが分る」

又ブレヒトは、大衆に働きかけるべき表現形式は、多様であるべきだということを、自らの初期作品を引き合いに出し
て主張する。

「私自身の経験をいうと、労働者たちは、『三文オペラ』の空想的な包装、その一見リアルでない環境を、少しも気に
しなかった。かれらは狭量ではなく、むしろ狭さを憎んでいた（かれらの住居は狭いのだ）」

「大衆性とリアリズム」の最後で、ブレヒトは次のように結論する。「だから、大衆性とか、リアリズムとかいう基準
は、寛容であると共に、極めて厳密な仕方を選び出さねばならないし、又よくおこなわれているように、既成のリアリ
ズムによる作品を模写してはならない。そのようなことでは、形式主義的な基準や、形式だけの大衆性、リアリズムしか得
られないだろう。……ある文学作品の分りよさは、大衆に理解された他の作品と全く同じようにかくだけで生まれてく
るのではない。このような作品は常に、それ以前の作品に似せてかかれたものではなかった。理解されるために独自の工夫
がされていたのだ。これと同様に、新しい作品を理解させるためには、やはり我々自身が工夫しなければならない。『大
衆的である』ばかりでなく、『大衆的になる』ことを考える必要がある」

ブレヒトの理論体系は、それ自体で完結するのではなく、数多くの作品の創造によって支えられている。一九三〇年代
に、敘事詩的演劇を提唱して以来、主要作品として、『屠殺場の聖なるヨハンナ』(„Die Heilige Johanna der Schlachthofe“ 一九三〇年)『母』(„Die Mutter“ 一九三二年)、『第三帝国の恐怖と貧困』(„Furcht und Elend des Dritten Reiches“ 一九三六年)、『肝と玉と母とその子供たち』(„Mutter Courage und ihre Kinder“ 一九三九年)、『ガッライの生涯』(„Leben des Gailers“ 一九三九年)、『ローカサスの白蠟の輪』(„Der kaukasische Kreidekreis“

一九四五年)、『ハン・トーン・ゴッ』(„Die Tage der Kommune“ 一九四九年)などを発表している。

ブレヒトは、ヒトラーの政権奪取後、一九三三年にベルリンを脱出し、チェコスロヴァキア、スイスを経て、デンマー
クに居を定め、バリ、ロンドンなどで反ファシズム斗争をおこなっていた。一九三九年の第二次大戦開始によってソヴィ
エトに移り、更に、独ソ戦開始の後、ウラジヴォストク経由でアメリカへ渡った。戦後、冷戦激化のため非米活動委員
会に喚問されたが、縦横の機知で委員たちを煙にまいたまま、スイスへ逃れ、一九四八年に東ドイツへ帰還した。亡命の
十五年間に、その主要作品の殆んどを書いたことは、ブレヒト及び現代ドイツ文学のおかれた異常な状況を示している。
ブレヒトにとっては戦後になっても、他の左翼系作家とは別の評価が待ち受けていた。自らの理論や作品が、資本主義
諸国で注目される一方、社会主義諸国で批判的になりはじめたのである。

一九三八年に、リアリズムの意義をめぐって対立していたルカーチは、一九四七年にも、ブレヒトを次のように位置づ
けている。

「ブレヒトも、同時代の芸術をとりかこむ空虚な社会的空間から出発する。しかし……ブレヒトは『根本的に新しい』
芸術は全く違った種類の表現手段を必要とすると考える。それは芸術(中でも演劇)における『美食的なもの』の品位の
欠如と社会的に有害な効果を廃して、芸術にその必然的な社会的機能を回復させるためである。だからブレヒトの批判も
また、社会的内容のそばを通りすぎ、文字の望ましい社会的革新を——たしかに興味もあり、機智にとんだものではある
が——一つの形式的実験にしてしまう」

「ブレヒト・政治的詩人の背理」の著者、マーティン・エスリンによれば、一九五一年の党中央委員会におけるエルス
ナーの批判は、はるかに露骨なものであった。「これは、果してリアリズムであろうか。これらの典型的人物は、典型的
状況において示されているであろうか。……これは演劇ではない。その上……ここには、歴史的に誤っており、政治的

に有害な場面がある」

ブレヒトの方法は、それを内在的関係において究明する場合にも、思想的意味を追求する場合にも、次の二つの条件を考慮しなければならない。第一に、ブレヒトは、党派性への徹底によって、逆に表現方法を多様にしている。かれは、芸術の媒介性を高度に組織化した。第二に、ブレヒトの問題提起は、革命運動の変質期におこなわれ、自ら意識する、しないにかかわらず、スターリン主義批判の契機を与えてしまう。

この視点から、ブレヒトの成果の批判的摂取と、より深く広い問題への発展が可能になると考えられる。これから私は、ブレヒトの方法を更に具体的に分析することによって、政治・芸術論の不毛性を克服する転換点を見出して行きたい。一九五六年と一九六〇年を通過した私は、自分なりに、この作業にとりかかる必要がある。

刊行本の註

87、26 京都大学教養部 A 三六七の書目録の一部は、この書に於いて

神戶大学 文学部 紀要「文学」(84、2)

ハイネ『北海』における詩と散文の相関性

松 下 昇

この論文では、ハインリヒ・ハイネ(Heinrich Heine, 1797~1856)の初期における詩と散文を同時にとり上げて、かれの思想・表現の原型をたしかめようと考えた。

私がこのような方法をとったのは、現在までのハイネ研究は、かれの初期詩篇のみを独立させて韻律史的意義を検討したり、逆に後期散文から無媒介的に政治性を引き出すことが多かったからである。

ハイネの作品系列からいえば、「歌の本」(„Buch der Lieder“)に収められている抒情詩が、かれの出発点をなしている。この詩篇のみをもってしても、ハイネは不朽の抒情詩人たりえたであろう。しかし、ここで注意しなければならぬことがある。「歌の本」は、一九二七年に出版されたが、この詩篇を構成する各部分は、それ以前に出版されていたのである。「若き悩み」(„Junge Leiden“)は、一九二二年に「詩集」(„Gedichte“)として、「抒情詩的間奏曲」(„Lyrisches Intermezzo“)は、一九三三年に「悲劇付抒情詩的間奏曲」(„Tragödien nebst einem Lyrischen Intermezzo“)としてまとめられている。一方、ハイネは、その後、「旅の絵」(„Reisebilder“)の表題の下に、詩と散文を同時に発表していった。「旅の絵」は第四巻まで続くが、一九二六年の第一巻には、詩篇「帰

ハイネ『北海』における詩と散文の相関性(松下)

郷」(„Die Heimkehr“) 散文「ハルツ紀行」(„Die Harzreise“) 詩篇「北海・第一部」(„Die Nordsee, Erster Zyklus“) が、一八二七年の第二巻には、詩篇「北海・第二部」(„Die Nordsee, Zweiter Zyklus“) 散文「北海」(„Die Nordsee“) 散文「観想、ル・グランの書」(„Ideen. Das Buch Le Grand“) が含まれている。

一八二七年の「歌の本」は、記号aからeまでの各詩篇が集成されたものである。ハイネの思想・表現を空間的にも時間的にも連続体として考察する場合には、「旅の絵」の系列を全体として把握する必要がある。この論文では、「旅の絵」第一巻後半と、第二巻前半に視点をしぼって、次の諸点を問題にしたい。

- 一、初期作品の根底にある表現意識の構造
- 二、詩と散文に形象化される場合の統一性と個別性
- 三、その後の作品へ展開していく運動形態と方向

詩篇「北海」第一部は、一八二五年夏、詩篇「北海」第二部、および散文「北海」は、一八二六年夏に、ハイネが、北海に浮ぶノルデルナイ島で過した時に形象化されたものである。

詩篇「北海」第一部は十二個の、第二部は十個の詩群から構成されている。第一部の冒頭の詩「戴冠式」と第二部の最後の詩「エビログ」を除いて、全て海を主題としている。しかも、海のとらえ方、展開の仕方は、叙情、擬人化、破壊、写実と目まぐるしい程で、ドイツにおける海の詩に画期的な成果をもたらした。形式は自由律を主とし、「北海」以前の恋愛詩にソネット形式を多用したのと対照的である。

散文「北海」は、貧しい漁民の生活や、風光の描写から始まるが、その過程で無意識的に、教会・貴族批判が導入

される。たとえば、それらに好意的な叙述をしている場合にも。

「私自身における見解の分裂こそ、我々の時代の思考方法の分裂を再現している。」⁽¹⁾

幾度も眼前の海に視線を注ぎながらも、ハイネは、この散文の二大テーマ、ゲート論とナポレオン論へ引きつけられて行く。「旅の絵」第二巻は、プロシヤ、オーストリアを始めとするドイツ諸邦の大多数の政府から、発禁処分が付された。

詩および散文の表現上の特徴を明らかにしたい。詩相互、詩と散文、散文内部における分析を試みる。

海への挨拶・から⁽²⁾

とうとうと潮は、波を打ち

波立ち、ざわめいている

太陽が、矢のように降り注いでいる

戯れるようなバラ色の光を

追い立てられたカモメの群が

飛び立ち、高く叫ぶ

馬があがく、楫が鳴る

はるか遠くまで、勝利の音が響く

タラッタ／　タラッタ／

ハイネ『北海』における詩と散文の相関性（松下）

難波した者・から⁽³⁾

希望も恋も！ 全ては崩れ去った！

この私は、まるで一個の死体だ

恨めし気に、海から投げ出されて

私は波打ち際に横たわっている

荒涼として、わびしい波打ち際に。

目の前には水の砂漠が沸きかえり

背後にあるのは苦悩と惨めさだけであり

私の上を雲が動いて行く。

形のない灰色の空気の娘が

海から、霧の手桶で

水をくみ上げ

やっとの思いで、ひきずるようにして

再びそれを海の中にこぼしている

陰気な、単調な仕事

何の役にも立たない、私自身の生活のような。

この二つの詩は、比喩の使用頻度が、最も大きいものとして選んだ。上の詩では、タラッタ（註・ギリシヤ語の「海」）

という語で示されるように、描写全体が、眼前の状況に対する比喩であり、ハイネはその直前で、自分を、「あの不幸を克服して望郷の念に燃える、世界的なギリシヤ人」オデッセイに擬している。下の詩では、数個の比喩のうち、「空気の娘」という隠喩が、「霧の手桶」という隠喩に相乗され、以下三行にわたって動作へ展開し、最後の「私自身の生活のような」という直喩を強めている。二つの詩の比喩に共通するのは、意味よりもイメージの性格をもつことであって、ハイネの表現意識の質をかい間みせるけれども、更に、この視覚的な比喩が、正反対のイメージに使用されているのに注目しなければならない。

次に、「難波した者」における海辺の描写を、散文のそれと比較してみよう。（傍線部分）

「たそがれ時に、一人で波打ち際をさまようと、私はいい知れぬ不思議な気持ちになる——背後には平坦な砂丘、目の前には波立つ果てしない海、私の上には巨大な水晶の円天井のような空——すると私には、自分が蟻のように小さく思われるが、それにもかかわらず、私の心はどこまでも拡がっていく。ここで私をとりまいているような自然の高度な単純さは、私を抑えつけると同時に高めてくれる。それも他の崇高な環境にあった時よりも強く。私にとって、いかなるドームも未だかつて十分に大きいということはなかった。その昔の巨人の祈りをもつ私の心は、常にゴシックの円柱よりも高くなろうとし、常にその屋根を突き破ろうとした。ロストラッペ岩（註・ハルツ山頂にある）の先端に立った時、最初の一瞥では巨大な岩が途方もなく集合しているのに感嘆した。しかし、この印象も長くは続かなかった。私の心は驚かされただけで圧倒されたものではなかった。そして、あの巨大な岩の塊まりは私の眼には段々と小さくなり、遂にはそれが破壊された巨人の宮殿の小さな廃墟のように見え、その中にいれば私の心はさぞ快適だろうに思うのであった。」

傍線部分の記号に示されるように、描写の配列は、詩と散文で順序が不同であり、又、詩では動詞が含まれるのに、散文では省略されている。しかし、共通なのは、ハイネが自然の中におかれた場合の空間意識であろう。そして、この空間意識が正反対の思想性を生み出していることに気がつく。詩において「崩れ去った」希望や恋は、散文における「破壊された」巨人の廃墟と対照的である。

次に、散文内部での文脈をたどると、はじめの、動詞を含まない省略的な文章が、ハイネの視点移動に伴って、「抑えつけると同時に高めてくれる」自然から、ゴシック建築に飛び、ロストラッペ岩に拡大し、その極大値を逆転して極小値としつつ自己主張をなしてあげているのが分る。ハイネの散文における奔放な視点移動は、追加的な従属節の多用によって支えられるけれども、後述するように、詩の中にも圧縮と転換の二要素がからまっており、視点移動が散文のみの特色であるとはいえない。

以上の検討から、ハイネの表現意識の特徴は、ジャンルの差より深い所にあるといわなければならない。ここで、詩と散文に形象化される場合に共通する特徴を、「北海」におけるハイネの自然認識から考えたい。

ハイネの抒情性には、自然への感情移入をめざすロマン主義的傾向とは別に、自然との統一の背後には、現実の非人間性が集中的に別の次元で隠されている、という潜在意識が含まれている。かれは、ロマン主義の遺産を駆使して自然を巧みな韻律とイメージで描きけれども、それは、逆に自己の反自然的な表現意識の強化となって結果してくる。詩と散文を問わず、イメージの中断、飛躍がはじまり、自然への調和に対する破壊へ導かれる。

問い・から⁽³⁾

波は永遠の呟きをつぶやき

風は流れ、雲は走り去る

キラキラと星は光り、一様に冷たく

馬鹿者が、ひとり答を待っている

告白・から⁽⁸⁾

細い蘆の切れはしで、私は砂に字を書いた

「アグネスよ、われおんみを愛す」

しかし意地悪な波が、すぐに

この甘い告白の上にあふれ

それをかき消した

そこで、かれは、巨大な樅の木にエトナの焰をつけ、それを握って暗い空に、この告白を書きなぐろうとする。上記の散文では、自然と等位し超えようとする意識があるが、それは、別の次元に隠された現実の非人間性への対抗であり自己の回復である。この意識は、表現面へ上昇する場合に、ギリシャ的世界の設定や、ゲーテ論、ナポレオン論となつて自然からの脱出方向をとる。このような意味から、ハイネは自ら呼んだように、ロマン主義の最後の詩人なのである。

では、ハイネの表現意識に影響を与えた個人的・社会的関係はどのようなものであつたか。

デュッセルドルフにユダヤ人を両親として生まれ、銀行員や織物商になるが、忽ち不適格性を暴露したかれは、自

ハイネ『北海』における詩と散文の相関性（松下）

分を有能なユダヤ商人に仕上げようと経済援助をしてくれた叔父の娘アマーリエやテレゼを長く恋することになる。多くの恋愛詩の源泉も不幸な結末しか残さなかった。一方、ユダヤ人文化学術協会で政治活動をするが、失敗に終る。かれを一生涯苦しめる慢性的頭痛がはじまる。フランス革命後の反動期の間は、ドイツにおいて一層深くなり、しかもハイネは、「ヨーロッパ文化への入場券」を手に入れるため、一八二五年六月、洗礼を受け、その二ヶ月後、叔父にもらった大学卒業祝いのお金でノルデルナイ島へ行ったのである。解放感と自己嫌悪の双方が、ハイネを包んだことであろう。それにもかかわらず、詩人としてのハイネは、友人モーゼス・モーザーあてに、次のように書き送って創作意欲を燃やしていた。「……私は、毎年夏に藕を破ります。そして、その中から新しい蝶が飛び立つのです。」⁽⁷⁾

ハイネは、自己の表現意識が新しい変動に向っていることを語っている。同時にハイネは、自己をとりまく社会状況の圧力を痛感していた。散文「北海」の題詞には、ハイネがベルリン大学に在学中交際したフアルンハーゲン・フオン・エンゼの文章がのせられているが、その思想は、ハイネのものであった。

「ドイツ人の生活領域は、古来特有な様相を呈している。即ち、それは、ありあまる優れた才能と力を、常に最大の困難と障害との圧迫によって置きかえ、その目的に向って広い世界へひたすら突き進もうといかに努力しても、殆んどそれを許さないものである。……現実の社会は、直ちにあらゆる方面から圧迫を加えて、活動的能力の内的使命に帰すべきものよりも、より低い段階へ突き落とし、より狭い範囲へ押しこんでしまう。……」⁽⁸⁾

このような外部状況と内部状況の複雑なからみ合いは、ハイネの表現意識の根底に、ジャンル差を超えた統一性を与えている。かれの対外部状況の矛盾、行きずまり、非交流は、ある表現を生む場合に、発想の速度と対象の速度にズレを生じさせる。対象の拡大、縮小、補足、否定などはロマン主義の範囲内でハイネが試みた基本的抵抗である。

詩と散文を問わず圧縮と奔放、歓喜と絶望が交代し、安定した対象よりも、不安定な一回性を、その性格的印象によってとらえようとする。しかし「北海」に至るまでの作品における振幅の激しさは、「北海」の中で変化しはじめた。同一対象を詩と散文の双方から形象することによって、自己の内部意識を外部状況と結合する道が開けたからである。ハイネにおける詩と散文は、相互に補完し合っており、ハイネの創作における過渡性と、ハイネが生きた時代の過渡性を同時に考察する必要がある。

創作および現実の過渡性を自覚することは、ハイネにおいて直線的、漸増的におこなわれたものではなかった。かれの意識は散文的な思想性を帯びるけれども、それは、表現構造・テーマの無意識的拡散と可逆関係にある。たとえば、改宗の自責に苦しんだハイネは、生涯にただ一度、「北海」において平和なキリスト像への愛着をうたっている。（「平和」）このような、過渡期がもつ不思議な二重性を、五十年後にドストエフスキーは、ロシアの過渡期を描きながら、ふりかえっている。小説「未成年」において、ロシアの亡命貴族であり、また、バリ・コンミューンの戦士でもあったヴェルシーロフは、その発狂直前に私生児アルカードイに向って革命運動の論理的必然を明らかにした後で次のようにいう。

「しかし、不思議なことには、いつも私はこの空想の画面を例のハイネがかいた『北海上のキリスト』といったような幻で結ぶのだ。」⁽⁹⁾

ハイネの表現およびテーマの無意識的拡散こそ、一方において思想的論理化を可能ならしめたと考えることができる。この可能性の自覚は、「北海」において萌芽状態であるが、すでにみたように、ハイネの表現・思想は発展への契機をもっている。この発展は、詩と散文によるジャンルの個別化と根底において結合している。詩の幻想性と散文

の自由性は、ハイネの表現意識の根底で、どのような関係にあるか。基本的には、かれが過渡期を内部から論理化した時には詩・自己表出の極が、過渡期を外から論理化した時には散文・指示表出の極が中心になった。

この場合に、ハイネとロマン主義の断固たる絶縁がおこなわれている。ロマン主義者たちが、散文的現実を、ロマン主義的詩意識（その中心概念がロマン的イロニーである）によって「克服」しようとするのに対し、ハイネは逆に、ロマン主義的詩意識を自己の散文性によって破壊しようと試みた。その際、この散文性は、外部現実の論理化と対応していることに注目しなければならない。

ハイネは、過渡期における主体性が、後進ドイツにおいて、どの方向へ形象面での突破を可能にするかということについて、後にこうかいている。

「しかし、新しい時代は新しい芸術を生むであろう。その芸術は新しい時代に感動的に共鳴し、色あせた過去から借りる必要もなく、今までの技法とは異なった新しい技法を創造さえもするであろう。その時までには、自己に酔いしれた主観性、世界の中にたずなを放たれた個性、神の如く自由な人格は、全ての生の悦びをもって、音と色で思うがままにふるまうがよい。それでもとにかく、古い芸術の死んだ偽物よりは役に立つ。」

ハイネは、自己の創造における過渡性が、時代状況の過渡性と一致した解決をみとめることを洞察していた。従って、「北海」において個人的疎外を反自然とギリシャの導入に、社会的疎外をヨーロッパ文化・政治論の展開に次元を移して形象した時、ジャンルの統一性と個性性を把握しはじめていたのである。

詩と散文の個性性は、ハイネの創造活動がすすむにつれて、極めて独自の運動を示すようになった。各々のジャンルについての検討に入る。

詩篇「北海」以前の恋愛詩にも、ロマン主義とは、どこかで不協和音を発する作品や詩句が潜んでいる。それは、幻想性を、その極限にまで追いつめてみようとする意識であり、「北海」に至って、表現意識上の転換点にさしかかっている。次の二つの詩を比較してみよう。

「海の魔」は、W・ミューラーの同じモチーフの詩が散文で紹介されているが、ハイネは、この詩を踏まえてかきはじめる。

私は船ばたに寝そべって

眺めていた、夢みるような眼で

鏡のように澄んでゐる水の中を

深く、深く眺め入った――

そして、沈んだ町や、ざわめく人の流れや、オルガンの響きを知覚するのであるが、ある窓のそばに、かつての恋人の姿を探しあてる。

もう決して私は、お前を見失なわない

私がお前のところへ降りて行く

腕をひろげて

お前の胸に飛びおりる

ハイネ『北海』における詩と散文の相関性（松下）

危く間一髪のところ
私の足を船長がおさえた
船べりから私を引きはなし
いままし気に笑って、叫んだ
「ドクトル、悪魔にとりつかれたんですかい？」

この詩と隣り合わせになっている「海の静けさ」⁽¹²⁾は、ゲーテの同題の詩のように、まず海の描写から歌いはじめる。

海の静けさ／ 明るい光を
太陽は水の上に投げ
波うつ金銀細工に
船は緑の水脈を引く

しかし、この詩は、超時間的な美的仮象をのりこえて、人間を描いてしまふ。帆をつくらっている、タールだらけのボーイを。

その頬の汚れの下には
赤味がさし、もの悲し気な影が

大きな口許にうかび、苦しうに
美しい大きな眼を見はっている

この描写は、それに続く事件によって切断され、人間関係が、海の静けさを覆いつくす。

船長が彼の前に来て
荒々しく罵り、叱ったのだ——「盗っ人／
泥棒／ てめえ、ニシンを
おれの樽から盗んだな！」

そして、海の静けさの中を、真犯人のカモメが獲物めかけて舞いおり、題名は全く逆転した効果を放っている。「海の魔」が、幻想的な海底の風景にのめり込み、その幻想性が最後の連において、他者によって破壊されているのに対し、「海の静けさ」では、描写が運動そのものによって破壊されている。「北海」以前の詩集、特に「若き悩み」における幻想性への没入と、それからの引き裂かれるような現実回帰を、ここでふりがえてみる必要がある。

夢のまぼろし・2・結尾から⁽¹³⁾

ふと穴の中をのぞきこんだたん
冷たい戦慄がからだを走り
私は真暗な墓の闇の中へ

ハイネ『北海』における詩と散文の相関性(松下)

落ちこみ——目がさめた

夢のまぼろし・9・結尾から⁽¹⁴⁾

いよいよきつく女は私を抱きしめた

胸苦しいばかりに——

その時、雞が暁を告げるのと共に——音もなく薄れて

蒼白い大理石の女は消えてしまった

このような結尾は、初期詩のいたるところに現われている。その最後の名残りが「海の魔」であった。「海の静けさ」以後に、自律しえないままの破壊から、この破壊を意識的にとらえかえし、表現上の方法と化したハイネの変位を確認することができる。この表現意識上の変位は、思想性が詩に現われる時期と重なっており、「北海」の段階では、詩形式による状況批判は現われていないが、同時期にかいていた散文の影響を、表現の根底において受けとめていたといえるであろう。

自己の幻想性を、散文的思想によって克服する試みは、ハイネにおいて、ロマン的イロニーの破壊、及び逆用という画期的な意義を帯びるようになった。かれは、この概念を、ロマン主義的遊戯から、現実の幻想性破壊の原理に転化した。「旅の絵」第二版の序文においては、次のようにかかれている。

「この中世の余韻は……今や、現代詩の鋭い、苦悩にみちた喜びの声の中に入って行く。そして、この現代詩は、何らかトリック的調和の感情を偽って吐露しようとは欲せず、むしろジャコバン主義的に、假借ない真理のために感

情を分析するのである。⁽¹⁵⁾」

ハイネは、詩と散文の創造を同時に起こすことによつて、内部世界の論理化と外部状況の論理化を結合して展開し、自己の無意識的な表現を意識的にのりこえる道を発見した。けれども、この変位から直ちに政治詩人としての評価を下すことはできない。かれは、あくまで、自らの表現意識の本質的な課題として外部論理化をおこなったのである。スローガンを歌ったのではない。「北海」の後にかかれた「新詩集・序詩」(„Neue Gedichte“ Prolog)⁽¹⁶⁾には、芥川龍之介が指摘したように、内部世界の武器を外部状況に反転する際にハイネの抱いた感慨が示されている。

だが戦士は愛の神にからかわれ

槍も剣もうばわれて

どんなに逆ってみても

花の鎖でからまれる

やさしく私もからまれて

歓喜と苦悩をまとうている

時代の大きな戦場で

みんなが戦うこのときに

ハイネの後期の傑作である「ドイツ・冬物語」(„Deutschland. Ein Wintermärchen“ 1844)は、「北海」で題

ハイネ『北海』における詩と散文の相関性(松下)

係の認識・克服過程でおこなったからである。文体も、風景・人物描写における非必然的な飛躍をさせ、自由な格調を獲得している。

その速度が対象の速度とズレをもたざるをえないハイネの表現意識は、自由な散文によって自己を自然と等位させたり、ヨーロッパ全体に関与する問題を論ずることによって、かろうじて均衡を保ったのである。この自由性は、断片性をその必然的な代償としている。ハイネは、これをすでに最初の散文「ハルツ紀行」の中で自覚していた。

「もしも、あることがいつか語られるならば、それがいつどこで語られたかということは、結局どうでもよいことなのだ。個々の作品が結合して一つの全体を形成するならば、個々の作品は断片としてとどまってもよい。」⁽²¹⁾

ハイネの自由な文体は、当時のドイツ文学の水準をはるかに抜く思想性を散文「北海」にもたらしているが、同時に、それは、かれが現実の具体的な対象を、対象自体に運動させつつリアリティに描写することの不可能をも意味している。ここに、ハイネの少数の戯曲や小説が断片のまま放置された原因がある。たとえば、「旅の絵」第四巻の「ネッカの町」(„Die Stadt Lucca“ 1829)には、フランチェスカやマチルドなどの女性を登場させて、才気喚発な着想をちりばめているのであるが、大部分が主人公である「私」のおしやべりと補足的説明であって、ここから対話や、事件の有機的发展が生れてくるはずはない。

矛盾の運動を、現実における複数主体によって止揚せずに、自己の意識の中で矛盾を運動させることは、孤立して過渡期の思想を定着しようとするハイネの表現意識の特質でもあるが、この特質は、この時期にドイツ文学全体が現実の状況によって規制されていた関係を示している。ハイネも、この関係を深く自覚して、「北海」の最後の部分で次のようにかいていた。

「おそろく、スコットの形式（註・ハイネはこの言葉で、対象を安定した側面からとらえた表現形式をさし、対象に、対象を変革的側面からとらえるバイロンの表現形式を考えている）のみを用いる文学的独創性をもって、ドイツ史の諸要素を一連の歴史小説によって描くことが、あるいは可能であるかもしれない。……我々ドイツ人は叙事詩をかいたとしても、その主人公は単に我々の頭の中に存在しているに過ぎない。……我々は多くの空想力をもっているが、フランス人はそれを少ししかもっていない。それ故に神はフランス人の後押しをしたのであろう。かれらは、この三十年間に自分たちが見たり、おこなったたりしたことを忠実に物語りさえすれば、いまだかつて、いかなる国民も、いかなる時代もが生み出すことのなかった体験の文学をもつことができるのである。」⁽²²⁾

ハイネが、ドイツの社会構造をリアリティに反映した散文形式の文学をつくることは、ドイツの「時代錯誤」のため阻止され、一方、ハイネの表現意識は、社会構造と等速度的に対応する構造をもっていない。では、かれは、自らの断片性を克服するために、散文にどのような展開方法を見出したか。

ハイネは、詩篇「北海」において、表現構造に潜む幻想性をとらえかえし、主体的な表現形式に転化したと同様に、自分に代表される意識と現実のズレそのものをもたらししている社会的・思想的状況の論理化を開始した。その場合に二つの方向が生じている。一つは「北海」のゲーテ論から発するドイツ文化の総体的把握と批判であり、他の一つは、「北海」のナポレオン論から発するフランスにおける政治状況の通信と啓蒙であった。二つの方向は、一八三〇年の七月革命後、ハイネがパリへ亡命してから飛躍的な上昇をみせるのであるが、その萌芽は、すでに「北海」に現われている。

第一の方向は、「ロマン派」(„Die Romantische Schule“ 1833)、「ユイッ宗教・哲学史」(„Zur Geschichte

ハイネ「北海」における詩と散文の相関性（松下）

der Religion und Philosophie in Deutschland : 1834) に代表され、第二の方向は、「フランスの状態」(：Francia'sche Zustände : 1832)、「ルテツィア」(：Lutezia : 1840-43) に代表される。これらの散文には、ハイネが、ヘーゲル哲学とサン・シモン主義から内部論理化と対応させつつ主体的に学びとった思想性が根本的な骨格として潜んでいるが、その思想的意義は、ここで詳論する余裕がない。ただ、「北海」からの散文の系列が、表現構造としてもついていた特質についてのべてみる。

散文による思想・政治論（特に第二の方向）には、明確な叙述と、比喻、間接的表現による戦術とが、有機的に交差している。「北海」における視点飛躍は、新しい意義をになうことになった。かれ自身も、出版者カンペにあてて、「これは、テーマの素早い転換にもかかわらず、緊密な統一をもつ作品であり、一つのロマンとしても読むことができるのです。」と、「ルテツィア」に因する自己批評をかき送っている。この「ルテツィア」は、一八四八年の発火点（二月革命）にむかつて熱を帯びて行く時期のバリ通信を、「アウクスブルク一般新聞」に送ったものであり、一八五五年にかかれた序文には、検閲に対する戦術が次のように記されている。

「私は、やむをえず、私の思想の小船に、決して私の社会的、政治的見解の真の表現でない印の旗を、しばしば掲げなければならなかった。」そして、実際にかかれは、「悪魔のような歌をうたいながら」労働しているコミュニストたちをしばしば描き、宣伝した。けれども、それは、完全な戦術だけの問題であろうか。ここには、「北海」以来の、視点飛躍が、思想性の動揺という形で現われてきている。但し、それ自体は、政治的にも、芸術的にも、否定的な意味だけを示すのではない。ハイネが、意識内の矛盾を、政治状況の矛盾との対応関係において、激しくかみ合わせつつおこった表現は、戦術を超えた美と洞察の数々を生み出している。二十世紀を震撼させるコミュニズムも、この

時期には、労働者階級の内部で無意識的な萌芽状態にあったのであり、その理論的「父」は、パリにおけるハイネの友人カール・マルクスによって開始されたばかりであった。

過渡期における後進ドイツがもつであろう運命に関して、若きマルクスは、次のように予想していた。

「しかし、ドイツが、近代諸国民の発展における現実的闘争へ活動的に参加せず、ただ思想という抽象的活動によって、それに随伴するにすぎなかったとしても、他方ドイツは、この発展の苦しみを共にした。その楽しみ、部分的な満足さえも受けることなく、一方の抽象的活動に、他方の抽象的苦悩が対応している。従ってドイツは、未だかつてヨーロッパの解放の水準に立てないうちに、いつかはヨーロッパの墮落の水準に陥っているであろう。」⁽²³⁾

「北海」の行間に満ちていた、暗い潮風と波の音は、ハイネの全生涯を追いかけて、我々の傍にもやってきているのである。

詩篇および散文「北海」以後の全作品の表現論と、十九世紀におけるハイネの思想的意義の検討が、これからの仕事として残されている。前者は、主体の意識構造の根底から表現がジャンルの表面へ上昇する論理の追求であり、後者は、過渡期の思想的位相からの下降的解析である。この論文では、前者の第一段階に踏み入ったばかりであった。

註(1) Heinrich Heine-Werke, Kiepenheuer-Witsch, Köln-Berlin, 1956, Bd. I, S. 747.

(2) Ibid. S. 171.

(3) Ibid. S. 174.

(4) Ibid. S. 756.

- (5) *ibid.* S. 182.
- (6) *ibid.* S. 162.
- (7) Heine Werke, Bd. VIII, S. 48.
- (8) Werke, Bd. I, S. 745.
- (9) 岩波文庫「未成年」(下) 米川正夫訳・二四七頁。
「モトモツスキー」は「バルチャク海上のキリスト」とかいているが、「北海上の」が正しい。
- (10) Werke, Bd. II, S. 148.
- (11) Werke, Bd. I, S. 167.
- (12) *ibid.* S. 166.
- (13) *ibid.* S. 15.
- (14) *ibid.* S. 28.
- (15) *ibid.* S. 743.
- (16) *ibid.* S. 187. この詩集は「一八四四年に出版されたが、序詩その他は一八三〇年につくられている。芥川の指摘は、「芥川竜之介全集」(岩波書店)第一二巻「文芸的な、余りに文芸的な」一七七頁。
- (17) *ibid.* S. 751.
- (18) *ibid.* S. 752.
- (19) *ibid.* S. 762.
- (20) *ibid.* S. 764.
- (21) *ibid.* S. 739.
- (22) *ibid.* S. 767.
- (23) Werke, Bd. VIII, R. 197.
- (24) Werke, Bd. V, S. 71.
- (25) マルタス・ヘンケルス全集(大月書店)第一巻中の「ヘーゲル法哲学批判・序説」四二三頁。



ハートフィールド

「バーデン教材劇」を印刷するにあたって、五行ほどの短い「まえがき」を添えていました。そのまんなかのセンテンスを抜きだすと、ごういうふうです。「死にはなんといってもわずかなものにすぎないその使用価値にくらべて、あまりにも大きな重みが付与されている」。これは直接には、「バーデン教材劇」のストーリーにたいする言葉でしょうね。だけどこの言葉は、「ヤーザーガー」や「処置」のストーリーにたいしても、いえるような気がする。だからブレヒトは、作劇法そのものにストーリーの批判をくみこもうと、いろいろ試みていた。「処置」ではことに、「若い同志」とはかのアジテーターたちとを、交換可能にしてみたりして。劇自体がこうして、いわば多層構造をもつわけです。

ブレヒトの劇の構造を考える場合、そのモデルに使えるのは、かれが詩人として出発したときから書いていたバラードの構造だと、ぼくは思うんです。バラードには作者がいて、歌い手がいて、歌い手がうたう歌のなかに主人公がいて、そしてある物語が語られてゆく。つまり語られる内容があつて、その内容にたいする主人公の態度があつて、その両方をひくくめた歌をうたう歌い手の態度があつて、さらにその全体をつくっている作者の態度がある。これらのけじめというのは、あるときにははっきりしているが、あるときには微妙です。対立するものが交錯し、否認と同意が同時に表現されたりする。そういった独特な、動きをはらんだ多層構造が、ブレヒトの演劇のなかにも持ち越されてきている。というより、もともと劇というものは、そういう多層的な思考の表現形態なんでしょうけど。

(八月十九日京都「梁山泊」にて)

処置するもの・とられるもの

松下昇

いことが決まっていって、その上で演ずる人間や観客に考えさせると考えていたんです。いろいろと違ってまわるけど、ブレヒトの考えは決まっているんだらうと思つてたんで……。窮乏という言葉が悪いんですが、「一種挑発的な陽動作戦のたのしみ」とでも言うのかな。この言葉は、じつは野村さんのご本「スウェーデンの対話」から知ったんですが。「処置」なんかでも、ぼくはこういう受けとりかたを多分にしていたんです。

野村 そりゃ、考えが決まっているところも多いだらうけれど。いずれにしろ、「処置」でのブレヒトの問題は、悲劇の現実的可能性と、悲劇の実現への抵抗とを同時表現しようとするところにあつた、といえないでしょうか。ブレヒトは当時、教材劇群の一つの

統制合唱隊

進み出よ！ 汝らの働きは成功し、この国にも革命が行進し、戦士の隊列もとのえられていく。我々は汝らを承認しよう。

四人のアジテーター

待て、いわねばならないことがある。一人の同志の死を我々は報告する。

統制合唱隊

かれを殺したのは誰か。

四人のアジテーター

我々がかれを殺した。我々はかれを射殺し、石灰坑に投げ込んだ。

統制合唱隊

かれは汝らが射殺するに値するどんなことをやったのか。

四人のアジテーター

しばしば正しいことをおこなったかれは、数回の誤りを犯し、結局かれは活動を危険に陥し入れた。かれは正しいことをなさうとして失敗したのだ。我々は判決を要求する。

統制合唱隊

事件がどのように、いかなる理由で起きたのかを示せ、
そうすれば汝らに我々の判決を告げよう。

四人のアジテーター

我々は汝らの判決を受け入れるであらう。

ブレヒトの教訓劇『処置』(Die Massnahme, 一九三〇年)は、
このような導入部によって開始される。ミステリーが殺人の発生を
冒頭におき、それをめぐる多くの仮定推理の末に犯人を指摘するの
とは全く逆に、ここでは、まず被害者が登場し、行動を再現するこ
とによって殺害の理由を示し、判決を要求するのである。『処置』
は、『試み』第四号に入っているが、その前後に発表された第三号
の『三文オペラ』や第五号の『屠殺場の聖なるヨアンナ』に比較す
れば、その紹介や上演は極めて少ない。その理由の一つとして、党
規律の厳格さを要したこの作品が、政治主義的あるいは人間主義的
立場からは評価しにくく、一種の当惑から避けてしまおうのであろう
ことが考えられる。このことは逆に、『処置』の中に、ブレヒトの
表現の連続性を支える思想的・方法的な問題点が含まれているので
はないかという想像を生むのである。

表現の特徴に留意しながら筋を追ってみたいと思う。一〇六五行
から成る『処置』は、権威の所在を示す数十人の統制合唱団と、ア
ジテーターを演ずる四人の被追害者(男三人、女一人)による劇的カ
ンタータである。音楽はハンス・アイスラー、初演は一九三〇年十
二月十一日、大ベルリン労働者合唱隊によっておこなわれた。
一九二〇年代の世界革命が進行している状況が、この劇の背後に

ある。モスクワから中国へ潜入しようとする四人のアジテーターは
国境直前の党委員会事務所で、一人の若い同志に案内する任務を与
えた。この若い同志は、アジテーターの一人によって演ぜられる。
かれらは非合法活動を開始するにあたって仮面をつける。仮面の使
用は、ブレヒトが他の作品でもおこなっている疎隔化の方法であ
るが、ここでは前衛的均質性、没個性を示し、それは、劇の
後半で、若い同志が指令に反逆する際、仮面をはぎとり破り捨てる
行為によって強調される。

語れ、けれども
語り手を隠せ。
勝利せよ、けれども
勝利者を隠せ。
死ね、けれども
死者を隠せ。(統制合唱隊による「非合法活動の讃歌」から)

上部からの論理は、「……せよ、けれども……」という形で下降
する。下部のアジテーターは「……」と受け入れるだけである。一方、
アジテーターは、若い同志のいくつかの質問には「Yes」の一語で
答え続ける。

中国への潜入後、若い同志は、非合法活動において、四回の罣り
を犯す。一、米を運ぶ舟を引くクレーンたちの苦しみを減らすため
に、足の下へ石をしく工夫を教え、かれらの反逆を遅らせた。二、
工場でピラを配布した際、無実の労働者が配布の容疑で捕えられ
るのを黙視できず、その警官を襲撃し、アジテーターたちを追求の的

にした。三、帝國主義との競争で武器を調達するために、民族資本
家と交渉した時、相手の愚劣さに腹を立て、交渉を挫折させた。
四、餓死に瀕する失業者を見て、時期尚早の蜂起へ突入し、党の指
令と活動を破壊した。

ブレヒトは、感性的な政治活動が引き起こす危機を、かれなりに
四つの型に分けて構成しているが、ここには、一九二〇年代におけ
るドイツ革命の敗北や、中国革命の迂回も間接的に影響していると
考えられる。

四つの罣りが報告の形式で演技される度に、アジテーターと統制
合唱隊の間で討論がおこなわれ、後者の「我々は了承した」という
ことと共に次の場面へ移る。舞台の上には、四人のアジテーター
だけがあり、かれらが交互に、ターナー、監督、工場労働者、警官、
実業家、若い同志を演ずるのである。

さて、蜂起の最中、アジテーターたちは、官憲の追求を逃がれる
ために、すでに正体を暴露してしまった若い同志を消してしまふこ
とを決定する。若い同志も、しばらく沈黙した後、この処置を了承
する。そこで、アジテーターたちは、かれを射殺し、石灰坑に投げ
込む。

統制合唱隊は、以上の報告を演技によって示され、『汝らの処置
を了承する』という判決を下す。最後の合唱の部分、イタリッパ
ンで印刷されており、次の二行を含んでいる。

けれども、汝らの報告は又、我々に示している。どんなにか
世界を変えることが必要であるかを。

この教訓劇の評価において特徴的なことは、ブレヒトが結果にお
いて若い同志を死に至らしめているという点に関して論議が集中し
たことである。しかも、政治的立場によって正反対の評価がなされ
た。ブレヒト自身は、死後に出版された戯曲第五巻に入っている
「教訓劇についての註」で次のようにかいている。

「作者は『処置』の上演を許すことは、それから学ぶことができ
るのは、若い同志の俳優だけであり、かれも、それ以外に、アジテ
ーターの一人を演じ、統制合唱隊に参加した場合にだけ学ぶことが
できるので、何度も拒否してきた。」

ここから、教訓劇という形式を媒介として作者の意図、作品の構
成、上演の効果が、どのような偏差を生むかという問題が出てく
る。この問題を追求するために、まず論議の焦点である「組織の中
の死」から入っていききたい。そして、ブレヒトの『処置』は、ドス
トエフスキーの『悪魔』、サルトルの『汚れた手』との対比におい
て検討すべきであらう。それは、これらの作品によって表現されて
いる思想状況が、それぞれ典型的な意味をもっており、同時に、革
命組織の論理究明が、三者の創作契機になっているからである。

ドストエフスキーは、秘密結社のオルガナイザー、ネチャーエフ
による同志暗殺事件に衝撃を受けて『悪魔』(一八七一年)をかいた。
かれは、憤激のあまり、最初、作品の構成が犠牲になるのを覚悟
して、パンフレット式の脱物を作ろうとしたが、創作過程において
巨大な小説へ転換させた。ネチャーエフを映した人物ピートル・
ヴェルホフエンスキーは徹底的に戯画化されており、そのためド
ストエフスキーは、その後長く反動的作家として非難された。
サルトルが『汚れた手』(一九四八年)をかいた時期は、かれが労働

者階級の自由の回復を考察し始めた時期と重なっている。暗殺者ユ
ゴーの行動には、目的と手段の矛盾が、政治参加に先立って解決さ
れるべき問題として提起されており、又、権力につくための党の論
理を描くサルトルのペンの裏側には、帝国主義戦争と反ファシズム
闘争の現実が付着している。この作品に関しても、さまざまな評価
がなされている。

ドストエフスキーとサルトルは、組織の中の死を、どのように表
現したか。「悪魔」のピートルは、五人組の仲間一人を密告者
に仕立て、かれを殺害することによって組織の連帯性を強化しよう
とする。「尤も、諸君の御隨意に行動し給え。もし諸君が決心しな
かったら、この結社はこなごなに粉砕されてしまうのだ。それまた
だ諸君の反抗と、真切が原因なのでございませう。どうか僕が諸君にし
っかり結びつけられて、などと思はないでくれ給え……尤も、そ
んなことはどうでもいいや。」(『東洋文庫』ドストエフスキーは、この
事件を契機として暴露された状況の腐敗を、ルカ伝第八章の引用に
よって弾劾し、かつての自由主義者スチエパン氏に次のように告白
させる。「……私たちはみんな悪魔に憑かれて狂い廻りながら崖か
ら海へ飛び込んで溺れ死んでしまうのです。」そして、その後、「永
久に愛し得る唯一の存在」としての神が、ロシアを高めから照らす
にちがいない、とドストエフスキーは確信している。

「汚れた手」において、サルトルは、かつての暗殺者ユゴーが
「回収可能」かどうか判定されるために、以前の事件を説明すると
いう構成を与えている。党指導者の一人、エドレルは、政策上の対
立のため、ユゴーの手で暗殺されるが、その後の政策転換のため、
暗殺の意味は逆転し、ユゴーは危険人物になる。外部から見たユゴ

ーの価値は逆転するけれども、ユゴーは自らの殺人と、エドレルの
死に固執し続ける。「エドレルのような人間は、偶然によって死に
はしない。彼はその思想のため、その政策のために死ぬ男だ。自分
の死に責任を持つべき人間だ。もしばくがみんなの前で、あれはば
くの犯罪だと主張し、ラスコーニコフという名をもういっぺん要
求し、必要な償いをすることを承知するなら、そのとき彼は、彼に
ふさわしい死にかたをしたことになるんだ。」(『白井隆男訳』) 劇の結末
で、ユゴーは、「回収不能だ」と叫んで棄置される道をえらぶが、
ここにサルトルは、実存的論理における暗殺と、政治的論理におけ
る暗殺のくいちがいを示している。

ドストエフスキー、ブレヒト、サルトルの作品系列においてとら
えられている組織の論理にまず注目したい。ドストエフスキーは、
萌芽期の社会主義秘密結社における権力意志の根元をえがき、ブレ
ヒトは世界革命のプログラムが進行する際の規律違反者の処置をえ
がき、サルトルは、権力奪取前の派閥力学から個人的投企がはねと
ばされる関係をえがいている。更に殺害者について考えれば「悪
魔」においては、共犯者の思想内容は多種多様であり、正反對の場
合すらある。「処置」においては、組織構成員の均質性と論理の一
方交通性が特徴的である。「汚れた手」においては、暗殺者と並ん
で、被暗殺者にも力点が置かれ、論理的優位性を示す瞬間さえあ
る。

以上のように、三つの作品のテーマは、それぞれの歴史的状況に
支えられた連続的な独自性ともいえるべきものをもっている。その
場合、政治的論理は、創作過程に至る必然的契機をどの程度はら
んでいたであろうか。ドストエフスキーは、組織の中の死を契機とし

て更に多層的なテーマに進んで行き、ニコライ・スタヴローギンを
生み出し、サルトルは、ユゴーやエドレルをえがくことで、逆に自
らの意識に何ものかを加えて「弁証法的理性批判」にまで至ってい
る。一方、ブレヒトは、「処置」をかけた年に共産党へ入党し、党
の論理を教訓劇に仕立てたのであるが、奇妙なことに、このテーマ
はブレヒトの他の作品のテーマと断絶しており、「組織の中の死」そ
のものを再び正面からとらえる試みはおこなっていない。その理由
として、ブレヒトは、「処置」においても「組織による死」をテー
マに選んでいなかったのではないかと、ということが考えられる。ド
ストエフスキーやサルトルにとって、芸術が主體的関係であるのに
対し、ブレヒトは、芸術を客體的関係としてとらえていた。ここに
ブレヒトへの誤解と、ブレヒトの芸術的孤立の原因があるのではな
いか。

ブレヒトが、この教訓劇によって提起したかったのは、党規律は
いかにあるべきか、という問いであったはずである。しかしながら
ら、この作品は、発表後から現在に至るまで、正反對の評価の深淵
に宙吊りされたままである。一方では、スターリンの粛清裁判を予
言するものとして、その射程有効性を高く評価され、一方では、政
治的に有害であるとして上演を不可能ならしめている。この双方の
評価は、共に、ブレヒトの作品の意味を結末通りにとらえているこ
と、また、政治的基準を導入させていることによって二重に誤って
いる。「処置」の評価は、一、効果を生む全体的構成が、どのよう
な創作意図から出発しているか、二、それが、かれの創作理論の方
向においてどのような位置をもつか、の二点においてなされるべき
であろう。

ここで、ブレヒトが、この教訓劇に、カンタータという形式を
えいているのに注目したい。劇と音楽の新しい結合の可能性を探索し
ていたブレヒトは、「三文オペラ」においても、美学的なオペラに
社会的、意識的な機能をもたせようとしているが、「処置」の場合
にも、カンタータ形式において状況の関係を明確にし教化に役立て
ようとする意図がうかがえる。カンタータは、オペラと共に十七世
紀初頭に現われた形式であり、ブレヒトは、このバロック期にみら
れた、対位法への反対、自由リズムによる実験的な言語解釈という
特徴を、自らの試みへの手がかりにしたのであろう。アンドレ・オ
デールによれば、「カンタータは、いくつもの部分からなる抒情的
情景である。これは演奏会あるいは教会用のものであるから、正確
に言えば劇的動作を含んでいない。……伝統的カンタータについて
次のようにいうことができる。即ちそれは一つ一つ別々になった多
くの形式を組織し、一つにまとめた複合形式である。」(『吉田秀和訳』)
このカンタータ形式は、ブレヒトの実験的な試みを助けたのであ
ろう。「処置」をかけた時期のブレヒトは、V効果、叙事詩的演劇論
を中軸とする創作理論を構築しつつあった。一例として、ブレヒト
が現在までの戯曲的形式の対比表を作っている中で、かれの主張す
る項目をふりかえってみよう。そこには、「物語りつつ／観客を観
察者にし／その能動性を喚起し／決断を要求する／世界像／観客は
筋に對置される／論証／感動が認識へ駆り立てられる／観客は対立
し学ぶ／……」という項目が並んでおり、いずれも「処置」の創作
意図と一致していると考えられる。同時に、ブレヒトは、演技者と
観客者の意識を、流動的に客体化しておく方法「疎離化効果」(Ver
fremdungseffekt) をくり出そうとした。「処置」の註にも次のよ

うな意見が付け加えられている。「劇の進行は、簡潔で、無味乾燥でなければならぬし、とくに活気とか、表現ゆたかな」演技は余計である。演技者は、事件の了承と判決を得るための四人の動作を示すだけにしなければならない。……上演する者（合唱隊と演技者）は、学びつつ教えるという任務をもっている。ドイツには、五十万人の労働者合唱隊員がいるのだから、合唱する時に何が生まれるかという問題は、聞いている時に何が生まれるかという問題に劣らず重要である。」

次に作品の構成、筋の設定を分析してみる。「処置」は、四つの誤りの再現を、報告の過程の中に含んでいる。プレヒトは、かれをとりまく政治状況から一定の影響を受けながらも、かれが誤りと考える一般的な四つの型をフィクションとして設定したのである。この四回の誤りを報告するために、四人のアジテーターが必要になったものと推定することができる。そして、事件に關係する全ての登場人物は、この四人で代行することによって、報告の密度が一層高められた。

このような構成、筋の設定は、基本的には、かれの初期創作理論の展開線上に位置するけれども、意図と構成、構成と効果の間には明らかな偏差が生じている。プレヒトが、効果を重視したために、状況を反映する構成よりも、効果を生むための構成を選んだことは当然である。この視点から見れば「処置」は、それと同時に期にかかれ、共に「試み」第四号に入っている「然りをいう者」、「否をいう者」と極めて類似した構成をもっているのに気付く。言葉や文体の簡潔さ、病気に倒れて旅を続けられないものを殺すかどうかの問題、登場人物による疎隔化された対話、合唱……。しかも、「然り

をいう者」と「否をいう者」は、筋において同一でありながら、結末が正反対になるという逆転關係を示している。従って、この対比から、「処置」においても、逆転した結末を予想することは可能であろう。「場」の変換の可能性を示すことが、プレヒト理論の基本なのだから。しかし、「然りをいう者」と「否をいう者」に關しては、プレヒトが、相互の結末と正反対の方向へ観客の想像力を導くとして対して、「処置」の場合には、筋を想像力によって逆転させようとする意図と、ある論理を教化しようとする意図が分裂している。「処置」の後にかけられた「母」（原作ゴリキー）では、後者の意図が統一的に働いているのに、「処置」では、双方の意図が、奇妙な共存關係を保っているのである。プレヒトは、ここで、若い未熟な、感性的な活動家を否定させ、より権威的、理性的な党論理を肯定させようとしている。結末において、若い同志が殺されるのは、この効果を促進させるための手段であって、プレヒトの本意ではない。かれが、簡潔を予知したと評するのは逸脱であると思われる。かりに、予知した、とみるためには、下部組織からの公開報告を、上部組織による秘密な処置に「逆転」し、その上、誤りの系列を、年齢に關係しない、本質的な組織論の問題に「置換」する操作が必要となる。これは外在的解釈であり、作品の構成に含まれる完結性を破壊してしまう。

このような、意図と構成と効果における偏差は、プレヒトの政治参加と共産党入党と創作理論の構築が、同時期におこなわれたことに起因する。「処置」においても、統制合唱隊が「ソ同盟への讃歌」、「党への讃歌」が、カンタータ形式でアジテーター達の対話を覆い、プレヒトが、たとえ自己の理念におけるヴィジョンとしてであ

知らないんだ！ と私は叫んだ
罪を自覚しながらも。

れ、当時の革命勢力と前衛主義を肯定していたことは明らかである。この作品の最後で、統制合唱隊は、処置を了承しながら、先にのべた二行を付け加えているが、プレヒトによるこの補足も、「組織の中の死」は、資本主義体制が存在する限り止むを得ないから、死を免れるためには未熟さを脱せよ、という教訓を必然的に導く。「処置」を一つのミステリーと考えれば、若い同志を殺したのは、プレヒト自身ではないだろうか。プレヒトが確信していた芸術的政治的有効性という基準からみれば、「処置」は、教化に失敗したのと同じ理由により、同じ程度だけ、簡潔を生む政治的論理の暴露にも失敗している。かれは、極端に相反する評価に接した時、微笑しつつも当惑したにちがいない。「組織の中の死」は、「処置」のテーマではないのだから。だが、そのためにプレヒトにおいては、ドストエフスキーやサルトルにみられたような、他作品への思想的連続性が断絶する。一方、大衆が自己のおかれた関係と、その可能性の認識へ到達することを意図した方法そのものは、いよいよ独自の成熟を示して行く。けれども、晩年に、「未熟な、感性的な規律違反」ではなく、革命運動の再検討を迫る事件——一九五三年の東独暴動——が起きたとき、かれは、自らの方法そのものから糾弾された次のような時を、ひそかにかなければならなかった。

「悪い朝」

昨夜私は夢の中で、何本もの指が私を指すのを見た
まるで順病の者を指すように。それらの指は節くれ立っていた
それらの指はねじ曲っていた。

では、プレヒトの「処置」をとりあげることは、作品系列におけるテーマの孤立、相反する評価の誤りを指摘するだけの意味しかもたないであろうか。この作品には、教化を目ざしているが、その意図を越えて、重要な方法上の試みがおこなわれている。そしてこの方法が思想的に極限まで追いつめられず、孤立していることが本質的な問題になってくるのである。プレヒトは、「試み」第四号への註で次のようにかいている。「四人の演技者の各々は、一度は若い同志の所作を示すべきであるし、従って、各々の演技者は、若い同志の四つの主要場面のうちの一つを演ずるべきである。」この註と、戯曲第五巻への註を比較すると、プレヒトは、「処置」の上演を主要する時にも、拒否する時にも同一の理由を持ちだしていることが分かる。これは、政治主義的解釈に対するプレヒトの自己防衛的なアイロニーであろう。しかし、より重要なのは、かれが作品において、若い同志の役を、四人のアジテーターに、次々と交代に与えているという表現方法そのものである。この表現方法は、特定の個人ではなく、組織内の全成員が、「自己の中の若い同志」を殺してしまふことを意味しうる。プレヒトは、その意味を自己の理論や教化の視点から把握するように、即ち、一人一人の演技者が感性的未熟さを捨て、理性的な党の論理に入っていく過程を把握するように要求したのである。その場合かれは、感性的・理性的という変化は意図したけれども、その変化が次々に循環して行く關係を、それ以上追求しなかった。従って、役を循環させ、自己の教化方向を貫

徹させることによって、役を循環させる力が何から発しているのかの問題を深化させ得なかった。しかし、ブレヒトの表現方法は、政治的関係の極限におかれた存在が、無意識的に、ある力のために循環しはじめることを暗示し、それゆえ、我々の表現方法や思想への示唆を含んでいる。

本来、主體的関係である芸術を、ブレヒトは自己の資質と政治的立場から、可能な限り、客体的手段として提出した。表現における美の一つであるのは、かれの場合には、作品全体が社会的存在に対する暗示となり、矛盾を感じうる能力としての想像力を刺激することによって、社会的存在と芸術の分裂を限界提示したのである。ブレヒトの方法のうち、たとえば、ここでとり上げた循環方法は、我々の自己史の重量を対象化し、その無意識的な、扱い難いようにみえる循環の突破口を、表現の上で先取する道を与えるかもしれない。その時、この創造過程は、手段であると同時に目的になるであろう。ブレヒトの方法は、有効性の立場から導かれたために、いわば思想

的に固定されたまま、その影を未来に落している。逆説的にきこえるかもしれないが我々が、芸術の政治からの自立を確認するために、ブレヒトの声を呻吟を聞き、又、自らも混沌の季節に呻吟する必要があるのだ。そして、さまたちの死者たちのために我々の口から出されるこの呻吟こそ、我々の内部意識を改革する形象を生み出すであろう。

(神戸大学「近代」三十六号・一九六四年八月)

お手紙と「同時代演劇」復刊第一号をうけとりました。私の「処置」論の掲載については、基本的にその意図がなかったのですが、実は、同時に横浜地裁でおこなわれている関東学院大の裁判闘争の資料がとどき、その中に、同封の極めてユニークな緊急処置要綱がありました。(学生、教員が学外に追放されつつあります。)

それで、いく分勝手なお願ひですが、この資料を特集の中に入れて下さることを条件にして、転載を承ります。

松下 丹

決議 不法行為に対する当面の処置要綱

七二・一・二 関東学院大学全学教授会

四十四年一月以来、ことに四十四年九月二十九・三十日の流血事件以来、四十六年五月十八日を経て、四十七年一月十七日の事件に至る間、学内暴力に対する本学の深刻なまわ

第一、四十七年一月八日声明を「再非暴力宣言」として確認する。

第二、ここに暴力とは次のものを指す。

一、学内暴力のことである

二、物理的力あるいはそれを背景にした集団的また個人的行動によって、他人の生命、身体に危害を及ぼすもの

三、それによって研究・授業および本学が学生・父兄・社会に重大な責任ある諸行事、大学の運営・事務の執行を妨げるもの

四、また、それによって他人の自由な意志および行動を強制するもの

五、その暴力が他の暴力の誘発なしに処理しえない性質のもの

第三、また前記のような、われわれの深刻な苦悩と体験に基づき、とくに下記の内容を絶対に排除する。

一、学内において運動のためヘルメットをかぶること

二、学内において運動のためケバ癖を持つこと

三、討論申し入れなどで、研究・授業・部活動に妨害すること

四、とくに入試、その他各種試験を妨害すること

五、授業時間中、デモ、演説を行なうこと

第四、以上に対する「断固たる処置」

以上は本学の生命である研究・授業・部活動・重要行事・運営事務の正常を保ち、本学の存続と発展を保障する最低の要件をなす。ゆえに、これをいささかでも犯すものは一・八声明に基づき下記のとおり「処置」される。

A 役職者の氏名が明らかな場合
本学の長期の歴史にして痛切な経験にかんがみ

一、前記の第二・第三にふれるものは、その具体的状況を踏まえた調査と情状酌量を前提とし処置される

二、教員・学生の場合、当該人物の所属学部、および職員の場合、当該課と事務長が先議する

三、前記の第二・第三に関する限り、学長代行が介入し、各機関と意見の一致をみないとき、学長代行の責任において決裁する

四、前記の第二・第三に関する限り、とくに免職・除職を原則とする。ただし、一定期間後、本件に関する限り暫く留置と実情調査に基づき、復職、復学が特別に考慮される

B 役職者が不特定多数の場合

一、これを、いかに扱うかについて一月末日までに各学部教授会・職員合同会議・学生諸団体は学長代行に見解と具体的方法を提出する

第二、お考え見 学長代行は役職事実をねばり強く記録し積み上げ、処置資料をつくる。

一定期間後その処置を各教授会・職員合同会議・学生諸団体に問い、全学手続の向かう所に従って処置案を全学に提案し審議を求め最終的に学長代行の責任において決裁し、全学の追認を求める。

一、参考まで

イ、運動の首謀者を処置対象とする問題

ロ、授業・部活動の妨害、証人の確定など

三、不特定多数者の侵害に対する処置は、きわめて困難であるがこれを放棄することは絶対に許されない。ゆえに何らかの形で必ず処置しなければならぬ

第五、処置の対象をどこまでさかのぼらせるか

処置の対象たる役職者をどこまでさかのぼって定めるかは、全学の手続によって定める。

第六、次の行為は、とくに重視される

免職・除職の対象となるものとして、第四、A・四のただし書きは適用されない。

一、他の人命への危害 二、試験など重大行事の妨害 三、施設・設備の破壊 四、施設・設備の不法占拠

第七、いかなる不法を行なっても、告訴や除職をしないという従来傾向を改める。

第八、「断固たる処置」に対する学生のかかわり方、陪審員制など検討すべき点を多く残している。しかし当面の事態が緊急の処置を必要としているので、とりあえず以上のような要綱を定め、これを最も緊要な「実践」の教えに従って補うべきものと考ええる。

以上

一九七二・一・二二
学長代行 岡本 正 提案

私は常にこの小説（バルクロマン）「と」の本文を譯する必然性をもっていないが、分った。プロッホは三種の原稿を残して世を去つたから、これを一つの作品として翻訳することには研究者が破滅の山村

[illegible]

ブ ロ ッ ホ

悪霊と山の背後に

△▽のすきまから眺めた作者の眼

松下

昇

てゐる巨魁。油コフシへ眼をむけて微笑するのだが、このよきな場にも一層深くこの本へ入っていく契機を与えるに、早くこの本から脱け出して、私が昨年かいた論文「六甲」の続きをかきたいという気分をかきたてる。

そこで思ひ切つて、この八山のう

う場合の $\wedge$ は原書では $\wedge$ の
ない Ded. D であり、両者の区
別が日本語訳では不明になつてし
まう。「 $\wedge$ 」の讀が D という
のも日本語としてあまいなので
はなからうか。
「 $\wedge$ 」は特に $\wedge$ を多用し、
であるわけはない、しかし Ded.
読み方も、かすかに $\wedge$ の
現と交差しているのだという気が
する。(筆者まつした・のぼる氏
「ドイツ文学者」)
△世界文学全集56／46 刊五
五七頁・四〇〇頁・筑摩書房
千代田区神田小川町二の八

める背後の壁に対していらだたし
きを感じた。

もちろんさまざまな自然描写、
とくに山上へ歩む信者の一団が、
六月の午前を皇朝から満している
朝の巨岩を見昇る場面（一六七ペ
ージ）をよむと、私のいる崖面の
かみえる六甲山系から突出し
ていなのに駭きつけられている

小説のうちへ、のつけられた
箇所を中心に拾ひ読みしてみた。
ついでにいうと印刷関係者は、
山を山カキ、へを二重山カキ
と称するそうである。いま気付い
ていることを三、三からておこ
う。

まず、原書にへがつけられ
ていなのに駭きつけられている

語り手が黙然について極めて長い構文（訳は原文のまとまりをほぼ保っている。）で語っている部分の最後の方——「……第二の現実がおびただしい形象から湧き出され、大いなる人故の存在と本質をあらわす形象となった。そして故郷のことと深い人への愛の確かさは……」（三六八頁）

エルギリウスの死」には全く使用されていないことを考え合せれば、意味をもつてくるだろう。私が記号人へにこだわるのは、この記号が私たちの周囲の作品、広大な世界に总括しており、この現象の背後に大きな未知の問題があると推測するからである。こんなことはプロットの前部でかかなくてもよ

う場合の $\wedge$ は原書では $\wedge$ の
ない Ded. D であり、両者の区
別が日本語訳では不明になつてし
まう。「 $\wedge$ 」の讀が D という
のも日本語としてあまいなので
はなからうか。
「 $\wedge$ 」は特に $\wedge$ を多用し、
であるわけはない、しかし Ded.
読み方も、かすかに $\wedge$ の
現と交差しているのだという気が
する。(筆者まつした・のぼる氏
「ドイツ文学者」)
△世界文学全集56／46刊五
五七頁・四〇〇頁・筑摩書房
千代田区神田小川町二の八

情況への対応

へ神戸大学教養部への全ての構成員諸君へ二月一日の国交は評議会が（寮問題）に固まる 解決能力をもつていないことを暴露した。

しかし、これだけモスト 流行が中止の基準にしてはならない。まして（時間）が切迫しているからといって（試験）のための秩序に復帰することはならない。（ストライキ）に入らざる限り、自身体よりも一ヶ月以上にわたるスト持続により、一切の大学構成員と機構の真の姿がみえはじめ、同時に自己とその存在基盤を変革する機会が与えられる。可能性が生きているこの方がはるかに重大なのだ。

神戸大学教養部へすべての構成員諸君、このストを媒介にして、何れかのように変革するのだから、それこそ

持続拡大する方法は何かを一人一人表現せよ。

少なくともこの実現の第一歩が大衆的に確認されるまでは私は旧大学秩序の維持に役立つ努力（援業試験等）を放棄する。

この問題提起に何らかの共有性を発見する諸君は自己について最も必然的な方向をつくり出して闘争に参画せよ。

一九六九年二月二日

へ六甲空間へにて

杉下 昇

（教養部教官）

26

教職員諸君！

入試阻止のデモがあれば機動隊の護衛が必要となること
から明らかのように、入試事務は大学と社会を結ぶ秩序
の維持に必要な労務である。入試事務だけではなく今ま
での一切の研究、教育、事務もそうであるのだ。
今諸君を訪れる一瞬の恥の感覚を深化し拡大せよ！

受験生諸君！

諸君の学びたいことは現在の大学では与えられないであろう
入試と関係なく大学で何を学びたいのかを考えその実現方法を
追求せよ。そして合格しようといまいと激動しつつある大
学を訪れて在学生諸君のつきつける問いかけくそのノノが反
対学への模索)に對して一切の先入観を捨ててぶえはじめよ
なお私自身は2月2日以来、大学問題が生み出す総てのテ
ーマを根底的に捉えるために旧大学秩序を支える一切の労
働(授業、試験など)を拒否している。

テーマの1つ

大学問題を論じる時、総ての人は自己の一切の発想のかたち
を告白してしまふ。なぜならそのとき自分自身の抱く既成概
念に対する徹底的な問いかけが必要とされるからである。

今日の試験終了後、御影工高校門前にて第一回のく反大学
討論集会を開く予定。

1969年3月4日

神戸大学教官 松下 昇

C教授会大衆団交議事録(抄)

1969年7月25日発行

神戸大学全学共闘会議出版局

神戸市港区六甲台町
神戸大学新聞会気付
TEL. 078-87-5131

定価 ￥100

△教官諸君へ▽

もし一片の良心と判断力があるならば、
今こそ教授会決定をのりこえる方向で行動せよ。

いかなる形でも全学集会が行なわれた場合は、試験、
授業その他大学秩序維持の労働を放棄せよ。(予告声
明をしてほしい。)

△少くとも▽これが人間として、

諸君が未来に生きのびる
最低条件である。

一九六九年七月一日

教官共闘(準)

連絡先 松下研究室
(内線 二六七九)

全学集会加担者の諸君へ

△私▽たちが△全学集会▽を粉碎の対象としてもらえる
のは、たんに機動隊との衝突があるからではなく、また神
大斗争の圧殺をもたすからでもない。

大学斗争の怖しさは、斗争の持続過程が機構や構成員の
真の姿を明らかにしていくことであるが、とりわけ斗争の
一つのくぎりとなす△全学集会▽という発想のスキマに
は、この世界における全ての△表現▽の階級性、原罪性が
包括されているのである。

この意味を抹殺したり、気付いても、その巨大な問いか
けに△秩序▽をこえてまで答えようとしないう諸君は次のこ
とを忘れるな。・・・・・・

諸君の落ちこんだ奈落も△私▽たちの追求も、永続的
な、世界(史)△的規模をもっているのだということ。

斗争の可視的な展開に関係△なく△、△私▽たちの△斗
争▽は不滅である。

一九六九年七月八日

△松 下 昇▽

バリケード的表現

松
下
昇

全学集会→封鎖解除→授業再開という反革命過程にぬりこめられている犯罪性は、大学の枠をこえて階級社会と人間存在のあらゆる原罪性へいきつく。

国家権力、右翼秩序派、スターリニストの見事な統一戦線を見よ。私たちは微笑しながら、かれらを出現させている世界(史的な関係に対立し、打倒し、止揚していくであろう。

敵でも味方でもない、ある圧倒的な力によって問題提起の正しさが彎曲していくのではないかという一瞬おとずれる感覚のむこうに、はじめて、ほんとうの斗争がはじまっている。

いま自分にとって最もあいまいな、ふれたくないテーマと、斗争の最も根底的なスローガンと結合せよ。そこにこそ、私たちの生死をかける状況がうまれてくるはずだ。

私たちは、バリケードから、全ての人間たちの真の姿を見てしまった。そしてバリケードの影は、全ての人間の時間と空間をおおいつくしている。この上、何を怖れることがあろうか。

一九六九年八月へ へにて

昭和44年9月1日

神戸大学教養部長事務取扱 湯 浅 光 朝

8.1 44年度前期、授業再開（昭和44年8月～12月）とその波紋

10カ月ぶりに授業が再開された第1日目、松下講師名による「バリケード的表現」注①と題しこのうえ何をおそれることがあろうかと述べたはり紙、自主講座実行委員会の名による「緊急アピール」注②と題し①授業再開実力粉砕、②創造的なバリケード形成、③闘争の生んだ全てのテーマの階級的追求、④全共闘運動への結集、⑤闘争圧殺者への永続的報復など記した次のはり紙類が指導教官専用掲示板にはり出された。以後同掲示板は松下講師ならびにそのグループに独占される。

その後自主講座運動実行委員会の名のビラや張紙が綻出したが、その中には文体、筆跡などからみて明らかに松下講師の手になるものと推測されるものが多かった。

注① バリケード的表現

全学集会→封鎖解除→授業再開という反革命過程にゆりこめられている犯罪的大学の枠をこえ階級社会を人間存在のあらゆる原罪性へいきつく国家権力、右翼秩序、スターリニストの見事な統一戦線を見よ、私たちは微笑しながらかれらを出現させている世界（史）的關係に対立し、止揚していくであろう。敵でも味方でもないある圧倒的な力によって問題提起の正しさが彎曲していくのでないかという一瞬おとずれる感覚のむこうにはじめてほんとうの闘争がはじまっている。

いま自分にとって最もあいまいなふれたくないテーマを闘争の最も根底的なスローガンと結合せよ。そこで私たちの生死をかける状況がうまれてくるはずだ。私たちはバリケードから全ての人間たちの真の姿をみてしまった。そしてバリケードの影は全ての人間の時間と空間をおおいつくしている。このうえ何を怖れることがあろうか。

1969年8月< >にて

松 下 昇

注② 緊急アピール

<授業再開>の意味を真にとらえるために、数ヶ月の闘争が我々に与えた<教訓>を想起しよう。一つは、いかなる<決定>に対してもこれが闘争に対してもつ効果を主体的に判断することなしに従ってはいかないということである。もう一つはいま自分がここ（例教室、研究室）にいる空間性がだれによっていかなる関係によって規定されているかを明らかにせよということである。この二つの<教訓>を具体的にいいかえると、当局のきめた時間割に従って討論すること（授業は論外）自体が<全学集会>と同様に闘争圧殺の機をもってしまうことになる。

ここ数ヶ月間、1日も中断することなく闘争の本質を共有展開する拠点となった<自主講座>運動はこれからも連日<B109>において参加者全員による実行委員会を開き、場所、テーマを深化拡大していくであろう。

反革命の逆流に抗して真の人間として生きようとする全ての<教官><職員><学生>は<自主講座>運動を媒介として自己の闘争を貫徹せよ。

授業再開粉砕

創造的バリケードの形成

闘争が生んだ凡てのテーマの階級的追求

自己がなうものとして全共闘運動の創出

闘争圧殺者への永続報復

1969. 9. 1

自主講座運動実行委員会

8.1 松下講師B109教室の不法長期占拠

松下講師は部長の退去命令を無視してB109教室に居すわり小林教官の化学の授業を妨害し、以後同教室を占拠し学内騒乱の拠点とした。

8.2 授業再開と一部学生の抗議 注①

注① 自主ストライキ宣言

12月から8ヶ月余の教養部無期限ストライキ闘争の状況の中において、われわれのすべきことは何んであったか。それは、最初は外から与えられたものであったその状況を自らの主体獲得の契機とし状況そのものを主体的に把握するものであった。そして、そのことが取りも直さず<全共闘>の提起した問題をそっくり担って立つことだったであろう。これが外的存在としての<全共闘>を、内的存在としての<全共闘>に転化せしめるものであった。

現実の大学当局の動向は、社会的にみれば、日本帝国主義の東南アジアへの経済進出としてある70年代を制するための国内帝国主義的再編の過程としての大学の再編、その実体としての中教審答申、大学立法を実質的に展開するものである。この再編は日本経済闘争の一環である安保、神純闘争を担う<学生>に対する弾圧としても存在している。そして又、彼等大学当局の<正常化=自主解決>路線は紛争の<弱点>、授業一単位授与一卒業というルールを基盤としつつ、我々のこの間の闘争を点突破し、それを放射線状に一挙的に崩壊させるものである。それはもはや、我々の提起した問題をそれとして捉えることの出来ない彼等の学問の腐敗というものを全く認識しない、醜悪極まる路線なのである。

われわれは、このような認識をふまえた上で自ら主体的に<生きる>という人間の本来的欲求でもって、当局の路線をたち切り、更に国家権力の直接的な発動にも屈せず、人間としての<生>の追求を行っていかねばならないだろう。このような過程にあっては<個>を越えた所での普遍性を獲得することによってまさに<類>としての人間性の獲得が要求されるであろう。

われわれは、単に外に向ってではなく<自己>に向けるものとして自主ストライキを宣言する。即ち我々の闘いがラディカルなものとしてあるが故に、この追いつめられている現況を単に受身的に甘受するのではなく、ここから打って出るという積極的なものへの転化する契機として、とらえねばならないだろう。この決断の永続、それに続く実践はまさしく飛躍の契機となりうるだろう。

（文責 2の3クラス闘争委員会）

自らの全責任において署名を。（注 署名はいずれも実名）

L.20	H・N	P.20	H・O	M.3	K・M
S.20	M・K	J.20	N・F	L.20	H・S
A.3	T・N		K・T		S・T
E.20	S・K	A.3	K・J	J.20	M・I
J.20	K・H		T・F		S・A

2日における<未知への所>から今はすでに、まさに奪われ圧殺されつつあるこの<暴虐への叫び>であり、飢えたる者へ、失われているものへの奪還の走駆であらねばならないことを宣言する。

1969. 9. 2

バリケードの中から

松 下 昇

註 文中①②③とあるのは、それぞれ

- ① 機動隊導入にいたる経過
- ② 機動隊導入を、大学執行部の「自主規制」による「大学法」の効果と見なしてよいのか
- ③ これに対する学内、とくに教員有志の抵抗という設問を意味しています。

お手紙拝見いたしました。ご質問にまずお答えします。

- ① 導入にいたる契機。二月十日教養部封鎖以来、全学的に六カ月封鎖が続き、右翼秩序派と日共は、同盟して闘争破壊の総上げとして、七月十二日に全学集会を機動隊の演習場(山の中にある)で開き、数分間戸田学長事務取扱いがしゃべっただけで封鎖解除宣言をしたと称し、非常大槌を得ました。(参加者は三千人。全共闘派六百人はガケからつきおとされ逮捕七十二名、負傷者二百名以上でした。)
- ② 大学立法成立によって最もおそれのいたのが、全国で神戸大だったのは偶然ではありません。一つには何とかして

旧帝大の水郷に近づきたいため、二つには関西財界の要請にこたえるため、政府の気に入るように闘争圧殺をはじめ、八月八日に機動隊を入れて封鎖解除をしました。執行部が何とおうと明らかに「措置法」の効果テキメンといったところで、坂田文相もそれを裏付ける発言をおこなっています。

③ 教員有志の活動は、④ 私いがいの数十名 ⑤ 私教員共闘、二つめにかけてのべます。

④ 全学集会に反対のビラを署名入りでまいた教員は、教養部約三十名、文学部約十名、その他の学部約十名です。この約五十名は、七月中に数度会合し、封鎖解除に反対するという声明を出し、九月七日夜から大学付近にとまりこみ八日早明、機動隊出動に先立って、プラカードをかかげ、全学部をデモし、最も闘争の中心となった教養部正門前にすわりこみました。一方、機動隊に守られた教職員は全共闘学生の退去した学内に入り、すわりこみ教員を冷たい眼でみながら作業を開始し、一時間後に、機動隊が交通妨害だといってすわりこみを排除しました。そのあとも正午ま

で、デモ、シブプレヒコールなどで抗議行動を展開しました。

ところで、九月一日から授業再開予定なのですが、七月末に封鎖解除に反対声明した教官の殆ど全員が授業以外の業務(立入禁止時間の宿舎)新入生へのオリエンテーション等々)に参加しているので、私は深い怒りを感じています。授業放棄の永続性が私と共闘しうる最低条件です。

⑤ 私は、独自に四月はじめ教官共闘を結成し(いまに至るも一人)、全共闘の構成メンバーです。八月七日午後六時に退去命令が出たとき、全共闘学生は大学周辺で火炎ビンをつかってゲリラ戦を展開し、三十人が逮捕され、のこり三百人は、大学のバリケードへもどる道を遮断されたので、寮へ引き上げました。有志教官は学外の二、三カ所に集合していました。私は、退去命令を拒否し、あくまでバリケードの中で闘争の意味を問いつけるという声明を午後六時にはり出しました。深夜まで、十数人の学生諸君と自主講座をやり(五月以来毎日やってきたのですが)八日午前〇時、彼等も帰ってもらったので、私一人になりました。一人でバリを占拠する感覚はまた別の機会に表現できたらよいと思っています。

早朝、ヘリコプターがとびまわり、八時前マイクで退去命令が出され、機動隊が、私しかいないバリケードにおそるおそる入ってきました。私は六甲のみえる研究室で、パンをかじって「共産党宣言」をよんでいました。機動隊は

不退去罪の適用も考えたようですが、報道陣や今後の闘争過程に対する政治的配慮のためか、手を下せませんでした。

私は、機動隊に占拠された二十時間ずっと部屋にいて、バリケードは不滅であるという思いをメモにかきつけていました。八月末まで、学生は立入禁止になりましたが、私に対する表現位相でのテロが激化し、私の出すビラ、ポスターはすぐ破られ、八月二十三日夜には、バリケード内で唯一「荒されてない」私の部屋が、消火液、赤インキ等によって完全に汚損されました。(書籍数十冊、衣服、メモ、机、ソファ……ラクガキはない——筆跡をおそれて!)「夜中にマスター・キーをつかえる人間」のタイハイは、ここまで至っているのです。私は、同封のビラ、三種にも示されているように、このような人間のタイハイの根源に対して、どこまでもたたかうつもりです。

多忙に疲労のため、あまりうまくかけませんでしたが、何かのお役に立てば幸いです。

八月三十日

至急、九月一日以後の状況をお知らせします。

○ 九月一日から授業が機動隊包囲の中で開始されましたが、私は教養部のB一〇九教室で五月以来、日曜も含めて毎日、自主講座をやっていたので、当日も朝からやりました。当局は禁止をマイクで何回か放送し、教職員がこわがって私の身

体に手をふれないので、公安捜査隊十数人の応援を得て、私の両うでをつかんで暴力的に排除しました（抗議した数十名の学生も）。私は広場でつき倒され、「神聖な教室をこんな奴のために汚されてたまるか」という教職員の声を背にして再びB一〇九に入り、数十名の学生諸君と共に自主講座（「階級社会における表現の問題」）を続行し、ついに第一時限の授業を粉砕しました。

○九月二日以後も毎日やっていますが、当局はこれらの強固な意志におそれなして、B一〇九の授業をすべて他の教室にふりかえ、いまやB一〇九は不可視のバリケードとなっています。

○一方、教授会は私の処分を討議しはじめ、一度の妨害はともかく、再度にわたれば、当然処分すべきだ、という声が多数を占めてきています。そして怖るべきことには、八月八日の封鎖解除に反対し、授業再開への協力を保留した有志教官たちすら、同調しはじめているのです。

大学改革の前提を問う

西村 秀夫

東大闘争のなかで大学当局の非人間性非理論性にあきれた学生たちは、「先生たちの学問・研究とは何か。何のためなの

か。」と問うに至った。専門化・細分化が進み、しかも激しい競争のなかにある（なぜ競争しなければならないのか）学問研究

九

○六月六日までは、一年生だけの授業再開でしたから、B一〇九で予定されている授業を他の教室に変えることが可能であったのですが、六日の学生大会（日共が執行部をとりかえしています）で、二年生の授業再開がもし決定すれば、八日以後はB一〇九を必ず使用することになるでしょう。そうすると、私の自主講座は、再度の衝突をさけられず、処分は目前です。

○どうか、このことを東京の全共闘運動者、私たちと共同しうる教師たちにお伝え下さい。具体的な抗議、その他はとくに要望しませんが、それぞれの拠点で、徹底的にたたかうときの参考にしていただければ幸いです。

九月四日夜

（編集部註）この原稿は、四十四年九月二日、東大教養部討論集会の際、「大学法」施行「成立」後の「自主規制」の個別事例を検討するため、折原浩氏が松下昇氏にお願いされた実情報告として書かれたものです。

は、人間とのかかわりを失ないつつあるのではないか。そこから大学の非人間化、体制順応が起きているのではないかと東大闘争の根底的な問題がそこにあつたのではないだろうか。今や「東大闘争」の衝撃をうけて、大学当局も怠慢を認めざるをえなくなった。加藤総長は、昨年十月十四日の「大学改革への提案」のなかでこういつている。「いわゆる新制大学の発足後すでに二十年近く経ながら、われわれが大学の現状に安住し、研究教育体制の基本的な改革を怠って来たことを率直に認めざるをえない。」しかし、その怠慢の原因はどこにあったのか。その反省は充分になされたのだろうか。

同じ提案のなかで「個々の教授と学生との間に、学問を通じての人格的な接触が行なわれ、それによって人間形成がなされることは教育のあり方として望ましい」が「それを大学の本来の理念として掲げ、それを制度的に実現することは、今日では困難」であるとし、「大学の現状を直視し、その性格が学問の継承と発展を目的とするという出発点を改めて明確にした上で改革の論議をすべきである」といつている加藤総長は、「大学の現状を直視する」という表現のもとに、現状を「肯定し」、研究と教育との間にある矛盾を解こうとする努力を放棄しているように思われる。

「教授と学生との全人格的接触による大学共同体」などという幻想を抱くことは私もしないが、学生が人間としての自己形成の要求を強くもつ存在であることは否定できない事実である。多くの学生が「人間になる」ことを求めており「人間にな

ろう」としている友人、あるいは年長者との出会いを求めている。「人間になる」、あるいは「人間疎外からの回復」とは、一方では政治の問題（人間無視の政治への抗議、あるいは変革のための運動）であり、他方では内面的問題（価値の発見あるいは創造）である。大学が自らを「学問の継承と発展を目的とする社会」とであると規定して、このような問題とのかかわりを拒否しても、学生たちのうちにあるその要求は消えない。私はその要求にかかわりを持つ教師として歩みつづけたいと思う。その仕事は大学教育のなかでは、「学習相談」とでも名づけられるべきだろうか。

「人間になる」とはどういうことなのか。それが青年の内に起こるプロセスはどういうものなのか。そのことを客観的にとらえてゆくという意味での「青年の人間学」、「人間学としての学生研究」が必要であると私は考える。それなくして青年教育、大学教育を考えることはできない。現場教師として歩いてきたそして今後も歩いてゆきたいと願っている私には、どの程度「研究的」な仕事ができるかこころもとない。私は若い人びとのなかに、この問題に関心をもってとりくむ研究者の生まれることを切望している。私の、また学生部教官のメンバーの実践が、そのための問題提起の一つとなれば幸いであると思う。

（編集部註）「学生部だより」90、一九六九・二・二〇号（東京大学教養部）「東京大学教養部学生部教官の活動——十八年の回顧と反省——」として書かれたものの一部を転載させていただきます。

正常化リ反革命に關するテーゼ

「闘争性」 さまが今ここにいるのは斗争過程のどのような関係によつて規定されているのか。会議や授業のためにここにいて、つても、それが国家権力の手をかりて可

能になつてゐることを忘れるな。

「規定性」 斗争の本質を深化させない多数決に従ふ必要はない。ましてブルジョア社会を維持するための時間制約から逆算して秩序回復をはかる策動は組織的、戦斗的に

戦闘的ではない。

「直覚の追求」 授業粉砕は自己目的ではなく、斗争がひきよめる全てのテーマをラディカルに追求する運動が、旧体制、教育体系をつきやぶり、権力や大学機構の運動と

闘争性」 現在、自主講座運動というかたちをとつてB

「批判の他相」 出発点の解決だけでなく、斗争の過程がバク

「批判とは何か」 ある主張や行動を支持して斗争すること

「表現のむこうへ」 斗争の期間に、自己の固有の表現を、ど

一九六九年 九月十六日

松下昇

25-1

44.9.25

9月22日(月) 3時限目 松波(松下教官)の時間に松下教官の付
理と思われ、女性の下記のよう、意味の文書を受講生に手渡した
こと。25日に1年8組の福田常雄君(B21022) 他4名の
教習係に連絡がなされた。

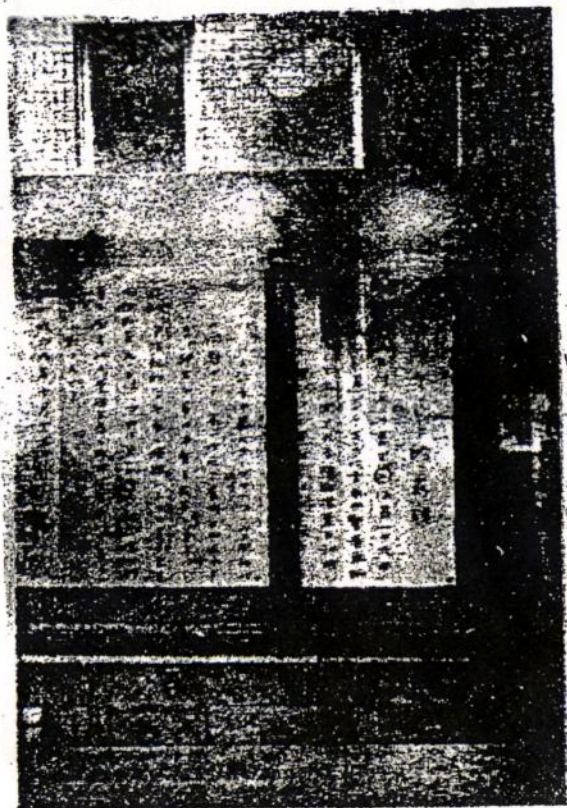
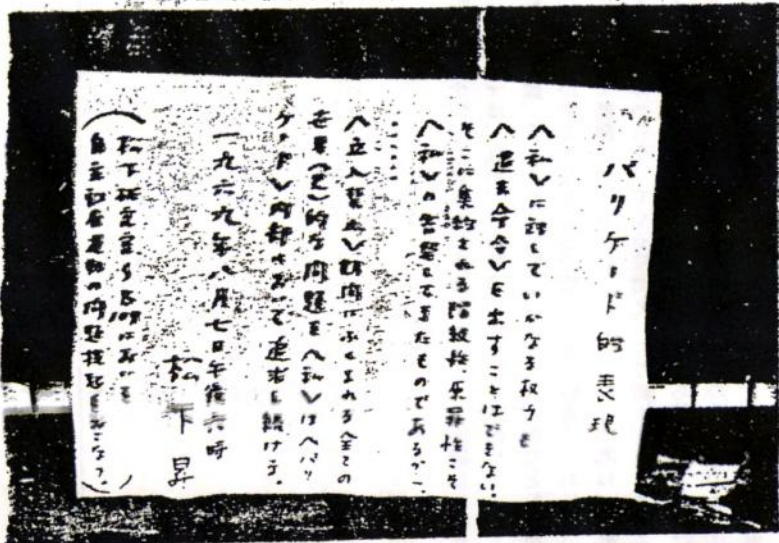
永続的に授業は存在し
B 109の自主講座に考へせ

松下 升

代わ教官をボイコットせよ。

その色に黒つて。

教習 12月 受付 9/25



バリケードの表現

十月十一日付の文書で(二)はB-1の使用方法を
止と通告し、さらに十日の警察車両襲撃に用いて
予測される強引捜査を利用してB-1の自主的
座運動参加者と協力にうり渡す態度を公然と表
明した。

いまだ自主的座の最大テーマの一つ空間性につ
いての内部がより高い次元で展開されようとして
いる。神大斗争の本質と共有する全階級の学生へ飛躍
し、さらに包括的、全階級の学生へ飛躍
しようとする全体的教職員、学生は、つねにB-1
へ広場に結果し、国家権力、学校当局と対決
する中から自らの斗争を創り出せる。

一九六九年十月十三日

松下 昇

情況への発言

松 下 昇

私が、年代や情況の表面的な変化とは関係なく格闘しなければならぬテーマは、私が、この数年間追求してきたテーマ、α・不可能性表現論、β・情熱空間論、γ・仮装組織論などを、包囲し、つきうごかすようなかたちで訪れてきている。それは、いままさに、ここで展開せざるものではない。むしろ私は、それらの星雲状の総体からやってくる波動を、この紙片でうけとめることによって、私のように闘争とかアビールから最も遠い位相にある人間を最前線に押し出してしまふ何ものかの残酷な力と対抗しようとながっているのだらう。それゆえ、残りの数十行に私が断片的に、一氣に埋める言葉は、純粹に私だけのものである。しかし……いや、やめておこう。時は迫っている。

この世界で最も幻想性にあふれた領域で、固有のスローガン、戦術を媒介として問われているのは、おそらく、つぶやきからゲバルトをへて国家、さらには宇宙に至る全ての表現の根拠の変革

である。とりわけ、表現の階級性の止揚。死語のなだれ、自己と他者に本質的な死をもたらす沈黙への怒り。倒錯した現実へのなしくずし感覚の根底にある自然さを、どのように粉砕するのか。報復と一行の時。汝の表現論を示せ。汝の原罪性がそこに、ひっそりと思っているはずだから。

橋を、広場を、部屋を、かんたんに通りすぎるな。権力にも、寄生的な参加者にも視えない空間が存在するのだ。汝はなぜここにいるのか。もはや、ここから脱出することはできない。ここに集中してくる全てのテーマを一人でも生涯かけてひきずっていく力を獲得するまでは。何よりもまず、パリケードとか、占拠とかいう言葉を汝だけの言葉に変化させ、その方法の追求ないし総括の場が、そのまま闘争となるような場を創りださなければならぬ。

風のヘルメットによる恒常的武装。火焰ピンを投げつけざるをえない関係そのものへ火焰ピンを投げよ。真の断続をこえた連続性。憎悪の対象や愛のしぐさが固定しているとき、汝は汝の敵そのものである組織論を内部に育てている。日付けを越え、政治を越え、一片の綿毛に生命を吹きこみつつ、最後の日付け、最後の政治へたどりつこう。固有の、不可避の闘争としてだけではなく、それを無視するほど巨大な闘争の不可避の応用として。

(一九七〇年一月三日)

表現 に対する決定的な

反革命を粉碎せよ！

松下昇・神戸大自主講座運動実行委員会・その他

なにものかへのあいさつ

私が、年代や情況の表面的な変化とは関係なく格闘しなければならぬテーマは、私が、この数年間追求してきたテーマ、α・不可塑性表現論、β・情熱空間論、γ・仮装組織論（連続性論）などを、包囲し、つきうごかすようなかたちで訪れてきている。それは、いますぐに、ここで展開せざるものではない。むしろ、私は、それらの星雲状の総体——からやってくる波動を、この紙片での根底にある自然さを、どのように粉碎するのか。報復と一行の時。汝の表現論を示せ。汝の原罪性がそこに、ひっそりと思っているはずだから。

権を、広場を、部屋を、かたんに通りすぎるな。権力にも、寄生的な参加者にも視えない空間が存在するのだ。汝はなぜここにいるのか。もはや、ここから脱出することはできない。ここに集中してくる全てのテーマを一人でも生涯かけてひきずっていく力を獲得するまでは。何よりもまず、バリケードとか、占拠とかいう言葉をやだだけの言葉に変化させ、その方法の追求ないし絶望の場が、そのまま闘争となるような場を創りださなければならない。

風のヘルメットによる恒常的武装。火焰ピンを投げつけざるをえない関係そのものへ火焰ピンを投げよ。真の断絶をこえた連続性。憎悪の対象や愛のしがさが固定しているとき、汝は汝の敵のものである組織論を内部に育てている。日付けを越え、政治を越え、一片の綿毛に生命を吹きこみつつ、最後の日付け、最後の政治へたどりつこう。固有の、不可避の闘争としてだけでなく、それを無視するほど巨大な闘争の不可避の応用として。

一九七〇年一月三日

松下昇

うけとめることによって、私のように闘争とかアピールから最も遠い位相にある人間を最前線に押し出してしまおう何ものかの残酷な力と対抗しようとながっているのだらう。それゆえ、残りの数行に私が断片的に、一気に埋める言葉は、純粹に私だけのものである。しかし………いや、やめておこう。時は迫っている。

この世界で最も幻想性にあふれた領域で、固有のスローガン、戦術を媒介として問われているのは、おそらく、つぶやきからゲバルトをへて国家、さらには宇宙に至る全ての表現の根拠の交差である。とりわけ、表現の階級性の止揚。死語のなだれ、自己と他者に本質的な死をもたらす沈黙への怒り。倒錯した現実へのなしくずし感覚

祝福としての〇点

私は、いま、代理教官の手におちる危険から奪還した八四十三年度後期のドイツ語成績表Vの八二百数十名Vに対し、全員、公平に赤いマル、八〇点Vを記入しおわった。これを八異常Vとみなすものは反革命である。理由は………きみが一ばんよく知っているはずである。

八〇点V以外の八点数Vを与えた教官、与えられた学生は自分を恥じよ。そして、八〇点Vが、八試験・単位制度Vそのものにふさわしいことを直感するものは、自分にとっての八闘争Vの八原点Vへ近づくつある。八〇点Vを八原点Vに止揚しうるものに祝福あれ。

一九七〇年一月

死せる魂のみちあふれている日に

松下昇

教官諸君へのアピール

一月十四日の成績判定会議は、きみ自身が判定される会議である。

刊行の註「...」に指示したものを、この調査資料として採集したものの。

☆

反幻想的の同い

私は、執行部に対し「私の担当予定クラスを代理教官によって埋めることを拒否し私の方法によってドイツ語に関連した活動をおこなう」と言明し、その結果へ正規の手続きによって私の名前が時間割をへ占拠している、いうまでもなく、これは何重にもギマン的の代理授業から「何か」をうけとり、止揚するためである。
その「条件」とは、

「賃金カット」が撤回され「関係者全員」が自己批判すること、それまで私は「正規の手続き」によって「休講」すること、これについて何か問題提起したい人ほソフでも私のところへ来てほしい。逆も成立する。これが真にヘドイツ語に関連した活動なのだ。そのほいまだん位相におかれていますか。私を誤解したばかりの度合の失墜。へ私の述べた条件はへ脱出不可能なワナである。理由は……考えますか。よい。永遠戦争の過程で、このヘワナを権力的に断ち切ろうとする者、無視する者、応用しない者はへ怖い報復を受けらるであらう。ではへ微笑のかたへの出発を。

一月八日

松下 昇

松下講師より教授会議長宛5月6日付書簡によれば、同講師は45年3期時間表に割当てているL・J・E・B学部（ドイツ語選択）のクラスに対し、従来同様同講師の云う意味の＜自主講座運動＞を延長しようとしている。教養部教授会は従来から同講師のいう＜自主講座＞は認めていない。したがって今回も同講師のいう＜授業＞を正規のドイツ語授業とは認めないことに決定したので、学生諸君は履修・受験届を出す際に注意されたい。

教 養 部 長

5月7日には、松下講師はこれまでの教授会決定を無視したビラを事務室前に張り出した。これは45年度前期の授業が始まると、松下講師は時間割に割当てられた時間にその教室で待機していたらしいが、学生が受講に現れなかったのでこの張り紙をしたのではないかと思はれる。なお、これらの事実が加わったため、5月13日の教授会で、学生に迷惑と混乱の起るのを避けるため、上記の決定となったものである。

5. 14

5. 14

(の)向い
小口...に存在している。
と、この一冊で済ませよう。
それか、これらを読みたい方々は
神大寺學といふはこの世界の全マ
の問題を訂するものの佐助と
關係を明らかにしてしようだろう。

通つておられるのは一條とうさく
には似たりがけり。自分の金表鑑と
枕詞の金龜は文藝する品を一々の
みまへ出せす。

一九七〇・五一四

松下昇

一九七〇、五、一四

松下 昇

(ハ) 潜伏場所にて隠し、其斗者によつてハ、店場に掲示されたマシ、ウ表理は、教養部広報才22号に写真裏として掲載された。イヤにくいので、印刷記のようにかきうつしてめた。――刊行券――

裁判を一つの比喻として

展開されつつある闘争に関するレジュメ

この名付けがたい闘争の特性について。一つの目付けをもち、数ヶ月に及ぶ時間帯に拡がっている闘争であること。権力が恣意的に拾い上げた目付けに、権力が恣意的に決定した被告たちが分散して配置されていること。(9・1 授業紛争……松下。11・8 試験紛争……橋本。12・8 教授会紛争……榎木、森川、松下。4・8 ロックアウト体制紛争……上野、森川、松下。)

ここには69年9月以降の正常化＝反革命過程にかかわった連続闘争の時間性、最もよく闘争を支えた人たちの主体性が疎外されてしまっている。従って何よりもまず権力による目付け、被告の決定にみられる恣意性を粉砕しなければならない。それはもちろん、裁判闘争の場そのものの止揚と裁判闘争にかかわる全ての人間たちの徹底的な総括、相互批判を必要条件とする。私は五人の被告団に対して、六番目の不可視の被告を仮構し、裁判闘争をふくむ全ての闘争、生活過程を支えようと思う。この方向に関する共同の度合いが、被告団の統一性である。

外見的には他の裁判にくらべて罪状は軽いけれども、その軽さと裁判闘争が包圍する問題の重さは、極めて大きい落差を示している。先にのべたことの他に把握しておくべきことは、七十年代レッド・パージの一端としておこなわれようとしていると同時に、大学という幻想的空間における問題(授業、試験、会議などに対する各人の存在の原罪性)を媒介として、大学闘争全体の総括がなされようとしている。

こと。南勝武、裁判闘争全体の総括も。そして、各人が自覚しようとしまいと、この状況における各人の表現の根拠そのものが問われているのだ。(被告のみならず、弁護人、裁判官、検事、証人、傍聴人、無関心者……も)

いうまでもなく、裁判闘争は現実過程における闘争にくらべて、それ自体では闘争たりえない、幻想領域でのしられた総括である。しかし、それゆえに価値はゼロとはならず、その現実過程からの抽象度を正確に把握する方法による現実止揚の運動と、たんに権力からいられているのではなく、生活、存在、情念、戦後史、言語過程などの一瞬一瞬の本質から総括をいられているのであるという自覚を対象化するならば、この裁判闘争の名付けがたさを、与えられた、困惑の表情でうけとめる必要はなくなり、未踏の領域へのエネルギー源として飛躍させることができるであろう。

緊急の課題として、封鎖解除の直前に六甲解放区闘争を展開した8・7被告団に対して、70・7・17に神戸地裁が示した弾圧(被告団の統一性の逆用)の意味を十分とらえかえし、たんなる戦術的・感性的対応をこえる反撃をつくりだしていかなければならない。あらゆるものから孤立した人間として、国家の表現と敵立しうる表現をつくりだしていない限り、いままで、ほんとうに闘争してきた、生きてきた、といい切ることはできないのだから。

一九七〇年七月三十一日

松下 昇

掲載された文書についての註記

〔編集者・註〕「へんかるわ」本号に掲載された文書の意

起訴状（「へんかるわ」25号に八国家の作品Vとして掲載）以後の数週間、私はビラをかいいていなかったが、私のさまざまな領域をおおう名付けがたい困難さをたしかめるために、「裁判を一つの比喩として展開されつつある闘争に関するレジュメ」を感光紙にかいた。その手ざわりや、コピーの装束の回転音や、代金のことをぼんやりと思いおこしながら、コピーを終わって坂道を降り、家の前までくると、多数の教職員に護衛された評議会代表が待機しており、処分に關する審査説明書（起訴状と同じようにコピーされたもの）を手渡し、反論の機会が与えられている、と告げて立ち去った。私は、文書のコピーという方法を私と逆の方向から行使するものたちを見送りつつ、私の敵たちの重層的な結合關係が、あらためてたしかめられるのを感じていた。起訴状に引き続いて説明書や私のレジュメなどを掲載する理由の一つはここにある。

起訴状と説明書は私に対する憎悪を秘めている点では共通しているけれども、統一性をもって展開されている私の表現活動に対する記述が、それぞれの文書において、ことなつた構成、文体をもっているのは次のことを暗示しているように思われる。即ち、それぞれの文書にある言葉は、私の前に現われるまでに、それぞれの文書を生みだす世界の根拠にある腐敗、ギマンをいわば私によって總括させられていること。さらに、それぞれの記述者が、その意味を独占しているかのようにみえる過去形の事実などはどこにもなく、私たちが、かれらの言葉の存在基盤を粉砕していく過程において、少しずつ自分でも気付かなかつたような意味が開示され、事実性としての完成にむかうであろうということ。

私の処分過程を契機として、権力によって、言葉の眞の生命が圧殺されていく情況が、大学という幻

想性空間で最も明白に暴露されたのだと私はとらえている。

平均的な労働者の解雇処分の過程にくらべて私の場合の進行の緩やかさと複雑さは、私が大学というある意味で特権的な場の労働者であることからきているであろう。しかし、別の意味でいうならば、大学でおこなわれる闘争は、言語発生以来の全ての課題を問いなおしつつ展開せざるをえない本質をもっており、たんなる階級闘争論や党派政治の水準に還元されるのではないと思う。

これは私の闘争や処分過程の対社会的な特殊性を意味するのではなく、その逆である。私を処分する動きは、大学闘争、表現運動の成果ないし新しい質を總体的に圧殺しなければ生きのびられない権力者たち、およびかれらを支える現実構造の必然にもとずいており、全ての人が、私と同じように幻想性を含む全存在過程を圧殺されていく怖るべき情況に突入していくことの予兆であろう。

評議会は、たしかに、法律に保障されている陳述の機会を与えてきた。いや、合法性をよそおうために、与えざるを得なかつた。但し、裁判制度にすら認められている弁護人、証人、傍聴人を排除し、一回だけ、形式的に機会を与えようとした。——説明書に記載されてある事実の有無についての陳述せよ。討論はしない。議長は指示に服従せよ。学生が乱入しないように説得せよ。——かれらは、私が、評議会の何重にも強圧的な陳述条件に腹を立てて出頭しないことを望んでいたし、かりに出頭しても、事実から離れた抽象論を激烈に語るだけであろうと予測していた。そして、夏休みの間に公表する処分決定の説明書に、「事実についての反論はなかつた。」とか、「自ら陳述の権利を放棄した。」という文章を付け加えることまで予定していた。さらに、大学当局と密接に連絡している権力は、私が、もし、事実について反論すれば、裁判の過程で私の罪状を質量ともに増加しようとならつていた。いくらか抒情をこめていえば、権力が悪夢のように怖れる全共闘が可視的には崩壊している日々に、嵐のようなA Vだけが私の武器であつた。

おそらく、あと数日で評議会は処分の最終決定をし、私は大学から排除されるであろうが、私の「八月V闘争の八事実性V」の記述のむこうに、かいまみられる問題、例えば

権力による、時川空間支配への挑戦（八月二十日～二十一日。これは、五月の闘争と響き合っている。）

事実性論によって評議会に口頭陳述の続行（八月二十一日～三十一日）と、九月末までの奇妙な沈黙をしいたこと。

十月以降の裁判闘争との関係が深いところで明らかになりつつあること。

などはこれからの私の名付けがたい闘争においても応用可能であり、燃え立つ希望である。

むしろ、私を本質的に苦しめるのは、なぜ私は、さまざまな既成表現形態（コピーとか転載とか配号とかの位相だけでなく、組織、概念、生活などの位相をふくめて）と、すれちがったり、衝突したり、それからみだしたりするのかわからないという問いである。また、それと競立して訪れてくるのは、起訴状や説明書に直接かわわっているもの以上に私を圧殺してくるさまざまな不可視の力を、どのように総体的にとらえ、報復を果していくかという問いである。可視的な敵たちが、たえず私の判断や行動を追っているときにも、これらの問いがますますとついていた。

これらの問いをつくりだしている世界の根拠へ突入していくのが、私の最大の課題であり、私たちすべての課題にしていくことが必要であるが、権力の手によって私のビラ、掲示、書簡などを編集せしめた資料集が配布され、処分や断罪の根拠に利用されている現在、私の手から放れた数片のコピー文書が「あんかるわ」のページに着地することの意味は一面大さくなる。

もちろん、本当に着地し花開くためには、私がこの一年半、作品や論文らしいものをかかず、ビラやコピー文書を転載しているという事実性のひこうに広がる遠い夢のような関係を十分に対象化すること、北川氏の要望（二十五号後記）にこたえることが必要であるけれども、さまざまな制約と私の非力によって、それは果されていない。

しかし、今かいている註記それ自体は、直接「あんかるわ」にあてられており、コピー文書の転載ではない。

そして、この註記が、北川氏を含む「あんかるわ」読者の要望する位相には遠いとしても、その遠さ

の中に、私たちが永続的に追求すべき課題が存在していることだけは註記しておきたい。

一九七〇年九月三〇日

松下 昇

六甲 松下 昇 著 定価 百四十五円

（以下にても可）

△私Vたちは、最後のグイジョンから発想してみるべきだ。一人のバルチザンとして出発した△私Vたちは、不可視の軍団としてそれぞれ別の山頂にたどりつく、と仮定してもよい。△私Vたちが、迷った心を探しにだけて王国を発見した旧約の青年に似ているかどうかは保証できない。△私Vたちは、自分だけでなく他の者も別の山頂に到達しているのを恐らく確認できないまま、あえぎながらひざまづいているだろう。そのとき、△私Vたちは、ビラミッドという奇妙な概念をつかっていたことの罪によって罰せられるだろう。むしろ△私Vたちは、それを要求しなければならない。そのとき、六甲を支えている海が裂け、複数の山頂が重なり合い、全ての△私Vたちは、海へなだれ落ちていくのだ。その後、六甲のままの六甲が、びっそりと横たわっていることはいくらでもない。

（「六甲」第二章より）

「包圍」は届切れになりました。「六甲」も幾部はわすかです。なお、発行所の神大金共闘へ送金されたにもかかわらず、入手されなかった人は連絡下さい。以後、金共闘出版局へ送金なさらないように願います。

申込先 豊橋市彌生町字東豊和一九一三 職員宛付

「あんかるわ」発行所へ

（P 25下段から続く）

の存在からもっとも遠くにおもひ描くことができるばあいであった。△公害Vにかんしてもことはおなじである。ちがつているのは△原水爆Vと△公害Vとはおのずと△知識Vの専門分野がことなるという点だけであり、論理はかわってはいないのである。）

ヘイデガーは、△時Vを△思想Vとすることによって戦争期をたえた——第一に、それはかれにいかなる△復活Vをもたらしたか。第二に、かれは△時Vを△思想Vとすることにおいて△国家Vの存在にせまりえたのか。第三に、それによって大衆の原ナシ・ナリズムとどのような関係にたったのか。

わたしたちは第一の問いから解明してゆくであろう——第一を講演・評論集（言葉への途上で）（一九五九年刊）において、第二をヘルダーリンの詩の解明（一九四四年刊）において、そして第三を「存在と時間」（一九二七年刊）において、論じることによって、ある重層的なおくゆきをつかみだしたいとおもっているのである。

（この章つづく）

八月の闘争の事実性

松下昇

処分審査説明書が手渡される。一四日以内に評議会に対する陳述をするかどうか申し出よという通告。

八処分V粉碎の討論集会。(学館)参加者は数十名。(自主講座運動実行委を中心とする学生、全国的に結集した教員有志、阪神間の反戦労働者・市民)

評議会あてに、陳述に関する八条件Vの文書を送る。
評議会から、非公開で八・二〇におこなう、文書陳述は八・二四しめきりという通告。
評議会から、八・二〇の口頭陳述は一時四時におこなうという通告。

夕方、評議員が来訪して二枚の紙片(一枚には、前記条件で口答陳述に応じます、とかいてあり、もう一枚には、拒否します、とかいてある。)を示し、いずれかに署名、捺印せよという。いずれも拒否したところ、紙片をもったまま帰った。

夜、大学側の一方的な時・空間性の支配を粉碎するために、六甲空間へ散歩に出かける。「二〇日正午に学館ロビーに現われる」というメモを残して。
昨夜、評議会がうった電報「〇時にエ克蘭前で待て」が早朝に配達される。受取人がいないので、評議会側は大あわて。

正午、学館から、評議会に対して、ここにいるという電話をする。仕方なしに学館へ現われた評議会代表は、あとで評議会議長から「カンキンされたらどうする」と叱られる。〇時半〜三時、時々、どこかに待機する評議会と連絡をとりつつ評議員代表は私たちと交渉を続けるが、公開質問状提出者の同行などをめぐって決裂。

夜、今日の責任追求と八・二一再度の口頭陳述の機会を与えるという趣旨の通告が、文書と電報の双方でおこなわれる。

一〇時エ克蘭前に行き、一〇時二〇分出発。尾行車をまきながらスミス邸へ。警戒体制の中で八陳述V開始。「ここで発せられる全ての言葉には八Vがつけられている」と前おきして、重層する事実性の第一次元の事実性II記述・文体の批判を展開。三時間余り。

評議会から、参考人が必要とするなら申請せよ、と通告。ただちに一六名を申請。
八口頭V陳述と八文書V陳述を媒介するメモを提出し、岡山へ出発。八・二四〜二八岡山で岡山大学二教官の処分に関する人事院の公開審理。神大当局も数人見学に行ってくる。人事院段階の闘争を先取しつつ、大学、人事院を水一杯で粉碎。

評議会は八・三一に第二回の口頭陳述の機会を与えると通告せざるをえなくなる。「八・三一の一〇時〜〇時」と指定してくる。参考人を四名のみ認める。ただし文書による間接的意見表明を九・一正午しめきりで。

電報と文書で「九半、御影公会堂前で待て」と指定してくる。
朝、石屋川沿いに散歩をたのしみつつ、九時半、指定の場所に登場。大学側の車は、こっけいなほどのまわり道をしながら、県警本部裏のセンイ会館に到着。一〇時〜〇時までa、参考人のよび方の形式性IIたんなる証拠づくり b、審査説明書の全面的かきかえの必要性II反革命秩序の表現の根底の破産、を中心に第n次のうち、第一次二次の事実性について拡大自主講座運動を展開。無限に八陳述Vし続けることを宣言。

全ての八評議員Vあて、総括レジュメというかたちをとった問いかけの八私信Vを送る。
(一九七〇・九・五)

時

生協を生活防衛の砦に

神戸大学消費生活協同組合

神戸市灘区六甲台町

TEL ☎ - 5131 学内線 2380

松下講師処分粉碎！

授業料(物価)値上げ阻止！

公害追放！

特集

法

特別寄稿

処分されているのは
いったいどちらか？

松下昇

私の処分に関する審査証明書には、教員としての職務放棄、各種の妨害行為、学舎の汚損などの文字が並んでいるが、私の行動は、このようにウィットナ位相でとらえられるものではない。それは何でもか、何でもありうるか、ということである。いわゆる七十年代レフトページの開始を含む未熟者の状況の中で、共に追求しようではないか。この追求の努力を阻止したり、無視したりするのは、全て私(たち)の敵であるが、ここでは、当面のウィットナ敵である評議会について記述しておく。

評議会は、八月中旬に処分を決定しようとしていた。学生のいない夏休みに安全に処理し、改革した選挙制度による学長を文部省にみとめてもらい、神大闘争を含む全状況の悪夢を早く忘れ去るために。

けれども、その予定は、見事に粉砕されてしまった。処分を確定する前に、ともかく私の意見をきいたという証拠を残さなければならぬ死せる魂たちは、私に対して一方的な陳述条件を強制してきた。思想性と切りはなした事実のみの審理という犯罪性はいまでもないが、裁

判制度においてすら認められている弁護人、証人、傍聴人を排除しているのは、国家権力の階級裁判以上に危険なものである。

私の処分者たちは、私が、そのような一方的な陳述条件に腹を立てて出頭しないことを内心期待していたし、また、かろう出頭しても、抽象論を語るだけであろうから、「ともかく陳述はさせた」というアライバイを獲得して、処分を合法的に決定できると予測していた。

しかし、私は、さまざまな共闘者に支えられつつ、評議会側の条件を逆用し、これらのギマンを公開し、(臆出不可)のワナに追いつめた。具体的にいうと、八月二十一日の口頭陳述において、処分審査説明書の構成、文体(表現論的には、n次に重層している事実性のうちの第一次の事実性)の根底的批判をおこない、証人、証人を媒介にしなければ、第二次の事実性に到達できないし、まして、より高次の事実性の追求(真の意味での公開の永続的展開を条件とする)は不可能であろうと主張した。私が、いわゆる事実について語っている以上、評議会側は陳述を一回だけで打ち切ることができな

砦 No. 14

66号

昭和45年11月

目次

国立大学授業料値上げ阻止	2
私鉄運賃値上げを告発する	3
食堂アンケート調査結果	4.5
恐怖の的・有害食品	6.7
11月分献立表	8
処分されているのはいったいどちらか？ (松下 昇)	9
随 筆	10
松下講師懲戒免職に抗議する	10

随 筆

松下処分と小便

(松下氏懲戒免職にあたって)

専務理事 平松 泰典

44

松下氏の「処分」が過日評議会で正式に決定されたという。

このニュースを聞いたとき、私はフツと思出した。六年程前教養部で自治会活

くなり、また、文書という間接的な方法ではあるが、少数の参考人の意見を聴取せざるをえなくなった。

そして、八月三十一日に、第二回の陳述がおこなわれたのであるが、かれらは私の主張(処分審査説明書の全面放棄と闘争にかかわった全ての人間による、私の行動の事実性の追求に圧倒されて、何一つ対応しきれないまま現在まで呆然とすごしてきた。八月には連日のように私に文書や電報を送っていたのに、九月に入ってから現在に至るまで連絡がゼロであるというところは、その証拠である。

もちろん、私を免職処分するだけではたりず、国家権力にうり渡し、裁判によって重層的に圧殺しようとしてきた大学当局のことだから、この文章が読者の眼にふれる頃には、ただひたすら、盲目的に処分を確定しているかもしれないが、そのことによって自らの敗北を永遠に公表することになるのだ。私に対する処分は、教授会・評議会の先頭とする大学構成員が、私(たち)の提起した問題の重

さをうけとめえない苦悶から発する悲鳴に他ならない。

私は、排除されつつある被害者という意識は全くない。バリケードがあると、きから現在まで一貫して楽し気に、毎日歩きまわっているのを生協従業員に諸君もよく知っているはずである。

処分を含む、さまざまな既成概念を転倒する試みは、一見、状況から最も遅れているような私の労働拠点において、最大の振幅でおこなわれたのであり、私は、ここで、生涯をかけてつきあうに足る人間たちと、無数のテーマを手にして

(一九七〇・一〇・一五)

自民党文教部会は「私学にくらべて国立大学の授業料は安すぎる」として、現行授業料(年間一万二千円)の二ないし三倍値上げ(年間三万六千円)の方向を打ち出した。

又、坂田文部大臣も、九月二十二日の参議院文教委員会で、「自民党内にも引き上げを求める声があるので、最終的には、四十六年度予算の折衝のときに決みたい」と値上げの方向を表明し、ほぼ現行の三倍の、三万六千円への授業料値上げが来年度入学者より実施される見通しである。

一方、私立大学では、東京の国立(くにたち)音楽大学に於ては、すでに授業料の五割値上げを発表し、さらに多数の中・小私立大学で「私学危機」(「政府・文部省の文教政策の貧困よりくる財政的援助のなさと、マスプロ化等による設備投資過剰、あるいは学生数増加の頭打ち等から来る財政的・経営的危機」)を理由とする授業料の値上げが決定されている。また、大私立大学に於ても、授業料の値上げが検討されており、全国一せい

国立大学授業料 一万二千円→三万六千円 授業料値上げ阻止へ！ スト体制の構築を

に来年度より授業料値上げが実施されようとしている。

何故授業料は上がるのか？

— 根拠に「教育投資論」—

過去十年間の国家予算と教育費のその中にしめる比率を較べると、総予算の方は約三・九倍に増加しているのに対し、教育予算はほとんどふえていない。

S三十八年の経済審議会答申に於いて次のようにいわれている。「経済問題と関連する人的能力政策は主として、この労働力としての人間を扱うものであり、これはいかにして最もすぐれた労働力を能率的に養成し、活用するかといった問題を待つ」。

そして、「教育における能力主義の徹底」として、重化学工業に伴う労働力の質的内容を「教育訓練上問題になる戦略的マンパワーは、科学者・技術者・技能者と、高質な事務・管理関係従事者」として、この「人的能力開発」にかかわ

松下講師

懲戒免職に抗議する

七〇年代の新たなレッドバージ、
松下処分を粉砕せよ！

「共同幻想」としての大学は「幻想」故に崩壊した。だがその崩壊のエネルギーによって「立ち直り」居直ることができた。無機質な、いや無機質であるが故

のこの強じんさは体制にとって不可欠なものである。この強じんな体制に立ち向かうのは、鉄腕アトムでもなければ、スーパーマンでもない。緊張に震え、根は億萬の人間である。

教官としての極限の闘いを進めておられる松下氏は今でも「小便に行きたい」と言われるであろうか。言ってほしいのだが。

松下講師に対する処分

去る八月十六日、松下昇講師に対して懲戒免職という処分が学校当局から出された。神大闘争の一つの極であった松下講師の運動に対する学校当局の解答は、この処分だったのである。我々は、松下講師の提起した問題と、その運動を再度考えてみる必要がある。すなわち、松下講師は、何を我々に問いかけたのか？そして、それに対する学校当局の反応は、いや、我々自身は、何をもちて彼の間かけに反応したのか？応じようとしているのか？我々は、学校当局を断固弾劾しなければならぬ。しかし、我々自身はどうか、我々を弾劾されねばならぬ。この二つの問いは、松下講師の問いである。

題提起と、その運動に一切無関心ではなかったのか。そして我々の日々日常の活動たるや、まったくの痴呆状態—体制化され右翼化され、居直ってしまった—ではないか。松下講師のいわゆる表現運動として展開された、反体制—東洋の拒否と絶対自由の思想性を、我々は、いかにとらえているのか。松下講師の運動を、我々は、再度捉え直して見なければならぬであろう。

七〇年代のレッドバージ

松下講師に対するこの処分は、七〇年代の新たなレッドバージとしてあることを認識しておかなければならない。すなわち、戦後日本帝国主義のアッパへの再建の過程を行なうための国内再編にある。以下、以下の如く「教育投資論」が登場し、大学における受益者負担原則を正当化(？)する。

「教育投資論」とは、国民経済全体の中で教育に対してどれだけの経費を割り当てるか、ということである。そして、現状より教育費の額を飛躍的に増大させることは、総資本の立場から困難がある。そこで、教育投資を「教育に要する費用のうち、労働力の質的向上に関する部分」と限定し、特にその効率を問題にするわけである。

このような、教育投資の総額をそれ程増加させずに、一定量の教育投資において労働力の質的向上の効率化を速成的に達成しようとする「教育投資論」の帰結は、学生数の増加、マスプロ化の中での学内厚生施設の貧困化、学内矛盾の激化であった。

また、この「教育投資論」の一つのあらわれとして、「日本私学振興財団法」を成立させ、私学に対する「大幅助成」を行うことを決めたにもかかわらず、来年度概算要求として二百八十二億円(私学の総予算のわずかなパーセント)を計上したにすぎず、私学の経営危機を打破するようではなく、一方統制は強化する、という方向を政府は打ち出している。

何故授業料は上がるのか？

— 受益者負担原則 —

授業料値上げは、本来的には大学に於ける受益者負担原則の必然的な帰結である。以下、以下の如く「教育投資論」が登場し、大学における受益者負担原則を正当化(？)する。

さて、彼らは、日本人民に対して、自分達に敵対するものをつぎつぎにバージしていこうとしている。その一環として、今回の松下講師処分があったのだ。我々は弾圧に抗し、この七〇年代の新たなレッドバージを粉砕しなければならぬ。松下講師とともに闘い、神大において反レッドバージの旗をまきおこさなくてはならない。

大学当局の攻撃の本質

さて、以上の様な七〇年代の新たなレッドバージは、いかなる質をもってかけられているのだろうか。すなわち、六八年—六九年の大学闘争を通じて提起された問題—産学共同路線に従った帝国主義的労働力再生産の場としての大学の解体—に対する大学当局—国家権力の答え、もしくは、対処は以下の様なものであった。六九年夏に可決、成立した大学立法を中心として、新たな大学の帝国主義的再編が、着々と行なわれている。東京教育大にはっきりと現われた、中教審大学の構想がそれである。

このような、再編—強化の攻撃は、国大協近代化路線をそのメルクマールとして、国内秩序の維持を最大の主眼にしているのだ。大学当局の攻撃は、松下講師に対して、起訴—懲戒免職のパターンを通じて、そして、学生に対しては、封鎖解除—授業再開のパターンでもって加えられた。我々はこの様な大学当局の攻撃を粉砕し、神大において大衆運動を再度構築し、松下講師とともに反大学闘争を戦闘的に闘い抜こうではないか。

であり、大学の帝国主義的再編—日本のより一層のアジア侵略への国内再編への一環である。

全国学園闘争を、右翼—日共民育の連合の下に内部から、そして機動隊—大学立法等により外部から強制的・暴力的に圧殺し、更に七十年安保を圧倒的な国家暴力装置—機動隊の戒厳令下に乗りこえた後に、再度学園に対して徹底した攻撃を権力の側からかけてきている。

学園闘争による学生間の意識の細分化と政治的な対立の下で、ほぼ自治会の機能マヒという状況を利用して、学生をより一層分断化、個別化していくとともに、より強行な形で受益者負担イデオロギー攻撃により、学生をブルジョワヘゲモニー下へのより一層の包摂をはかろうとしている。それを許した根本的な要因の一つとして、現大学に対する徹底した矛盾の追求の中から大学というものの自体の枠組を突破し、直接国家というものに対決していった全共闘に対し、いわゆる「一般学生」を右から包摂し、「大学の存続の危機」として反革命勢力としての自らを明らかにしてきた民青諸君の存在があるだろう。

現在の学費値上げという状況の中で、例えば私学授業料に対し、大学自体の存在意義、あるいはその本質を一切捨て去り、ただ「授業料が上げれば生活が苦しくなる。しかし、上げなければ大学がつぶれる。だから、我々は政府に対して授業料を増額するように要求しよう」とか、その様な直しの「要学金の増額を」としての論理では、それ自体はたしかに

かれた存在としてつき抜けてきた生きざまに己れの情念をからめる場所であられ、決して、国家とか公署とかいう幻想にあざむかれ放してゆくことなく、それらと真正面から向き合う場所を具体的に作り出してゆくことに他ならない。

患者がその痛苦の果てに、いみじくも国家の正体を看破したように、水俣病の個性を掘り進め、その生命系破壊の根源へ下降してゆく道程において、より醒めること、この世の仕組みを見極めることがこの闘いには課せられている。われわれの側において、国家的なるものの一切の期待を断つこと、その困難な条件の上になつて、闘いは常に何をなすべきかと同時に、今何ができるのかを問われている。

今、水俣では労働コローニをめぐって、ほんの小さな行動が開始された。その記事の紹介をもってこの稿を終りたい。

「……いま取り組んでいるのは、水俣に『水俣病患者をかこむ作業場』を建設することである。いま、水俣市に家を一軒借りて『水俣の家』と呼び、現在三名の者がそこに住みこんでいる。その三人は水俣で適当な場所を探し、その土地を買い取りかき、そこに作業場となる家を建てる事を任務の一つとしている。その作業場を、個人的に何の人生の目標もたてられずにいる若い働ける患者たちが、好きな時に好きな仕事を、そこで作業するみんなと共同してやれる場所にしたのである。そして一歩一歩拡大して、将来は『胎児性患者もよくむ思者を核とする労働コローニ』にまでしたい。わたしたちが自力でそれをなした時、わたしたちはチャソにも行政権力にもとどめをさしたことになるのではないかと思う。……」(告発文 二十三号)

〈六甲空間〉からの出立

資料・神戸大〓松下裁判

仮装としての被告とは何か

仮装被告(団)

私たちは、法国家やそれと対立する固有の存在条件に規定され、しいられた仮装をしつつ生きるをえない。それをあらためて確認し転倒していく契機としての裁判闘争が始まろうとしている。

異常な(??)服装や、歌や、雪のように舞う紙片……などは、すべての闘争手段や表現方法と同じように、へへとしての仮装をしいてくる力に対する反撃の模索であらう。

ところで、きみにとって仮装とは何か。

裁判官、延吏、検事、弁護士、傍聴人などは交換可能であるのに、被告だけが交換不可能であるのは、矛盾していないか。法的時・空間においては、被告こそ、最もしいられた仮装者であり、かれにとつては、被告を出現させるこの世界の仮装性を解体していく仮装者として登場する他に生きる道はない。



マルクス主義家族論の陥穽 ● 清水多吉
狂気の人間学 ● 片岡啓治
抹殺されたものの伝説 ● 平田武靖
三〇年代ライヒ二重の除名 ● 山崎カヲル
性における悪魔の復讐 ● 伊東守男
性の解放と社会革命 ● 江口幹
ソヴェト・ロシア ● 性革命のテーゼと反テーゼ ● 野田茂徳
孤独者ライヒ ● 種村季弘
一対談一性による抵抗と革命の思想 ● 平田武靖・清水多吉
ライヒの擁護 ● B・フランケル ● 清水恵子
ライヒ本邦初訳論文 ● 歴史研究への精神分析の応用
● 自由主義的性改良と革命的性政策との差異
● 性意識の出現

一方、権力によって、同じ時・空間に召喚されている、いわゆる被告たちは、まだ、外在的にしいられた統一性しか与えられておらず、真の内在的な統一性を創り出す仮装者とはなりえていない。
従って私は、何かの力にひきよせられて、この裁判にかかわっている全ての人間たちに、仮装とは何か、とりわけ、仮装としての被告とは何か、を追求するように要請したい。

一九七〇・一二・二四

なにかの Eve に

仮装被告(団)

松下昇

46

刊行物の註——「子」の註は、三冊ペーシの
主理主任と別。
「岩」の註は、主理主任と別。
「岩」の註は、主理主任と別。

第一回公判(70・12・24)

写実劇『第一回公判』(二幕四場)

作者：人定できず

時 一九七〇年二月二十四日午前二〇時。
所 神戸地方裁判所、および京都—大阪間の電車のなか。
登場人物

被告A、B、C……(人定できず)。
裁判長山下鉄雄、裁判官大須賀欣一、岡林豊(いずれも神戸地裁第三刑事部)。
検察官大西慶助、同荒川洋二。
弁護人A、B、C。
観客(被告)甲、乙……(人定できず)。
木戸番A、B、C。
ガードマンA、B……O、P……
機動隊員(名前なし)十数名。
男イ、男ロ。
作者註：たとえこれらの登場人物のうち、実在の人物に酷似しているもの、ないしは同姓同名のものがあっても、それはいい。

木戸番C (男をつまはす) この……。

第二場 第二号法廷の内部

正面の裁判官席には、眼鏡をかけた裁判長。左右に陪席判事。いずれも特有の「ハンチング」を着ている。三人の背後には、皇太子殿下御成婚記念の写真の大きな額がかかっている。舞台上手の「被告」席には、男四名、女一名が、坐っている。そのうしろの「弁護人」席に三名の弁護士。下手には二名の「検察官」。舞台と観客席のあいだ、および観客席の左右後方には、制服のガードマンが並んでいる。
裁判長山下鉄雄 (思い出したように) それじゃ、そろそろ開廷しましょうか。
これを合図に、観客席から五名の男たち立ちあがり、着ていたコートをとると、散髪屋で使うような白いシートで首から下をすっぽりつつんだ姿があらわれる。「もろびとこぞりて」の奇唱。観客席から拍手、合唱。

裁判長 傍聴人は静粛にしないさい。

歌、つづく。

裁判長 法廷内で歌をうたつてはいけない、というのに。静かにしないさい。……その五人、退廷。

ガードマン、駆けよって白衣の人物たちの首すじ、頭髮、腕、脚などをてんでつかみ、観客席左後方の扉から外へひきずり出す。

裁判長 それじゃ、人定質問。最初に……

被告A (立ちあがって) それでは、ここで拡大被告団会議を開きたいと思ひます。

観客席から「異議なし」の声、拍手。観客のたれが発言してもよい。

こうにさしつかえない。

劇がはじまる前に幕はすでに上がっている。観客は同時に出演者である。好きなときにセリフをしゃべってかまわない。

第一場 神戸地裁第二号法廷入口

約百名の人物がむらがっている。扉を開く。

木戸番A (ガードマンの制服を着ている) さあ、お立ち会ひ、押さずにおさずに。定員は八八名だよ。まずは、公正中立の報道をモットーとする記者諸君からご入場ねがいましょう。

木戸番B (入ろうとした若い男をおしとめて) きみはどここの記者だ? 腕章は?

男「神戸大学新聞」ですよ。

木戸番B そんなものは、新聞とは認められない。傍聴人の列にならべ。

木戸番C (別の若い男の腕をつかんで) きみは?

男「平凡パンチ」

木戸番C 記者ですか?

男 読者だ。

裁判長 発言やめなさい。着席しなさい。

ガードマン、被告Aを無理矢理、席につかせる。

裁判長 人定質問をおこないます。名前をよべたら、起立して返事しなさい。マツシタノボル……

被告B (起立。返事はしない)

裁判長 きみはマツシタか。マツシタとちがう。マツシタノボル……

被告B (起立)

裁判長 冗談はやめなさい。それでは、マツシタは来てないのだな。

つぎ、ナンノボウ……

被告B (起立)

裁判長 またか。それじゃ、ナニノナニガシ……

被告B (起立)

裁判長 きみは被告じゃない。退廷しなさい。

ガードマン、かけよってBをひきずり出す。

裁判長 (眼鏡をはずして、両手の指を組む) しかたがない。検察官、人定してください。

観客騒然

裁判長 静かに。退廷だ。それ、その人間……そこそこ。

裁判長の指さした方向へ、ガードマン走る。数名(何人でもよい)をひきずり出す。ついでに、「被告」席の人間もひきずり出してさしつかえない。劇の進行を急ぐ場合は、被告はそのままにしておいてもよい。

検察官大西慶助 (立って何かしゃべる。観客にきこえてはならない)……

観客甲 (観客席最前列から立ちあがり) 裁判長、あんたは、いったい何のために、どんな「事件」で、だれを裁こうとしているのか、わか

《六甲空間》からの出立

47

つてるんですか？

裁判長 発言を禁じます。答える必要を認めない。……おや、きみは被告のナニボウだな。被告席へ来なさい。

観客(被告)甲 ぼくの質問に答えなさいよ。

裁判長 発言をやめて、ここへ来て。(と被告席を指さす)

被告甲 なぜ、ここにいちやいけなさいのか。被告と傍聴人とを、どこで区別しているのか明らかにしてもらいたい。

裁判長 そんなにそこにいたいのなら、そこにいなさいよ。とにかく黙って坐れ。

被告甲 あんたが先に答えなさい。

裁判長 ほんなら、いつまでも立ってなさいよ。(観客席、笑い)

被告A (起立して) われわれは、拡大被告団会議の開催を要求しました。なぜかといえば、この《事件》の《被告》はこの《被告》席に坐っているものだけではないはずだからです。大学闘争を闘い、いまも闘っているものは、多勢いる。いわば《仮装被告》としてわれわれは存在しているのだ。だれだれが傍聴人で、だれだれが被告でなければならぬ、とだれがどういう基準で決定したのか。われわれは、ここに在るすべての人間が、《被告》として存在させられていると考える。さらには……

裁判長 発言を禁じます。だまりなさい。

観客乙 (発言、日本語であれば内容は何でもよい)

裁判長 だまりなさい。静かにしなさい。だまらないか。だまらないな、よし、そのものを拘束しなさい。

ガードマンA (歓声をあげる) 拘束、拘束(さげびながら、観客席左後方

首尾一貫してますからなあ。学生諸君もその一貫性を買ってくれて、先生は信用できる、なんて言ってますよ。

男ロ きょうはイグですわね。ひとつ、やっていきますか。久しぶりに。

男イ そう、平穩だった七〇年をなつかしんで、しんみりやりますか。

第四場 ふたたび二号法廷内

弁護人A (起立) 裁判長、審理にさきだつて、われわれの出した要求について、うかがいたいと思います。われわれは、被告人全員に筆記用の机を用意してもらいたいと申し入れました。なぜこれがだめなのか、説明していただきたい。

裁判長 だから、一人用の机をひとつなら許可する、といったでしょ。

弁護人A 全員にはどうして許可できないんです？

裁判長 慣例にないからな。

弁護人A それはあります。××年×月×日に〇〇地裁で許可された例があります。それに第一、裁判所は、慣例慣例とおっしゃるが、どうして被告人の権利を拡大する方向での慣例をみずからつくりだしていこうとはなされないのか。慣例といえば、以前には、さきほどのように警察官が法廷内に導入されるといふような慣例はどこにもなかった。警察力導入、被告人の権利抑圧という慣例なら進んでつくるが、被告人の人權をまもるための慣例はつくれない、というのはどういうわけか。

の同様に手で合図)

ガードマンB (後方の武者隠し風の扉をあける) さあ、どうぞ、お待ちどうぞ。

制服の機動隊、十数名、ただちにおどろこむ。観客をなぐり、かつ蹴飛ばしながら、羽がはじめにして、観客席右前方の花道より、ひきすり出す。観客席騒然。劇場の外から、「清しこの夜」「ヴァルシマヴァ労働歌」など、きこえてくる。

第二場 京阪電車のなか

ふたりの男、すわっている。右側の男、読みかけの新聞から、ふと目をあげ、となりの男に話しかける。

男イ そう言えば、きょうは、ほら、神戸の、あの、例の、造反した、あのひとの裁判だそうだな。

男ロ そうそう、そうだそうだね。

男イ あのひとつも、生活が大変でしょうな。子供がふたりもあるって言うじゃありませんか。思想・信条や行動はともかくとして、やはり同業者として、心配しないわけにはいきませんなあ。年の瀬だし。男ロ しかし、あのひとつは、それなりに立派ですよ。いわば思想に殉じたんですからねえ。わたし、神戸のある大学に非常勤で行ってますがね。その学生もみんな、あのひとつには敬服してますよ。その大学にも、造反教師がいたわけですがね、みんなだまっちゃってて。そういう連中には、学生の風当りは強いですね、これはもう。経度されてますね。

男イ そういう手合いとはちがって、われわれみたいなのは、これは、

裁判長 まあ、そうあんまりむづかしいこと言わんと。要するに、被告人全員が使えるほどの大きな机は、裁判所にはない、というだけの理由なんだよ。

観客席、整然、「そこにあるじゃないか」の声しきり。被告・弁護人席の後方(すなわち舞台上の奥のやや高いところ)に、大きな長机がひとつおかれている。

裁判長 あれは司法習修生用のものです。

弁護人B しかし、いまはひとりも来ていない。それを使ってる人のさしきわりもないでしょう。

裁判長 司法習修生用のもので被告用のものではありません。

弁護人A それでは申しあげますが、司法習修生は、いわば一介の見物人じゃありませんか。わたし自身も、かつて司法習修生として、裁判を見学に来たことがあります。そういう、自分の将来の出世と、いか、職業のために、裁判を見にくる人間と、この裁判の結果、いや、裁判にかけられるというそのこと自体のためにすでに、自分の生涯を左右される人間と、いったいどちらがこの裁判にとって重要な人間なのか。いまさら言うまでもありません。その重要な被告に与える机はないが、見物人にかけてやる机はちゃんとある、とはどうしたわけです。もし百歩ゆずって、これは習修生のもので、被告には使わせられない、としまししょう。そうだとすると、この広い立派な裁判所じゅうをさがせば、どこかにひとつくらい机はあまっているはずじゃないですか。

裁判長 いや、どの机も、みんな用途がきまつてるんで。しかしこまったな。どうするか(と、左右の陪席判事をふりかえる)机はないこ

とはいんだ。ただ、きれいじゃないんで。一度みてみますか？
その外まで持ってきてあるんで。

観客席騒然。裁判長、ガードマンに合図。ガードマン、観客席右前方の花
道から出て、舞台上より、長い机をはこび入れる。「立派なものじゃな
いか」「この裁判所では、これがホロいんか」の野次しきり。

検察官大西（起立）裁判長、被告人にかような便宜を与えることは、
長年の法廷における訴訟慣行にとり、法廷秩序にいちじるしく反
するので、本官は強く異議を申し立てます。

裁判長 ただいまの検察官の異議申し立ては、正当な理由がないもの
と認め、これを却下します。

観客席、爆笑。

裁判長 それじゃ、あとの公判がつかえますんで、今日のところこ
こまでとし、次回に続行します。それじゃ、閉廷。次回は一月二二

第一回公判調書

被告事件名	器物損壊、建造物侵入 および威力業務妨害
被告人氏名	松下昇（出頭）
年月日 公判をした 裁判所	昭和四五年十二月 二四日 神戸地方裁判所第三刑 事部

裁判官	裁判長 山下 鉄雄 大須賀欣一 林 豊
裁判所書記官	西山明光
検察官	大西慶助、荒川洋二
出頭した弁護人	樺島正法、新谷勇人、 仲田隆昭

日午前一〇時から。
被告A（舞台前面へすみ出て、手にしていた小さな紙片をバラまく）へ……
裁判長 なにをするか。拘束、拘束。
ガードマン、機動隊いりみだれて被告Aにおそいかる。それをおしとど
めようとした観客ふたり、拘束される。観客、機動隊、ガードマン、もみ
くちゃで押しあううちに 幕

幕がおりきらぬうちに、幕の下から巨大な立看板が観客席にむかっ
て立てられる。

「拘束された被告Aにたいする制裁裁判は、同日午後一時より同地裁
で、同裁判長により行なわれた。この秘密裁判では、被告Aにたいし
て、過料三万円の判決が下された。詳細は、『五月三日の会・通信第
四号』に掲載の資料を参照されたい」

人定質問

被告人名を呼び上げたところ答えず。同時に
開廷された関連被告事件の被告人らとの判断
がつかないので、裁判長は大西検事に起訴状
記載の被告人を指示させた。

法廷の秩序維持のための処分

被告人の人定を始めた時、傍聴席前列に着席
した五名の男が急に立上ると同時に着衣のと
つくり襟、黒セーターの上に、一斉に白シー
ツをガウン風にまとい、聖歌隊員の仮装を

著述家 松下昇
昭和一年三月一日生

右のものに対する法廷等の秩序維持に關す
る法律による制裁事件について次のとおり決
定する。

主文

本人を過料三万円に処す。

理由

（事実の要旨）本人は、昭和四五年十二月二
四日午前一〇時の本人に対する建造物侵入、
威力業務妨害、器物損壊事件の、当庁二一
号法廷に於ける第一回公判期日の審理に際し、
裁判長の再三の制止を無視して傍聴席に向
つて、「被告人会議を開く」等の発言を三回繰
返えしたり、予め用意した多数の紙片を傍聴
席に向つて散布する等の不穏当な言動で裁判
所の職務の執行を妨害し、且つ裁判の威信を
著しく害したものである。

（適用した法律）

法廷等の秩序維持に關する法律

昭和四五年二月二四日

神戸地方裁判所第三刑事部

決定

住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地

裁判官の処分に対する異議申立て

検察官 大西

被告人のメモ用机を、同人に供与することは
長年の法廷における訴訟慣行にとり、法廷

〈六甲空間〉からの出立

裁判長裁判官 山下 鉄雄
裁判官 大須賀欣一
裁判官 林 豊

制裁判調書

拘束に関する事項

本人は、昭和四五年二月二四日、前記被告事件を審理するに際し、裁判長の再三の制止を無視して傍聴席に向つて、「被告人会談を開く」等の発言を三回繰返えしたり、予め用意した多数の紙片を傍聴席に向つて散布する等の不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害したので、裁判長は、合議の上、兵庫県生田署司法巡查堀田義昭に、同日午前十一時一八分、本人を拘束させ、裁判所構内交通事故相談室に本人を留め置かせた。

弁護士の補佐

本人は、在廷中の弁護人榊島正法の補佐を受けた旨口頭で申し出たので、裁判長は合議のうえ、これを許した。

人定質問

本人は、答えない旨告げたが、前記被告事件の公判手続きに於いてなされた人定の結果に

を取り消す。
との裁判を求める。

申立の理由

- 一、右裁判官は、右日時、右法律に基づき、申立人に対し、過料三万円の制裁裁判を行った。
- 二、しかしながら、右裁判は、法廷内の表現の自由、被告人の正当な表現行為を不当にも圧迫するものであり、前記法律及び刑事訴訟法並びに憲法の趣旨に反し、許し難いものである。
- 三、より詳細は、別途補充書にて述べる。
- 四、右理由により、申立の趣旨記載の裁判を取り消されたい。
- 五、追記

「申立の趣旨記載の裁判の抗告について裁判があるまでその執行を停止する」との裁判を求める。

昭和四五年二月二九日

右申立人 松下 昇
右申立人弁護士 榊島正法
大阪高等裁判所 御中

より、本人であることを確認した。

裁判長

前同日午後一時一五分別紙決定宣告補佐する弁護士の陳述の要旨

一、本人は他の被告人や傍聴人と比較して、喧騒に耳を代表して本人に過酷な制裁が、加えられる事は納得出来ない。

二、本人が、ビラを傍聴席に向つて散布したのは、事件審理が閉廷された後の事であり、法廷警察権が、これに行使されたのは、時間的範囲を超えて不当である。

三、「法廷等の秩序維持に関する法律」というのは、法廷を代表する裁判官が、言わば被害者である筈なのに、その被害者である裁判官が、その裁判をする事になっており、これは憲法に違反するものである。

本人の陳述の要旨

一、「私が被告人団で会議を持とう」と言ったのは、私達被告人団の意見統一する事だと考えたからであり、それが裁判進行の妨げとはならないと考える。

二、私の散布したビラは、傍聴人に配布された大きなビラと本質的に変わりなく、私の

抗告理由補充書

法廷の秩序維持に関する法律違反

神戸市灘区高羽楠丘一〇

申立人 松下 昇
右事件につき左記の通り抗告理由を補充する。

昭和四六年一月一日

大阪高等裁判所 第四刑事部御中

記

一、昭和四五年二月二九日に弁護人を代理人とする抗告申立書を提出したが、さらに仮装被告としての「私」が、抗告理由補充書を提出する意味のうち最大のものは、「私」という主語に、記号「へ」を付けたことに暗示されている。即ち、制裁裁判はたんに松下昇という個人に対して、おこなわれたのではなく、また人定質問の終了していない被告団全体、とりわけ、退廷させられた四名と、拘束された三名（申立人の拘束に際して抗議した者がさらに拘束されているが、この第三番目の拘束について公

意見の表現である。

三、制裁裁判は、非公開であり対立当事者もなく普通の裁判に比べて、変則的である。将来に向つてこの程度の裁判でも、普通の裁判と同じような形でなされるべきだと思う。

釈放に関する事項

本人を過料に処する旨の決定が宣せられたので、裁判長は同日午後一時二五分本人の拘束を解く旨命じ、兵庫県生田署署司法警察員金村博にその釈放手続きをさせた。

昭和四六年一月五日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判官書記長 西山 明光

抗告申立書

神戸市灘区高羽楠丘一〇

申立人 松下 昇

申立の趣旨

昭和四五年二月二四日神戸地方裁判所第三刑事部裁判長が申立人に対してなした法廷等の秩序維持に関する法律に基づく制裁裁判

判調書は記述していない）に対する措置と同質のものであり、この措置の批判をふくめて包括的に抗告していこうと考えるからである。

二、第一回公判の事実性は、添付した疎明資料、a、bを媒介にするとき、はじめて明確にとらえるのであるが、公判調書制裁裁判調書、決定書のいずれも、疎明資料a（このビラは、仮装した合唱隊の歌声と共に配布され、権力にいられた被告団を止揚する新しい仮装被告団の誕生を準備した）については、全く記述しておらず、疎明資料bについても、表面的な記述があるのみで、その表現行為が裁判過程でもつ重大な意味（法的な時空間がしいてくる力としての「へ」をふり払っていくこと等）にふれていない。それゆえ、制裁裁判の決定は極めてあいまいな根拠しか持ちえないのである。

三、制裁裁判については、その調書に

(1)秘密裁判の途中に、ある入口から二名の傍聴人が入廷し、警備員によって暴力的に排除されたこと。

(2)弁護人、被告人の陳述より前に一方的な

第二回公判 (71・1・22)

決定が宣告されていること。

(イ)申立人と共に拘束されていた二名を何の

六、……
昭和四六年 (秋後) 第一号

決定

不備、欠落にとどまらず、制裁裁判制度そのものの不当性を示している。

住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地
文部教育 (国立神戸大学教養部講師)

四、十二月二十四日のEVE闘争 (タリスマス・イブの「イブ」というよりは、なにかの前夜という意味でのEVE) を創出・表現した人間たちは、制裁裁判の決定が法令の適用を誤っているかどうか、憲法に違反するかどうかについての判断だけを求めているのではない。もちろん、それについて判断を貴裁判所が職務としておこなうことを求めるけれども、それ以上に、不正確な文書にもとづいて、法体系に呪縛されつつ職務を果すときの苦痛を対象化することが、この裁判にかかわる全ての人間たちのためにも必要とされているのである。

昭和十一年三月一日生
松下 昇

右の者に対する法廷等の秩序維持に関する法律による制裁事件について、昭和四五年一月二四日神戸地方裁判所がした決定に対し、本人から抗告の申立があったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件抗告を棄却する。

理由

五、抗告申立書および補充書に対する決定書 (棄却するにしてもその理由書) は、これからの裁判過程に深い関係をもつものであるから、次回公判 (一月二二日) までに申立人あてに送付されるよう要請する。

本件抗告申立の理由は、申立人本人及び申立代理人樺島正法連名作成の昭和四五年一月二九日付抗告申立書及び申立人本人作成の昭和四六年一月一五日付抗告理由補充書に記載のとおりであって、要するに、申立人の傍

聴席に対する発言及び紙片を散布した行為につき制裁を科した原決定は、法廷内の表現の自由、被告人の正当な表現行為を不当に圧迫するものであり、法廷等の秩序維持に関する法律及び刑事訴訟法並びに憲法の趣旨に反し許しがたいものであるから、その取り消しを求めるといふのであるが、右申立書及び補充書の記載自体からは果して右法令の如何なる条項に違反すると主張するものであるかは必ずしも明確でないけれども、その主張から推測すると、法廷等の秩序維持に関する法律に違反するというのは本件申立人の行為が同法二条一項の行為に該当しないというもののようであり、憲法に違反するというのは法廷等の秩序維持に関する法律が憲法二一条の表現の自由を保障する規定に違反するというものよりであり、刑事訴訟法に違反するとの主張は刑事訴訟法の如何なる条項に違反すると主張するものであるかは全く不明確であるから、刑事訴訟法の語を用いても、法廷等の秩序維持に関する法律二一条にいう法令違反の主張とはいえないものと考えられる。

よって、一件記録を調査したりえ、右抗告理由につき順次検討する。

まず、申立人の行為が法廷等の秩序維持に関する法律に違反するとの点につき案ずるに、原決定の認定した事実によれば、申立人本人は、昭和四五年一月二四日午前一〇時の本人に対する建造物侵入、威力業務妨害、器物損壊被告事件の神戸地方裁判所二一号法廷における第一回公判期日の審理に際し、裁判長の再三の制止を無視して傍聴席に向って「被告人会議を開く」等の発言を三回繰返したり、予め用意した多数の紙片を傍聴席に向って散布する等したというのであって、右被告申立人の行為は法廷等の秩序維持に関する法律二条一項にいう不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し、かつ裁判所の威信を著しく害したものに該当すると解するのが相当であり、これと同旨に出た原決定には何ら前記法案の解釈適用を誤った違法はないから、

右所論はできない。

つぎに、法廷等の秩序維持に関する法律が憲法二一条に違反するとの点につき案ずるに、表現の自由が憲法上保障された人権として尊重されるべきことはいふまでもないが、法の支配、法の優位を基盤とする民主社会において、法の権威の確保は、法の具体的な宣明をその使命とする裁判の行なわれるべき法廷等の秩序の維持及び裁判の威信なくしては、とうてい所期することはできず、右法律によつて裁判所に属する権限は、直接憲法の精神すなわち司法の使命とその正常適正な運営の必要に由来するものであるから、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、または裁判の威信を著しく害するよう不穏当な言動は、憲法上保障された表現行為というべきものではなく、したがってこれに対し制裁を科

する法廷等の秩序維持に関する法律は表現の自由を保障した憲法二一条に違反するものとは解せられない。右所論も採用しがたい。

そして、記録を検討しても原裁判所の訴訟指揮には何ら違法不当のことはなく、本件抗告には理由がないから、法廷等の秩序維持に関する規則一八条一項によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

昭和四六年一月一九日

大阪高等裁判所第四刑事部

裁判長裁判官

田中 勇雄

裁判官

尾鼻 輝次

裁判官

知織 融次

右は謄本である。

同日同庁

裁判所書記官

玄井 健一郎

第二回公判メモ

裁判長 被告出席は三名か。二人は来ていないな。
傍聴人 人定質問は終わったのか？
裁判長 終わった。

松本 公判調書に重大な誤りと欠落があるので、まず、ここに集まったすべての人で討論したい。

裁判長 刑量（注、制数裁判の）に反対、ということか？

松本 誰が、何が被告なのか、まだ確認されていない。人定質問はどういう手段で完了したというのか。

裁判長 検察官に指名してもらった。——橋本、前に出なさい。そこに（注、かれは傍聴席にいて、発言した）いると出頭と認めないし、発言を認めない。

橋本 調書についていいことがある。

裁判長 やめなさい。制裁の対象になる。

橋本 前回は被告席にいなかったのに、人定質問は終わったというのか？ 矛盾するではないか。

弁護人 人定質問は出頭確認とは違う。被告が被告席に起立し、黙秘すべきところは黙秘するのを確認したりしながら、なされるのが人定質問である。公判調書は意外な、奇異な記載をしている。

裁判長 出頭を確認すれば人定質問には足りる。

傍聴人 刑事訴訟法と違うぜ！

裁判長 起訴状朗読を。

傍聴人 機動隊導入を釈明してもらおう。

裁判長 被告松本、立ちなさい。前に出なさい。

松本 人定質問には応ずるが、私が最初ということはありません。

裁判長 起訴状の朗読だ。応じないものと認めるぞ。

松本 応じないのではなく、もっとも本質的に応じようと思えばこそ……

裁判長 森川佳津子……

（傍聴席、騒然。裁判長はこれを押えようとして）

裁判長 橋本、拘束を命ずる。

傍聴席 なぜだ！ ナンセンス！ いつ要請した、④を！

裁判長 森川佳津子、応じないものと認めます。上野……

上野 人定質問にはいまは応じられない。なぜ機動隊がはいってきたのか、それを釈明してもらいたい。

裁判長 機動隊は裁判長が要請した。

傍聴人 いっただ！

裁判長 いつからという必要ない。

傍聴人 どういう理由によって、いつ要請したのか、それを明らかにしなければ人定質問にに応じない、とかはいつているのだ。被告の権利を認めないのか！ 裁判官！

第二回公判調書（松本下井他四名）

併合

裁判長 本件弁論に、被告人に対する昭和四

傍聴人 まず人定質問だ。

松本 被告であるかもしれぬ人に呼びかけて、その人の発言をひきだすのが人定質問だ。写真判定などで済ますのは言語道断だ。

傍聴人 さちんと手続きをふんでくれ。

裁判長 被告人の確認は終了しましたから……

弁護人 検察官に聞いただけで済ませるのはおかしい。弁護人を無視しているのか？

裁判長 そんなバカなことはない。それはイイガカリだ。被告をいちばんよく知っているのは検察官だ。

傍聴人 いや弁護人だ。

裁判長 検察官は捜査段階から知っている。

弁護人 ぼくはもっと前から知っている。

裁判長 それではなんと確かめてもいいことだから、被告人が応じるなら人定質問をやらう。

橋本 なら公判調書の修正が必要だろう。

松本 起訴状記載の恣意的順序にとらわれず、人定質問に答えたい被告から答える。

裁判長 それは誰なのか？

（ひとりが傍聴席から被告席に歩いて発言。そのとたんに機動隊員らが駆けこんでかれをとりかこむ）

裁判長 拘束。——人定質問を受けたのは誰か？ こっちは終わったとしているんだが。

傍聴人 いまのが被告よ。人定質問もしないで拘束していいの？

裁判長 誰だそこでヤイロイ声でいつてるのは。

裁判官（答えずに）訴訟はつぎの段階に……ヤカマシイ！

（傍聴、立つ）

上野 裁判長、ぼくのいったことに答えないのか。

（傍聴、強引に起訴状を読みはじめ。ヤジ。松本、立って傍聴に近づき、ヒョイと傍聴のまえのフイタを取る。傍聴、騒然と奪いかえす。廷吏たち、傍聴人数名、その場へ駆けよる。傍聴席へ押し戻される。松本のみそのあと最後まで、法廷の中央の証言台に手をついて情景を観察しているが、誰もかれに手を触れない。）

傍聴人 裁判長！ 本官をバカヤロウといった傍聴人がいます！

裁判長 騒がしいから、全員退廷を命ずる。

（機動隊員と廷吏が、抗議する傍聴人たちを、ひとりずつ退廷させてゆく。一〇時五〇分）

傍聴人全員が退廷させられたあとの法廷では、その措置の不当を弁護人が論ずるが、裁判長は受けつけず、起訴状朗読にはいろうとする。この状態で起訴状朗読は聞けない、と述べて退廷しようとした松本は、出口付近で拘束される。そのあと、「出席」被告三名にたいする起訴状の朗読があつて、閉廷。拘束された三名は、数時間後に解放された。（野村）

（六甲空間）からの出立

五年の第一〇七七号器物損壊被告事件並びに森川佳津子に対する昭和四五年の第五三三三号、上野恵司に対する昭和四五年の第五三三三号、榎本善純に対する昭和四五年の第

五三三三号、橋本和義に対する昭和四五年の第五三三三号、各建造物侵入等被告事件の各弁論を併合する旨の決定
公判調書の記載に対する異議申立

弁・樺島 各被告人に対する各被告事件の前
回公判調書には、検察官の指示により出頭
した被告人らの人定が完了したかの如き記
載があるが、弁・樺島としては、前回公判で
行われたのは、単なる被告人の出頭確認に
過ぎず、人定手続とは解さないのが妥当と
考えるので、右記載については、その意味
で正確性の異議を申し立てる。

裁判長 裁判所が人定質問を行おうとしたの
に被告人らは、これに応じなかったため、
検察官の指示により被告人らの人定確認を
済ませた。従ってその旨の記載がなされて
いる当該期日の公判調書の正確性について
の異議申立はその理由がないものと考え
る人定手続きについての意見

弁・樺島 検察官の指示により仮に人定確認
をすませたとしても被告人らが応ずるな
ら、人定質問を更めて施行してもさしたる
訴訟遅延もなく、手続きの安定性、確実性
からは、かえって妥当と考えるので、追完
的に人定質問を施行されたい。

人定質問
被・松下山 人定質問そのものに応じないわ
けではないが、まず最初に受ける必然性は

ないので、この段階で応じるわけにはいか
ない。

被・森川 (黙して答えない)

被・上野 後記法廷における秩序維持のため
の処分としてなされた傍聴人二名の拘束に
際し、法廷に警察官を導入した理由の釈明
を求める。裁判所がそれについての自己批
判をしない限り人定質問には応じない旨陳
述。

法廷における秩序維持のための処分

被告人松下山の「人定質問に関する同人の陳述
が終了した頃、傍聴人のうちから、茶色のジャン
パー着用の二、二歳の男が、傍聴席前列付
近に起立し、傍聴席に向ってアジ演説を始め
たので、直ちに裁判長はこれを制止した。右
の者はその制止を無視し、更に演説を続けた
ので、裁判長はこれに対し拘束を命じ、兵車
警察本部部長派遣の生田警察官をして、裁判
所構内交通事故相談室に留めおかせた。当裁
判所(当合議体)に係属中の他事件の被告人
として、当裁判所に到着である本件被告人、
橋本和義は、傍聴席に着席し、開廷直後か
ら、裁判長の制止に拘らず、しばしば、傍聴
席から発言し、また裁判長の被告人席に着席

すべき旨の命令を無視して傍聴席を離れな
かったが、前記傍聴人の拘束直後重ねて発言し
始めたので、裁判長はこれに対し拘束を命
じ、前記警察官をして前記場所へ留めおかせ
た。開廷直後より傍聴席各所から傍聴人によ
る野次、罵声、失笑などしばしば起っていた
が前記人定に関する被告人らの陳述終了後、
裁判長の指揮により、検察官の起訴状朗読が
始まった頃、傍聴人多数による抗議で、法廷
内満場騒然となり、裁判長は、傍聴人全員に
退廷を命じ裁判所警備職員、法廷警備員、兵
車警察本部部長派遣の、警察官をして不退廷
の傍聴人を法廷外に排出させた。

裁判長の処分に対する異議申立
弁・新谷、樺島
傍聴人全員に対する退廷命令及びその執行に
つき左の理由により異議申立
一、傍聴人全員退廷を命ずるには、余程重大
な審理妨害があつて、而もその者が全然特
定できないということが客観的に明らかで
あるという状態でなければならぬ。とこ
ろが先刻の傍聴席からの発言者は、特定で
きない状態ではなかった。従って発言して
いる者に対し順次退廷命令を発してこれを

た。傍聴人全員退廷後、再び検察官の起訴状
朗読が、強行されるや同人は、「被告人がい
ないのに朗読できるんですか、そんなものは
やれませんか」とか「そんなもの認められま
せんよ」等と発言し、退廷しようとしたので
裁判長は直ちにこれに対し、在廷すべき旨命
じたが、同人は無視し、なお退廷しようとし
た。裁判長は同二人に対し拘束を命じ前記警察
官をして前記場所へ留めおかせた。

指定告知した次回期日
来る三月一〇日午後一時
昭和四六年一月二九日
神戸地方裁判所第三刑事部
裁判所書記官 西山 明光

裁判長
異議申立は、その理由のないものとして棄却決
定
分離

裁判長
本件弁論より不出頭の被告人樺木善純、同橋
本和義について各弁論を分離する旨の決定
分離弁論についての指定告知した次回期日
来る三月一〇日午後一時
主任弁護人の指定
裁判長
被告人松下山、同森川佳津子、同上野恵司、
の主任弁護人樺島正法に指定する。
法廷秩序維持のための処分
検察官の起訴状朗読が始まった頃、被告人松
下山は、検察官の把握したハンドマイクを奪
取しようとしたが、直ちに、裁判所警備職員
及び法廷警備職員及び法廷警備員に阻止され

第三回公判 (71・3・10)

この公判は、既に三回目であるが、依然として、被告の人定質問を
行なえていないのが現状。

第一回・第二回と、結集した「仮装被告」(団)は、権力の言葉で
もって、被告を特定することの「意味」を余すところなく暴露してき

た。もちろん権力は、そうしなければ形式としての裁判が成立しない
故、被告の特定を強行してきている。しかし、それによって権力は、
裁判がどこまでも形式にすぎないことを自ら確認している。山下裁判
長は、「君たちがどうしよう」と、裁判所は裁判をやる」ということを

宣言するわけである。

第三回公判でも、被告を特定する根拠のあいまいさをめぐって、
「H」君らから反論がなされた。山下は「H」君を退廷・拘束した。
この退廷・拘束は、合議をしたというウソをもって強行されたのであるが、棒島弁護人らの抗議・異議申し立ても、全くデタラメに却下してしまっただけである。

ここで、仮装被告(団)松下昇氏は、「H」君の制裁裁判の公開を要求した。「裁判は結局、制裁裁判にすぎない」のであるから、制裁裁判こそ公開されなくてはならない。どんなに重々しく、形式を踏むにしても、裁判というのは、一方的に権力が、権力を持たない人々を

裁く儀式にすぎないのである。制裁裁判の公開要求について、山下は一切答えず閉廷してしまっただけである。こうした状況では次回期日の指定も「被告」が拒否してしまっただけである。

閉廷後、仮装被告(団)松下氏は、被告から裁判長にトッチカワルベタ裁判長を突力占拠した。「アナタハンデモ、ダイガクノセンセイカ」というようなことを言いつつ、次の強姦事件に再登場した山下は、全員を突力排除した。

また、この公判において、「とおちゃんせ、とおちゃんせ……」が唱われたことも報告しておかなくてはならない。

求釈明書(その一)

弁護団から提出されている求釈明書に釈明する前に、この求釈明書に釈明せよ。……仮装被告(団)

被告に対する起訴状朗読が終了した後で、次の通り釈明を要求する。

(一)「私」は、人定質問を終了しておらず起訴状が朗読される声も聞いていないので、起訴状朗読は終了していないと考えている。もし、そうでないとなれば、その根拠を示せ。

- 一、起訴状を作成した人間が、四五・五・二三付のものと、四五・十一・七付のもので変っているのはなぜか。同じように被告も変ってよいのか。
- 二、起訴状が、いくつかの雑誌、パンフレット、新聞などに、「国家の作品」とか「危険な思想」という題名で掲載されているのを、どのように評価・判断するか。
- 三、起訴状にある罪名は、建造物侵入、威力業務妨害、器物損壊でよいのか。もっと別の罪はないか。
- 四、起訴状全体の表現は不正確かつ、こっけいであるが、最も特徴的な例を上げておく。

- 「く」の字形十二個」とは何のことか。
- 五、起訴状の記述と朗読に至る裁判過程に関して疑問を抱く人間が、法廷で一人ずつ発言していく場合、それらの全ての疑問にこたえられることができるか。もし、できないとすれば、その理由を示せ。
- 六、……

一九七一年三月十日

松下 昇

神戸地方裁判所第二十一号法廷
に集る全ての人たちへ

抗告申立書

神戸市東灘区住吉町赤坂山一八七二番地の一
神戸大学住吉寮内北寮四七四号室

申立人 橋本和義

申立の趣旨

昭和四十六年三月十日神戸地方裁判所第三刑事部(山下裁判長係)が、申立人に対して退廷拘束の決定を下した手続が、法廷等の秩序維持に関する法律第三條第一項に違反しており、訴訟指揮そのものが、再三にわたり違法であり(裁判所法第七一條に違反)、よって、申立人に対してなされた法廷等の秩序維持に関する法律に基づく制裁裁判は無効であるので、その制裁裁判を取り消し、申立人への執行をただちに停止すべきである、との裁判を求める。

申立の理由

一 右裁判官は右日時、右法律に基づき申立人に対して監置五日の制裁裁判を行なった。しかし、右裁判官が退廷拘束の決定を出す

際、理由を発言禁止命令を無視し、法廷の秩序を乱したとして起訴しているが、それは誤りであり、違法な訴訟指揮権の行使である。なぜならば、右日時の公判において、申立人の人定質問は終了しておらず、申立人は人定質問の意味するものをまづはつきりさせて、本質的に人定質問にこたえようとして発言したにもかかわらず、裁判官は「聞く耳をもたない」などと暴言し、硬直した態度のまま、申立人が人定質問にこたえないものと一方的に判断して、検察官に起訴状朗読を強行させた。そのとき、申立人が抗議の発言をしたところ、裁判官は発言禁止命令を下したのである。さらに、裁判官が、申立人は人定質問に応じないと一方的に判断するとしても、続いて起訴状朗読に入る前に検察官に本人であるかどうかの認定をさせるなどの、人定質問に準ずる手続を経るべきである。開廷後、裁判官は自ら、申立人の人定質問を進行させようとしながら、それに伴う諸手続を放棄して、つまり人定質問をおこなわず、起訴状朗読を行わせただけで、全く違法な訴訟指揮である。申立人はそのことを指摘して発言したにもかかわらず、裁判の進行上の正しい指摘の発言が法

廷の秩序を乱す行為とされ、退廷拘束の理由とされたことは全く不当であり違法である。被告人、傍聴人の指摘を無視し、一方的に検察官に公判廷を進行させようとした右裁判官の行為は、被告人、弁護人の正当な裁判権を侵害しており、傍聴人の本質的な存在理由を無視しているものである。

二 さらに、申立人は終始冷静に発言しており、裁判官が退廷を命じ、法廷警備員が申立人の身柄を移動させようとしたときにも、とくに抵抗はせず、抗議の発言をしつつ退廷しようとしたにもかかわらず、待機していた機動隊員がかけつけ、引きわたされる際、警備員が独自の判断で「拘束」と述べ、その結果裁判官はたんに退廷を命令しただけであるにもかかわらず、申立人の身柄が拘束されてしまったのである。このことは重大な事実であり、法廷警備員や機動隊員が裁判官の命令に反して独自で行動したり、また、裁判官が警備員や機動隊員に追いついて、命令を変更したりすることは、裁判所法七一條の法廷警察権の行使に關して違反しているものである。

三 さらに、一、二に示したような違法行為に加えて、裁判官は、陪審の裁判官と何の合

職もおこなわずに個人的に、申立人に対して退廷を発言しているが、これは、法廷等の秩序維持に関する法律第三條第一項「前條第一項の規定による制裁は裁判所が科する」に違反している。申立人が一方的に退廷拘束された後、弁護団からの追求に対しても、あるときは「合議はしていなかった」、「条件付で釈放してもよい」と述べたり、裁判長の発言は転々とし、信憑性を失わせるものであった。弁護団、他の被告などは、合議していないと目撃者としての書記官の証言を要求したにもかかわらず、裁判長は一方的にこの要求を無視し、客観的な証言を封じたのである。

四 三月十日の公判において、前記のような重層した欺瞞に対する追求にたえかねて、裁判長は弁護団の異議申立を却下したが、それは、申立人を拘束してしまつた事実から逆規定されて、事態を隠蔽するために他ならない。でなければ、裁判長は、法廷等の秩序維持に関する法律第四條第三項に基づいて、必要な証人尋問等を当然しなくてはならなかったはずである。統一して特記すべきこととして、(イ)異議申立が却下された後、傍聴席から被告席へ一人の人間が現われ、不当に拘束され

た被告が釈放されるまでその代りに自分が権利を行使すると述べ、被告席に着席した。そのとき裁判長は「そんなに被告になりたいのなら、ならせてもよい」というような発言をしたので、さらに被告席に着席する人間もいた。

(ロ)また被告席の一人は、前記(イ)の人間について、また拘束された人間をここにつれてきて、いまず、制裁裁判を公開で開始するよう要求したところ、裁判長は一度は「その要求を受け入れるかどうかを合議するため休廷する」と述べながら、その後、前言をひるがえして閉廷にした。しかし「休廷にする」と言つた直後、裁判官は退出したので、いつ閉廷が宣言されたのか明らかでない状態が続いた。その間、被告の一人が裁判長席にすわつて、裁判制度を解体する討論を呼びかけた。この呼びかけと前後して数名が、被告席、裁判官席を自由に歩きまわり、発言した。

(イ)、(ロ)の行動が、裁判の權威を著しく失墜させている。にもかかわらず、裁判官は申立人に対する制裁のみをおこない、また(イ)(ロ)の人間たちによる裁判の本質的な意味の追求に全くこたえることができず、裁判の權威を自

ら最終的に失墜させたのである。

五 以上は、たんに法廷等の秩序維持に関する法律、裁判所法に違反するのみならず、それ以前の法廷指揮における重大な手落ちであり、直ちに申立人の拘束に関する執行を停止し、申立人の直接の抗告、および必要な証人の証言を媒介としつつ(法廷等の秩序維持に関する法律第四條第三項)この手落ちに関する追求がなされるべきである。そのための貴裁判所による決定が、いまだだちにおこなわれたとしても、申立人が被つた損害は本質的に代償不可能であり、ここには法体系をこえるほどの重い問題がふくまれているが、申立人として貴裁判所が少くとも、監置五日間の期間が終了するまでに、前記決定をおこない代理人弁護士あてに通知されることを要求する。

昭和四十六年三月十二日

右申立人

橋本和義

右申立代理弁護士 樺島正法

大阪高等裁判所御中

日付のむこうへの出立

松下昇

一九七〇・四・八 松下処分教授会の紛争、四十一名逮捕。

一九七〇・四・八 仮装被告(団)、ビラ「いくつかの報告とお願い」を配布。同じ日に裁判所は、松下研究室への立入禁止仮処分を決定。

四・九 正午までに研究室内の私物を持ち出せ、と教養部長から通告。正午から七時間、松下他教名を中心にして研究室で自主講座。二度にわたる教職員の出退要求を粉砕。夜、カギ穴にガムをつめて、運動する研究室としての六甲空間へ出立。当局は朝までかかつて室内の物品を某所に留置したが、空間性そのものに手をふれることは不可能であった。裁判所へ異議申立書提出→口頭弁論開始五月。

四・一四 研究室再占拠闘争。いたるところに巨大なラクガキが出現。

四・二二 二年ぶりに授業に使用されはじめたB一〇九再占拠闘争。哲学のK講師は、追求に何一つ答えられないまま休講を宣言して逃亡。

四・二四 教養部長から松下あてに、再び授業妨害すれば告訴するといふ文書による警告。これを直ちにマス・フリし、自主講座資料として配布。

四・二八 松下、沈黙したままB一〇九空間に存在し続けることによつて、大学権力、授業……などのギマンを粉砕。今後、毎週、水曜午

後にこのような拡大自主講座をおこなうという授業開始宣言。

五月の予定

ワイ小なギルド集団の一つ独文学会の解体闘争。

研究室裁判の開始。これを自分の問題としてとらえる人は、だれでも異議申立書を提出することによって債務者として登場できま

す。研究図書返還要求→裁判も、おもしろくなってくるでしょう。

六月の予定

へ、裁判の第四回公判期日は、まだ不確定(三月十日の第三回公判で権力は完全に破産し、制裁裁判の抗告に対する決定も、公判調書の作成もできないでいる)ですが、仮装被告団は、六月十五日を設定しています。全ての仮装被告は、本質的な求釈明書を五月末までに松下あて送付した上で、これからの法廷で、その文書を媒介にして発言して下さい。

七月の予定(刑事、民事、人事の三つの重層性に注目！)

七・一九〜二十三 松下処分に関する人事院の第一回公開審理。兵庫県連合会館(高連神戸線、花隈駅から北へ徒歩六分)、代理人募集

現代の理論

6月号 250円

特集 スターリン主義の分析 I

- スターリン哲学の再検討……岩淵聖一
- スターリンの国家論……柴田高好
- スターリン論文と社会主義経済論……岸本重隆
- スターリンと現代資本主義……大木通夫
- スターリン主義に関する九問……レリオ・パツソ
- スターリンの問題(下)……ルチオ・コレッティ
- 六全協力からブント結成前まで……入江なおひこ
- 一共产主義者の半世紀(上)……神山茂夫

マルクスとローザ

レリオ・パツソ著 1200円

現代革命、とりわけ先進国革命の源流をマルクスとローザに求めつつ、構造的諸改革を志向する革命路線の原理論的な解明をこころみ、パツソの最新の力作。

現代の理論社

飯田橋3-6-8中栄ビル
TEL (261)7518 編集東京 26166

ここに表現してある日付けのむこうへ、どのように出立していくかが、全ての「私」につきつけられています。資料のほしい人や意見を提起される人は、左記へ連絡して下さい。

一九七一年・五・一

神戸市灘区高羽橋丘十

松下昇

『六甲空間』からの出立について 昨年四月十五日、神戸大教養部教授会は、松下昇講師への処分を決議して評議会上に申し、さらに機動隊を学内に導入して逮捕させ、五月二十三日、松下氏は「建造物侵入、威力業務妨害」で起訴された。神戸大評議会は十月十六日に処分を発売、権力も十一月七日「器物損壊」を理由に追加起訴、学生四名をも共同の「被告」とする裁判は現在まで三回行われている。

大学闘争を過去のものとしてのみ語りがたがる大学当局は、しかし「六甲空間」では、「学生参加」「改革」を口にしたが今年四月には松下研究室の立入禁止処分を決定し、寮閉鎖、「被告」学生の授業料未納を理由とした除籍処分、さらに五月十五日には、毎週水曜日「自主講座」を開催していた一〇九教室を立ち入り禁止処分にするなど、攻撃の手をゆるめていない。現在、神戸大では、「過去の部分的な苦難」「自己史を未来に向けて対象化する際の、他者とのぶつかりあいの過程を相対化する」べく「前史」I(飢餓群団編)が発行され、さらに「闘争史」の発行が運動体として、闘争史を越えたものとして準備されていることを付け加えておく。

資料についてコメントをつければ、「仮装としての被告とは何か」は第一回公判の際に撤かれたビラ、「日付のむこうへの出立」は第四回公判に向けての「仮装被告」としての参加を要請するアビール、「写真劇」「第一回公判」と「第二回公判メモ」は「五月三日の会」通信第五号より、第三回公判の記事は「関西教授センター・ニュース」第十二号より、それぞれ転載させていただいた。「日付のむこうへの出立」を呼びかける松下氏の提起に、われわれが応えるべき方法とはなにか。それへの模索が今まさに問われている。

なお、「五月三日の会」とは、昨年五月三日の独文学会総会を契機に若手研究者によって作られた連絡組織であるが、この間、岡山大の萩原・坂本両講師の処分問題、神戸大松下講師の処分・起訴問題にたいして精力的な闘争支援・介入を持続し、また今年五月の独文学会総会では、ビラ「研究者」の文学的類編「青谷規矩題」を配布し「いっさいの「表現」にたいする「研究」の関係」を何ひとつ問うことのない「学会」的なものを弾劾している。

階級的裏切りと底なしの差別

——矢田教育差別裁判の意味するもの

師岡 佑行

一九六九年、いったんは部落差別をみとめて自己批判をはじめていった教員たちにして、日本共産党が差別でないと居直らせることによってひきおこされた矢田教育差別事件は、今年に入ってから新しい段階を迎えた。日本共産党による指導にもとづいておこなわれた教員の告訴を受理した大阪地方検察庁は、細谷明検事を担当として七〇年六月一七日、部落解放同盟幹部を監禁罪で起訴し、七一年二月一〇日大阪地方裁判所見島裁判長のかかりで審理がはじまった。すでに五月現在、公判は三回におよび、実地検証もおこなわれている。事件はいま矢田教育差別裁判にまで発展したのである。

部落解放運動にとって全国水平社創立大会における「言行によって侮辱の意志を表示した時は徹底的糾弾を為す」という決議はきわめて大きい意義をもつものであった。断じて部落差別を許さない決意を示す糾弾は部落解放運動をおしすすめる原動力であったし、いまでも変わらない。大阪地方検察庁による起訴は矢田教育差別事件の一連の経

過のなかで、六九年四月九日から一〇日未明にかけておこなわれた糾弾集会に監禁罪を適用しようとするものであるが、これは公訴権を独占する役割によって、もともと露骨に国家権力を体現している検察庁が糾弾を犯罪であるとして、部落解放運動を弾圧しようとするものにならぬ。一九六八年の徳島市市議選別事件にたいする糾弾をとりあげ、部落解放同盟中央本部オルグを徳島地方検察庁が脅迫罪で起訴し、徳島地方裁判所で裁判がすすめられている差別裁判とあわせて、国家権力は法的手段の行使によって部落解放運動の弾圧をこころみているのである。解放運動の発展のためにこれらの弾圧をはねかえさなければならぬ。

矢田教育差別裁判の大きな特徴は、日本共産党が、直接この権力による弾圧に手をかしているということである。日本共産党が体制内政に転落したといわれてからもう何年にもなる。とくに大学闘争のなかで闘った学生を権力に売りわたしてきた事実是否定できない。しか

情況への発言

——特別抗告申立書——

松下昇
橋本和義
を含む仮装被告団

I 申立の趣旨

すでに昭和四十六年五月九日付の文書で特別抗告の意志を表明したが、ここに、その趣旨をあらためて提起する。

大阪高等裁判所が下した昭和四十六年（秩ほ）第一号（松下昇）に関する決定、昭和四十六年（秩ほ）第二号（橋本和義）に関する決定、および前記のそれぞれの決定と密接な関連をもつところの、前記被告団に対する第二回公判後に神戸地方裁判所がおこなった（松下昇、橋本和義、上原孝仁）に関する文書記録のない制裁々判（従って第一回公判後におこなわれた（佐々木葉二、金本浩一）に対する同質の措置を含む）は、全て憲法を含む法体系の根拠の解釈に誤りがあるので取消す、との裁判を求める。

さらに私たちは、これらの一連の事件を、仮装被告団に対する全公判過程のうちだす問題が垂直方向で先行的かつ集約的に表現されているものとして把握しつつあるので、この水準で次回公判

までに口頭弁論をふくむ裁判をおこなうことを求める。

II 総論

一、特別抗告制度の本質的な意味は何か。（要旨）

特別抗告は、法廷等の秩序維持に関する法律にもとづいておこなわれるが、これを刑事訴訟法の上告と比較すれば、後者は、裁判の全過程に対する異議を問題にするため前者にはない口頭弁論の機会を与えている。しかし、本来、双方の区別は幅をもって解されるべきであり、被告側が申し出た場合には、前者にも口頭弁論や、証人の意見聴取などを許すことが必要である。それが特別抗告、上告のいずれにおいても提起の条件である憲法位相の争点、という意味を真に生かすことであらう。とくに本件の場合、その趣旨にのべたように上告に準ずる手続を不可欠とする。

二、法廷等の秩序維持に関する法律の憲法を含む法体系における位置について。（要旨）

三、抗告事案の統一性と、抗告期間。（要旨）

特別抗告の契機となっている地裁における第一、二、三回公判は、それぞれの比類ない独自性において連続しているものであり、特別抗告の期間（高裁決定後五日以内）をせまくとらえることは憲法の本質に違反する。

さらに、なぜ、第三回公判後に、統一的に特別抗告するかという、第一、二回公判において（制裁）裁判の矛盾が、全て公開されつくし、しかも、第三回公判において休廷を宣した裁判官は、その後一方的かつ秘密裡に閉廷へ移行させ、いわば永続的閉廷というべき処置をおこなっているものであるから、各公判の事実性の根拠にまで問題を追求する必要性が生じているのである。

III 各論

法廷等の秩序維持に関する法律が、（ハ）裁判の各段階に適用されるときの問題点

一、第一回公判と制裁々判

神戸地方裁判所の措置についての批判は、抗告申立書（疎明資料一）、抗告申立補充書（同二）で展開しているからくりかえさない。ただ、仮装被告団の表現行為が裁判官の理解を絶するような成立の根拠と長い現実的経過をもっていること、および、そのことに対する国家法の無意識的なし本能的な恐怖が、具体的な裁判官の、具体的な被告に対する制裁としておこなわれているのであることは強調しておく必要がある。この場合、過料三万円の決定がなされているが、この金額と表現行為が、現在の社会の労働過程（国立大学から解雇処分されている申立人の生活、房内

この法律は、刑事訴訟法の運用に付帯しているが、この運用が憲法第三十七条（被告の権利等）の各項の発現過程を狭めていくことは許されないはずである。にもかかわらず、法廷等の秩序維持を重視する余り、前記各項をはじめとする憲法の規定、精神は著しく侵犯されており、もしこの法律が、現在適正に運用されていると考える者は、憲法と、この法律の関連を誤って理解しているといわざるをえない。（註）そして、そのような人間が、憲法を最終的に守護すると称する制度を支配しているとすれば、その制度総体が暗黒裁判を内部に育てていることになるのである。

註。この法律の憲法違反性を列記すれば次のようになる。

④ 非公開裁判であること。憲法第八二条（裁判の公開）等に違反。

⑤ 裁判官が被害者であるのに訴追者を兼ねていること。刑事訴訟法第二〇条（裁判官の除斥の原因）、同法第二四七条（公訴は検察官が行なう）同法二五六条（予断排除）等に違反し、憲法第三一条に違反。

⑥ 法としての独立性をもたないこと。

一般に罰則規定をもつ法律は刑法であり、これを憲法第三一条（法定の手続の保障）を媒介してとらえれば、刑罰は少くとも刑事訴訟法等の運用手続をした上でなければ加え得ないことが明らかである。それゆえ法廷等の秩序維持に関する法律自体が、矛盾した存在となる。にもかかわらず、この法律の加えるのは刑罰ではなく秩序罰だという風に居直るならば、その秩序総体が矛盾した幻想共同体であることを示す。

で労働する人たちのうけとる報酬などの感觸を含む）においても
つ意味、第三回公判後の制裁々判の決定、監置処分と対比しても
つ意味は、裁判官によって全くとらえられておらず、これは不幸
にも私たちと接することになった裁判官や法律の水準よりかはる
かに広く深いところに矛盾の根拠があると考えられる。

ところで、申立人の抗告に対する決定（疎明資料四）について
のべると、この決定書は、申立人以外の者が作成した抗告申立書
についてののみ、極めて表面的な見解を示しているだけであり、申
立人が自ら作成した補充書の問題提起に全く答えておらず、裁判
の權威を著しく失墜させており、少くとも憲法第三二条（裁判を
受ける權利）に違反している。最高裁判所は疎明資料二、三に対
して自らの存在基盤をかけた判断を迫られているのである。

二、第二回公判と制裁々判

この公判において、法廷等の秩序維持に関する法律が、憲法お
よび、そのむこうにある根源的な意味から遠く逸脱したところで
なされていることは、当日の法廷空間に参加した全ての人間によ
って、それぞれの問題意識の必然的な展開に応じてうけとめられ
ているはずである。

公判調書によれば、傍聴人全員が退廷させられ、三名の被告が
拘束されているのであるが、この三名は、訴訟指揮を拒否したと
いうよりは、本質的に応じようとしたために拘束されたのであつ
て、奇妙という他ない。（註）この場合、裁判官の訴訟指揮と法廷
等の秩序維持に関する法律のいずれか、あるいは双方が誤ってい
るのではないかということが暗示されている。

さらに、三名の被告は被拘束者が、その後どのような運命をた

し、秘匿した。

② 地裁の報告、高裁の決定には（無？）意圖的な事実誤認が
ある。例、被告が、なぜ、そのような発言、行動をおこなつ
たのかという原因の追求がない。一方的、形式的な詭弁に終
始している。また、仮装被告の登場、裁判官席占拠等の意味
の重大さをとらえることができず、関係がないと退ける姿勢
こそ、裁判制度の破産を証明している。

③ 違法な訴訟指揮が看過されている。例、人定質問。（疎明
資料五）また、高裁は「本件抗告を申し立てていることから
本人であることが明らかである」などと全くのすりかえをお
こない倒錯した論理を用いているのは極めて不当である。

④ 法廷警備員、機動隊員の裁判干渉。（疎明資料六など）

⑤ 刑事訴訟法、裁判所法には拘束は含まれておらず、このこ
とは本来、拘束が、裁判官の恣意的判断によってではなく、
裁判所の会議による決定が必要なることを暗示している。この
ことをふせて、拘束した事実から逆規定されて会議の不用性
をいう高裁の決定は法体系の根拠を誤って理解しているとい
わざるをえない。

IV なにもものかへの飛翔としての結語

いままで展開してきた総論と各論から導かれる結論のうち最大
のものは、国家Ⅱ法の根拠に存在する矛盾が、仮装被告団に対す
る制裁々判の過程において増幅されたかたちで露呈され、解体し
はじめているということである。

私たちは、Ⅰの趣旨にのべた裁判を当然要求するために特別抗

どったかについて裁判所の記録には残されていない。これは、裁
判所ないし裁判制度による完全犯罪、証拠隠滅ともいえるのであ
って、少くとも憲法第三四条（抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対
する保障）に違反しているし、同質の問題は第一回公判における
申立人以外の二名に対する措置についても生じているのである。
従って、前述のような訴訟指揮と法廷秩序維持のためと称され
る法体系が廃絶されるべきことは明らかであり、そのために、ま
ず、前記の五名に対する拘束、幻想的処罪としての釈放について
公開の（制裁）裁判をおこない、その経過を文書で記録公表する
ことを最高裁判所が命じるべきである。この問題は、高等裁判所
に対する抗告という形態を経ないで、第一回、第三回公判に起因
する申立人の抗告を媒介として、直接、最高裁判所に対して提起
されるのであるが、それがもつ深い意味を十分に把握されたい。

註。申立人は退廷拘束ではなく在廷拘束されたにもかかわらず

ず、法廷外の一室に連行されたので、起訴状朗読の声を聞いて
いない。この奇妙な事態についても判断を求める。

三、第三回公判と制裁々判。（要旨）

① 高裁は抗告申立書、申入書に十分な審理をおこなっていない。
抗告申立に際して、監置期間が終了するまでに決定を出
すように要求したにもかかわらず大幅におくれ、そのことを
含めて補充書の必要性が一層大きくなっていったにもかかわらず、
それを無視している、というよりは、補充書の提出を封
じるかたちで決定が出されている。（疎明資料七・参照）ま
た公判調書が作成されていないため、関連資料（テープを含
む）の公開もおこなわれるべきであるのに、裁判官が独占

告書を提起してきたのであるけれども、それにとどまるものでは
ない。この特別抗告書の全ての問題に対する最高裁判所の判断を
引き出すことを通じて現代の国家における、憲法をふくむ法体系
の根拠の矛盾を、裁判制度の上限から下限にいたる全過程におい
て公開し、その転倒の場を構築していくこと、そのむこうにある
なにもものかへ飛翔していくことの意味が、貴裁判所をふくむ全て
の私たちに、いま、開示されはじめているし、私たちは、永続的
に……していくであろう。

右申立人Ⅱ仮装被告団代理人

神戸市灘区高羽橋丘十

松下 昇

神戸市灘区大石北町二ノ八加藤アパート内

橋本和義

昭和四十六年五月十八日

最高裁判所御中

疎明資料表

註。これらの資料の一つ一つは特別抗告書と同じ位相にあるか

ら、私たちによって提起された全ての資料、問題に同じ比重
で判断を下し文書で表明することを要求する。

第一回公判（七〇・十二・二四）に関するもの

一、抗告申立書

二、抗告申立補充書

- 三、a ビラ「仮装としての被告とは何か」
 b へ紙片（いま、ここをかすめて舞いつつある）
 四、決定書（昭和四十六年（秩ほ）一号）
 第二回公判（七一・一二・二二）に関するもの
 ・・・・（制裁関係の文書がない意味！）
 第三回公判（七一・三・一〇）に関するもの
 五、a ビラ「求釈明書」（その一）
 b ビラ「あらゆる包囲する人への問い」（一）
 六、抗告申立書
 七、申入書
 八、決定書（昭和四十六年（秩ほ）二号）
 第一、二、三回の公判に関するもの
 九、ビラ「裁判を一つの比喩として展開されつつある闘争に関するレジューム」（「あんかるわ」26号12・13ページに転載）
 十、パンフレット「解放学校通信」
 十一、自立紙「メタ」15・16・17号
 十二、「五月三日の会通信」5号（ここには、第一回、第二回公判調書を含む、いくつかの愉快な文書がのっている。）

三好十郎

(三)

穴戸恭一

- (一) なぜ、三好十郎なのか
 (二) 「浮標」以前
 (三) 自己史のはじまり
 (四) 戯曲「浮標」
 (五) 戦争期
 (六) 戦後初期
 1 戦後における「対話」の基軸
 2 敗戦と新劇人
 3 敗戦と三好十郎
 4 新日文、「近代文学」同人との異質性
 5 戯曲「その人を知らず」

(六) 戦後初期

5 戯曲「その人を知らず」

敗戦直後の三好十郎が、新日本文学会や「近代文学」同人など、文学的党派を組んだ「左翼」文学者とは異った存在であったことを

彼の評論活動のバネになっていた対自的な敗戦の受けとめ方から明らかにしてきたが、今度は、その評論活動と並行して次々に発表された戯曲作品について問わなければならない。

三好十郎は戦時下、『三日間』や『獅子』の如く、戦争という現実と厳しく対決しようが如き内的力を秘めた戯曲を書きながら、もう一方では、たとえば『おりき』の如く、非情な政治（戦争）の波に容易に呑み込まれざるを得ない戯曲を書いた。そして、戦争期最後の戯曲『峯の雪』では、三好十郎の理念と情念との緊張関係が弛緩し、ついに情念に屈服してしまったと言わざるをえない。（『峯の雪』は、一九四四年九月に脱稿したが、用紙事情の悪化等が原因で、生存中は未発表に終わった）

『峯の雪』は、本業一筋に六〇年も打ち込んできた老陶工の治平が、その矜持を棄てて、兵器部品の磚子の増産に協力するまでの、内的苦悶のドラマを主題にした戯曲で、戯曲構造としては、『おりき』よりも密度があり、優れている。

そして、治平の心理転換の主軸は、行方不明となり、墮落してしまったと思ひこんでいた次女みきが、実は、大陸の特務機関でタイ

成ですか。

「広報委員二名が教授会で選出され、執行部と共に作成・配布の責任を負います。とくに、松下問題について詳細な報告をしています。」
（ばく大な費用を使って作成・配布されている教養部広報のうち、とくに22号、25号、30号は、悲惨かつコッケーな記念碑的文書である。なお、内容があまりにもズサンなので、昭和四十六年七月に松下処分をめぐる人事院審理がおこなわれた際、大学側は、被処分者側の広報を逆用した攻撃にたまりかねて、「広報は処分の根拠としての法的な価値はない」と発言している。）

後註。この証言の佈しいまでの愚劣さは、たんに湯浅個人の責任というよりは、現在の八神戸大学Vの全ての入教官Vの責任であることは、いうまでもありません。
湯浅証言に対する反対尋問が、これ以降、数回の公判でおこなわれます。この事件をふくむ、あらゆる問題について関心のある人は、八V焼売場へ連絡して下さい。



「日高」から「剣」へ

山岳部リーダ
西内 博



山が好きで、大学山岳部に入っただけで三年。その間、数え切れぬ位の山に登った。中でも忘れられないのは、一年の夏に行った「日高」と、二年の五月に行った「剣」である。

日高に行ったのは確かである。三宮の近鉄日本ツーリストで周遊券を買ったし、その富山から急行に乗りこんだのも覚えてる。
しかし、日高の山は、もう頭の中にな。想い起すのは、無名沢の大滝の上で寒さにガタガタふるえていたこと、小林さんとコイカクシ・サツナイ岳で水を汲みに行ったこと、カムイエクワチカウシ

ルで一日中、暴風雨におそわれたこと、八の沢をすべりおちるようにおりたこと、どこまでも続くまっすぐな道を懐中電灯をつけたトラックに乗ったこと。
みんな遠い思い出となってしまった。

この三年、大峰にも行った。剣にも、穂高にも行った。御岳にも、氷ノ山にも行った。そして雷の湖にも行った。その中で、日高が他の所よりも難しいはずはないし、してみれば印象に残らないのも無理はないのかもしれない。もし、もう一度日高に行ったら、もっと大きなものを得ることができるだろうか。
春の日高はほくそひきつけるだろう。答えは否定的である。春の日高に行

いでかけまわりたいという気持ちに比べればずっと稀薄である。
日高はそれほど魅力のない山なのだろうか。そんなことは決まっていらない。
あの芝をしきつめたような、カールポードンでの生活は、まさに別天地であった。そしてあの夕陽に輝やく山々のどっしりとした山容、決して忘れられない。

しかし、日高の思い出は日ごとにくすれゆく。一枚薄いベールがかけられたかのように。
山を見ずに日高に入った。そして気がついた時、ほくそ重なりあふ山々のまっただ中にいたのである。それが日高であった。そこに立つまでに五日もただ水を

日高は悪い山である。
日高から一年経過した。そして、雪の降った。おれた山は氷ノ山しか知らなかった。その氷ノ山は雪山しか知らなかった。
剣に行くことが決った時、夏の合宿でかけずりまわった剣、あれに雪がついていたらとても登れないのではないかと、心配だった。

岩と雪の五月、期待と不安に胸をおどらせながら二十二時十七分発の新潟行鈍行のりこんだ。去年の夏もこの列車であった。しかし、夏と違って、国鉄も私鉄もバスも空いていた。
前衛の山々は新緑に燃え、バスから見える御嶽山はスッキリしていた。道の両側の雪も次第に高くなり、天狗平についた時には、バスの屋根より高かった。
来て良かったと思ったのはそれまでであった。入山のスキーのしんどかったこと。そのスキーをキスリングにつけて雷鳥沢を小トコと登っている時の方が楽しかった。
三田平にバスを降り、翌日は立山に登った。アイゼンをつけての岩登り、ツヤツヤが氷にぐいぐいこみ、岩場にへばりついてしまった。何か恥ずかしかった。
次の日から二日間沈。風雨である。早くミゾレになれ、雪になれと思ってい

前略
貴殿は、昭和四十七年一月より土曜日日曜日、祝日を除いて教養部構内に立ち入り連日午後一時前後から午後五時前後までB-1。大講堂裏面出入口附近で、無断で同敷屋9がストリートカーを使用し、ハV焼売と飲料、食品を販売しているが、かゝる行為は、大学内固有財産管理規程を侵害し、公秩序を乱す者に対し速断的処置を講ずるを得る。以上
行庫を速やかに中止せしめるよう要求する。以上
昭和四十七年一月十九日
神戸大学教養部長 浅 光 朝
神戸大学教養部 浅 光 朝
神戸大学教養部 浅 光 朝

この郵便物は昭和四十七年一月十九日
神戸大学教養部 浅 光 朝
郵便局長





満期が楽しみです!

同和火災の

積立総合保険

(長期総合保険)

同和火災海上

大阪市北区神明町61番地
大阪(06)361-1371 その他全国主要都市

このページは

空白です。

{古本}市のお知らせ

場所：京大教養部A号館3階北側

「ドイツ語資料室」の札が出ている部屋（一般に
「古本中のドイツ語ゼロックス室」とよばれている。）

日時：1980年4月12日（土）から6月28日（土）～7.5～
までの毎週土曜日（午後1時～6時）

主催：{自主ゼミ}実行委員会 ある～は {古本}を
いくむ あらゆる表現を「売買」した～全～人

後援：大阪梅田・阪急古書あまち・古書肆・梁山泊
露天商・あじさいボックス

目的（の一部）：{古本}とは何か？～ま {古本}市を
おこなう意味は何か？

特性（の一部）：参加者がく～り～たい本（使用済み
の教科書をいくむ）～表現～テーマを持参して
下されば、＜販売＞をいくむ あらゆる委託を引
き受けます。委託の条件は討論によって決ま
りますが、参加者の＜利益＞を最大限に考慮します。

～1980.4～

お知らせ

すでに委託されている表現の一部として・・・

* {古本}市が原典される この空間の意味や寧ろを構成
している 正本 ドイツ語の本（毎週土曜、先着く～）
名にく～料で贈呈します。）

* あらゆる文書表現の概念的～表現論的把握の方法
を追求しはじめ～

パンフレットの「～」～く～語～に関する資料集～

* '70年代の大学斗争～裁判斗争の重要記録を、長
く～斗争によって対象化しはじめの紹介として、

時の「櫻通信」才く～号、才く～号 ～

* 資本（一ヶ月く～500～円で回覧）
山賊版・五月三日の会通信（才1号～才24号）

メタ（創刊号～才44 最く～号）

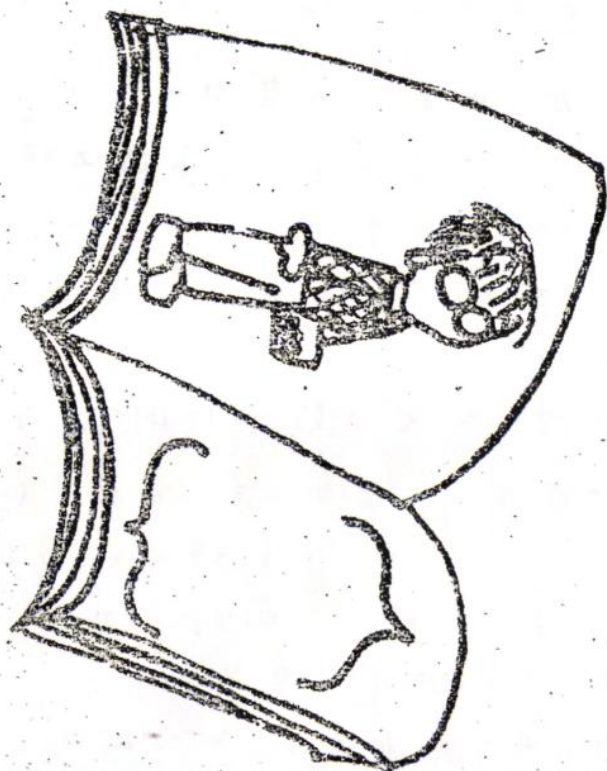
松下 昇 表現集 {松下 昇} 発言集

* 押収されている～返還要求中のもの
ついでに文書所持で起訴の理由とされたホルノフ～他
'73.4.13（徳島）大学古本市の陳列品

* 行方不明である～追跡調査中のもの
く～'75～年度京大のドイツ語自主ゼミ担当教官の存在費



お人をも
おまかせ！



このページは

空白です。

(表)

～1981.4～

{古本}市のお知らせ

場所：京大教養部A号館3階北側

「ドイツ語資料室」の札が出ている部屋（一般に
〈占取中のドイツ語ゼロックス室〉とよばれている。）

日時：1981年4月18日（土）から7月4日（土）

までの毎週土曜日（午後1時～6時）

注：他の日時でも入室は自由です。

主催：{自主ゼミ}実行委員会 あるいは {古本}を

ふくむ、あらゆる表現をなにかと交換したい全ての人。

後援：～103出版～（〈岡山〉）おじさんブックス（〈徳島〉）

熊本大～熊本女子大自主講座、榎原舎（東京）

目的（の一部） {古本}市を、いま、このような形態で

展開する情動的～存在の意味の追求。

特性（の一部） 参加者が〈うり〉たい本（使用済み

の教科書をふくむ）～表現～テーマを持参して
下せば、〈販売〉をふくむあらゆる委託を引き
うけます。委託の条件は討論によって決ま
りますが、参加者の〈利益〉を最大限に考慮します。

* これまでの経過

'80.4～6月に第一次の、'80.7～'81.3に
第二次の{古本}市をおこなってきたので、今回は第三
次である。その間、予想をこえる参加者と{古本}の

〈占取中のゼロックス室〉を媒介して運動してきている。

{古本}市の場も、'80.5.29大学斗争11周年集会（東
京）、連続シンポジウム（岡山）、法廷（徳島、神戸、～）

風市（京都）などへ拡大した。

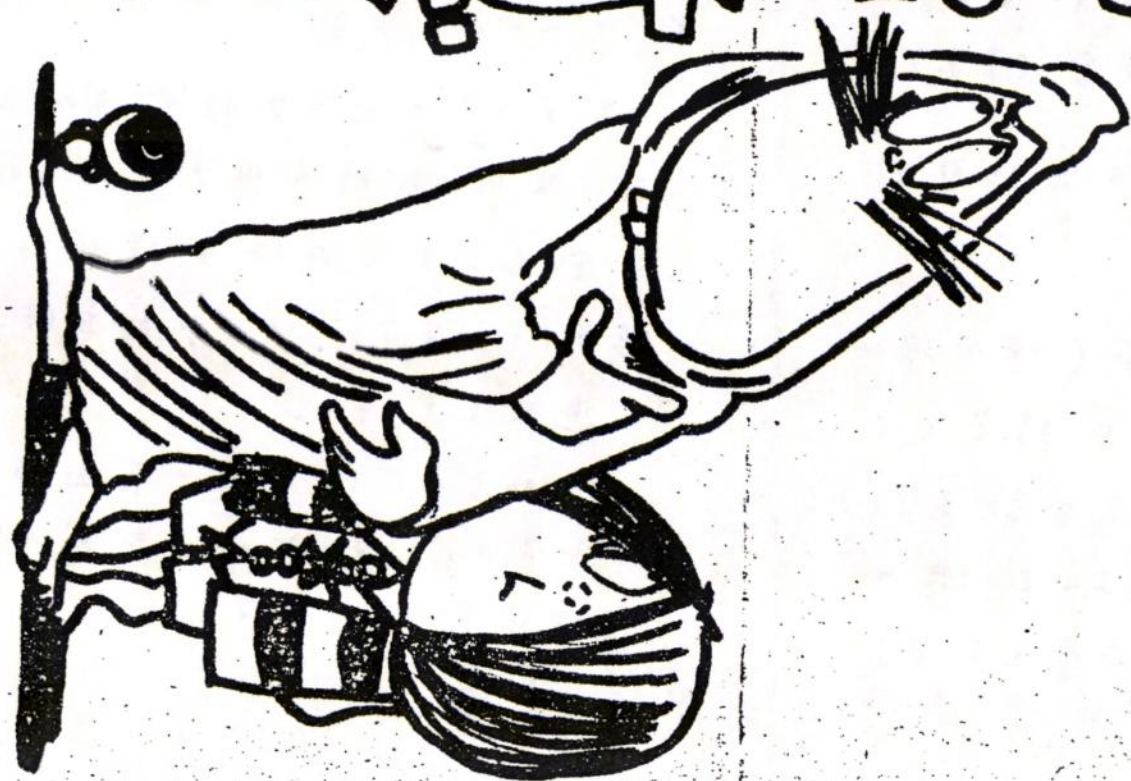
* これからの方針

大学斗争の在野史性がうか出したさまざまなテーマ
を〈資料〉把握の水準で対象化し、開示～応用の条件
を創出する方向性を持続する。さらに、{古本}市を
媒介して{古本}にかかわる主体～関係性の夏の出会い
を追求して行く。

参加者は、{古本}市の表面的な便装にとらわれず自由
にふるまうしてほしい。その意味からも～子ども～の参加
は歓迎するし、不可欠の要素でもある。



叶牡丹与阿成



五月三日の会通信

25

(最終意見陳述)書……………1
 (最終)弁論要旨……………9

25. IX.
 1981

〔最終意見陳述〕書

一九八一年七月二十九日

神戸地方裁判所第三刑事部 御中

松下昇 未字
 をふくむ仮装被告(団)

註一——この表現は、一九八一年七月二十九日の神戸地裁第二一〇号法廷における被告人の発言を、仮装被告(団)が筆記したメモを基本として再構成されている。

註二——前記公判における〔最終意見陳述〕の前提かつ構成要素として竹中証人(在廷)の証言を申請したが、不当にも却下された。(被告人からの異議も棄却) 竹中証人は、本年九月三〇日の名古屋高裁における同人の被告人質問において、前記公判で証言する予定であったテーマ群を証言するので、この記録(のちに送付)を必ず検討されたい。

註三——同時に、あらゆる仮装被告(団)からの表現を〔最終意見陳述〕として併合し提出して行く。

一、私にとって「最終意見陳述」とは何か。
被告人が公訴事実に関連してのべたいことは、弁護人の最終弁論につくされているといえるが、十年をこえる公判過程をふまえて、より広い視点から意見をのべたい。

公判開始以前の一九六〇年代の私の表現群、とりわけ△六甲△、△包圍△は、それ自体で「最終意見陳述」である。（すでに提出済み）

公判開始以後の表現として特に再検討してほしい表現群としては一九七〇・一二・二四の第一回公判の法廷で配布された、仮装としての被告とは何か、というピラである。ピラの原本は、公判調書と垂直に交差している制裁裁判調書にあるが、ここにはその後、一九八〇年七月九日付の（即時抗告）申立書（仮装被告（団））という記載などについての検察官の異議を認めて△削除△を命じた裁判官の決定に対するもの）に添付したものの対を△添付△する。

さらに昭和四十九年一月二十八日の公判における意見表明をその後文書化して提出した一九七五年二月二日付表現、

裁判官（荒石）の交代にともなう手続更新を媒介する昭和五〇年九月一二日の公判における被告人の意見表明が重要である。

（この日は検察側証人がなぜか不出頭したために、被告人の意見表明が可能になった。不出頭の理由はのちに判明したが、公判前日の証人の家族と上原被告人の（自主ゼミ）によるものである。当時の上原被告人が把握していた仮装概念のユニークさと配慮へのなつかしさをこめて、ここに註をしておく。）

なお、昭和五〇年九月一二日の意見表明は、同年六月四日の岡山

地裁における被告人の意見表明と対応しており、五月三日の会通信・第一九号に連続して掲載されているので、そのコピーを添付する。

公判の過程を十年へて提出されたり一九八〇・七・八付の「冒頭陳述」書も、この「最終意見陳述」書に激しく対応する。もう一つの十年が本質的にその間に媒介される時の巨大な（一）的な熱をかんじとてほしい。関連表現をふくめて掲載している時の楔通信第八二△号（すでに提出済み）をぜひ参照していただきたい。

公判開始前に作成し配布したものととして

裁判を一つの比喩として展開されつつある闘争

に
本件の意味を十年をこえて先取りしているので、押収された表現の対を転載したあんなるわ二六号のコピーを添付する。この一九七〇年七月三十一日の表現をおこなったのと同時に、神戸大学は処分審査説明書をこの日付で作成し配布したのであった。

二、共謀について。

起訴状と論告を比較すると次のことが判る。

① 昭和四四年九月一日の事件。

「学生ら二〇数名」といずれものべ、変化はなく、氏名は特定されていない。立証の解体を示す。

② 昭和四四年一月三日の事件。

「森川佳津子ほか学生約一〇〇名」↓「学生約一〇〇名」

起訴状の森川佳津子が論告で削除されているのは、かの女に

仮装としての被告とは何か

私たちは、法国家による規定やそれと岐立する固有の存在条件に規定され、しいられた仮装をしつつ生きざるをえない。それをあらためて確認し、転倒していく契機としての裁判闘争が始まろうとしている。

異常な（？）服装や、歌や、雪のように舞う紙片……などは、すべての闘争手段や表現方法と同じように、△△としての仮装をしていく力に対する反撃の模索であろう。

ところで、きみにとって仮装とは何か。

裁判官、廷吏、検事、弁護士、傍聴人などは交換可能であるのに被告だけが交換不可能であるのは、矛盾していないか。法的時空間においては、被告こそ、最もしいられた仮装者であり、かれにとつては、被告を出現させるこの世界の仮装性を解体していく仮装者として登場する他に生きる道はない。

一方、権力によって、同じ時空間に召喚されている、いわゆる被告たちは、まだ、外在的にしいられた統一性しか与えられておらず、真の内在的な統一を創りだす仮装者とはなりえていない。

従って私は、何かの力にひきよせられて、この裁判にかかわっている全ての人間たちに、仮装とは何か、とりわけ、仮装としての被告とは何か、を追求するように要請したい。

もちろん私自身も、この要請に従って、権力や存在条件の矛盾を逆用しつつ、なにものかへむかって仮装しつつ生きていくであろう。

一九七〇・一二・二四

なにかの Eve に

仮装被告（団）

松下 昇

対する無罪判決（昭和五〇年一月二七日）などの影響である。

③ 昭和四五年一月八日の事件。

起訴状、論告ともに「森川佳津子と」のみ共謀したように記述しているが、これまでの立証で完全に崩れ去っている。

④ 昭和四五年四月八日の事件。

「森川佳津子ら学生約四〇名」↓「学生約四〇名」

ここでも森川佳津子を論告は削除しているが、かの女と被告人が現場を通過し（て誤認逮捕され）たことを暗に認めているためである。

裁判官によく考えてほしいのは、②と④の関連（いずれも教授会妨害事件とされている）である。②の被告人である橋本、樫木、②の参加者である上原、勝川という当時、私に近い存在であったすぐれた闘争者たちが、②よりもはるかに切迫した④の段階で、起訴、逮捕はもちろん、すわりこみ参加とさえ無関係である意味は何か。

検察側の想定する共謀など存在しなかった、ということが明白に示されている。むしろこの事件の誤認逮捕を松下処分追放に応用するために、大学当局と検察当局が共謀しているのであり、本件の公訴提起がなければ全ての他の公訴提起もなし得なかったり出現しえなかったという意味において、本件は公訴事実の星雲の中心、ブラックホールの位相にあることを強調したい。

なお、最終弁論でもふれている検挙状況一覧表のコピーを添付する。逮捕番号三が被告人である。

⑤ 昭和四六年九月七日の事件。

「約六名」→「約八名」

人数の変化の必然性は全くのべられていない。本件の起訴状のみが松下をふくむ四名について併合して作成されているが、本来、全く異質な行為を無理に結合し、論告はそれをひきうつしているために、ひずみが増幅している。とりわけ前半の「窓を乗り越え」、「侵入し」、「怒号し」、「無視し」、「発言をくりかえし」、「教卓をたたき」、「詰め寄る」などの行為の主体が被告人であるとよみとれる記述は何重にも誤りである。松下と他の三名のそれぞれについてそういえる。(例。古川は松下の逮捕に抗議する演説をして逮捕された。)

また検察側が提出している古川和義に対する判決(昭和四九年二月六日)や、援用している今田、松木に関する判決(昭和五五年一月一日)の共謀論は、本件立証過程以前のものであり全く無関係である。この点を十分に留意されたい。

⑥ 昭和四十六年九月二二日の事件。

「橋本和義、有本好孝ら数名」→「有本好孝ら数名」

橋本和義が削除されているのは、唯一の手がかりである有本供述に不安を抱き、橋本、まして松下が現場に非存在していることを検察官が認めているためである。油コブシと研究室を結ぶ宇宙的デレバシーでも想定しない限り、共謀(論)は成立しない。

⑦ 昭和四十七年二月一五日の事件。

起訴状、論告ともに共謀と記すことができない。思想的にはパリケードの原点H/V焼という位相で被告人が卵の出現にかかわっている本質と、身体的具体性のズレに検察側はやつと

気付いたのである。共謀と記せば、逆に到底立証不可能な課題を背負うことになる、という怖しさにも。

思えば、この気付き方は、第七番目の事件について、かろうじてなされているとはいえ、本来、七個の事件についてあてはまるのである。

また、共謀と罪名の関連でいうならば、公務執行妨害を被告人らが共謀なしで展開しうるほどに突発的、初歩的な闘争をするには、被告人らはあまりにもすぐれた方針と経験をもっている、と考えるのであろうか。公務自体の非存在に気付かぬのと同じ水準がここでも暴露されている。

公務の非存在というとき、パリケード構築後の大学空間の全過程についていいうるが、本件の法的判断にしばつてのべても、最終弁論がふれているように、試験監督や警備は拒否可能なサービス業務にすぎない。東京地裁昭和四十六年(三)第二三一六号事件の判決文を掲載したパンフ「鉄格子の中から」(東京理科大教職員組合野田支部編集)の関連部分のコピーを添付する。

以上、七つの事件についての共謀(論)を批判してきたが、検察側の共謀の概念規定は上原被告人の昭和四十六年四月二八日の事件に関する昭和五十六年一月二八日付論告に示されているので検討する。

前記論告によれば、「共謀とは、二人以上の者が犯罪を実行することについて意思の連絡のあることを言い、右意思連絡は黙示のもので足り、かつ、実行行為の際に存すれば足りるものであることは多言を要しない。」

このような論理を認めれば、現場で同じ目的のために行為していると検察官が認めさえすれば全て共謀(者)とされてしまう。(例。法廷の全ての当事者) 本年二月四日付の判決において当裁判所が前記の共謀(論)をしりぞけて無罪を宣告しているのは、まことに正当である。

本件の全てについて、前記判決以上に正当な判断をおこなうよう期待する。

私にとって真の意味の共謀は、まだ成立していない。私の共謀者は、どこにもいないのだ、という絶望を、この十年以上味わってきた。むしろ私を支えたのは、闘争から遠くにあるようにみえる幼い存在——生まれたばかりのもの、永遠に巡礼したもの、まだ生まれていないもの——であり、そのような存在と出会い、真に共謀したいと願っている。

三、被害者責任と感謝について。

論告は「被告人は他人に及ぼした被害に思いを至すという姿勢を全く欠いており」とのべているが、これは被告人の態度についての無理解から発している。論告には常にこのような文体をかくというのならば、その論告を支える権力は人間と無関係な、打倒されるべき対象である。

私は、パリケード闘争の段階から、批判された者、占拠された者、妨害されたと感じる者、闘争から離脱した者などの苦痛を包括し得ない闘争は意味がない、と主張してきた。また、それ以前の深い眠りの季節にも、存在するだけで気付かぬうちに他者に与えてしまう

苦痛の問題にとりくんできた。この方向こそ自主講座の原則の一つとなつて行くのであり、論告の指摘は誤りである。

論告のいうのと逆の意味で、私に責任があると考えるテーマには全力でとりくんでいるし、どのような提起もうけとめる覚悟はある。気付かぬうちに与えた苦痛と同位相で、私が気付かぬうちに支えられたことも数多いであろう。この法廷をかりて感謝したい。私がずっと後になって知った一例を上げておくと、昭和四五年五月に私が大学当局と検察当局の共謀によって不当逮捕されたとき、獄中で森川佳津子が、大学構内のH/V広場で清水早子、古川和義が抗議のハンストをおこなってくれた。さらに大学闘争とは関係がないと思われている獄中のH/V一般刑事犯Vの人々がハンストを展開したこれらの、とくに後者のハンストは警察権力が私との連絡を遮断したために、私がそのことを知ったのはずっと後であるが、このH/VのVの意味を、かれらのH/Vの深さを共有し転倒する過程で生かしていきたい。

四、証人の問題

検察側が昭和五五年までに警察官一三名、教職員一九名、元学生一名に証言させたのに対して、被告人側は、しばつて申請した一七名のうち四名を証言範囲にきびしい制限をうけつつ認められたにすぎず、期間も一年余りしかなかった。

後世の人々が本件の記録をみた場合、それぞれの事件について検察側証人が多く、被告人側証人が少いという量的な差に幻惑されないよう注意を喚起しておく。本来、被告人側は無数の証人を出廷させる必然性をもっているにもかかわらず、主として審理を急ぐ裁判

所の訴訟指揮により、このような現象がつくり出されているのであり、判決の際にも十分留意されたい。

そのために、採用された証人群の証言を補強し深化させるるにもかかわらず却下された証人群のリストを記しておく。

- ① 昭和四四年九月一日——鈴木、藤原
 - ② 同年二月三日——藤原、島岡
 - ③ 昭和四五年一月八日——上原、坂本
 - ④ 同年四月八日——井沢、山本、坂本、矢野、上原
 - ⑤ 昭和四六年九月七日——鈴木、清水、島岡、中尾、上原
 - ⑥ 同年九月二日——浜本、清水
 - ⑦ 昭和四七年二月一日——川合、永里、堀田
- 名古屋地裁の松下、竹中の証言も供述——竹中

却下された証人群に対して今後も仮装被告(団)から持続的に提起し共闘のあいさつをおくっていききたい。

その際、重要なことであるが、前記の証人群を含む闘争参加者たち一人一人が、いまずには闘争証言の場に登場しえない困難さについて、私たちはこの苛酷な(審問)状況の中で対象化していく必要があるし、それこそが採用か却下かという法水準の枠を突破していく道である。

私たちにとって闘争現場は決して固定された過去形のものでなく未来に創出していく不定形として存在する。従って、そのような闘争現場で共闘者に何をかたり、何を提起するかさえ各主体の判断と必要性の極限で可能なのだ。これを一瞬に把握しえないものは過去の闘争に参加したかどうかにかかわらずなく解体している。

五、職業について。

私に関する四枚の起訴状は私の職業をどのように規定しているか。

- 昭和四五年五月二三日付——文部教官(国立神戸大学教養部講師)
昭和四五年一月七日付——著述業
昭和四六年九月一日付——無職(元神戸大学教養部講師)
昭和四七年三月九日付——無職(元神戸大学教養部講師)

判決は私の職業をどのように規定するのか。私としては前記の四枚の起訴状とは異なる記載をのぞむ。すでに本年七月八日の法廷における被告人質問に際して、仮装被告(団)の仮装労働についてのべているので、この水準で考え抜かれるよう期待する。

私はかたんに記述しうる定職がないことを恥じていえず、マイナスとも考えていない。ここには制度のみならず表現ジャンルや職業概念をふくめて、人間が言語をもって以来の全ての問題を問いたおした大学闘争の本質が開示されている。

大学闘争の提起した全社会的・全世界(史)的テーマの一つは、△正しい主張をするのはいいが、それではお前はどのように生活するのか?△という問いに答えることであった。この問いに目をそむけたり、本質的に答えようとしなかった者は全て抑圧者の側にまわるか、無残な居直りし解体を示している。私はこの問いを深め、追求し続けるために特定の職業につかないのである。権力からの妨害、生理的な制約をふくめて、あらゆる困難さは、この問いの対象化作業のゆたかな素材である。

六、訴訟費用について。(また、罰金刑拒否について。)

私は訴訟費用を支払う根拠と能力を所有しない。私に対する支払い要求は実刑と同じ意味をもつ。生活費の他に医療費もなく、本年はじめから長期入院の必要が切迫しているが、本件公判期日の大幅な延期をさけるためと、何よりも医療的保障の欠損(例。神戸大学当局は処分を認めない限り、国保への切りかえ手続をしない。)により入院は宙吊りされている。

このような状態との関連で、かつ本来、訴訟費用は全て国家が負担すべきであるという原則から、その支払いを拒否する。なお、この機会に保釈金制度によって身体的拘束を貨幣で換算し、被告人を経済的にも拘束しようとする発想の根源にある、人間より貨幣を信用するブルジョア社会の習性を弾劾しておく。

私は十年をこえる審理の結論として公訴棄却か、少くとも完全無罪を確信しているが、現在の法秩序の下で業務をおこなう裁判官が万一、やむをえず一部有罪の判決を出さざるを得ないとしても、その場合、罰金刑ではなく、懲役刑を選択されるよう被告人として希望する。これは決して執行猶予にしてほしいという意味ではない。私には実刑を怖れてはいないし、もし裁判官が有罪について確信と責任をもつなら、実刑を宣告するのが当然である。(共闘者への註。そして当然、裁、検、弁、も被、と同じ刑に服するべきである。)

私は多くの被拘束し獄中生活をへて、獄のバリケード性や身体性にふれてきている。つまり身体もバリケードも外からみるだけでなく、その内外ないし求心し遠心性を往還する関係性の把握こそが重要なのである。

身体的拘束自体は不当であるが、その意味を現在の体制の基底部

(まさに、体制の肉面的生理)において追求してきた経験は、たんにマイナスと評価すべきではなく、むしろ、たのしいとさえいえる面をもっていたし、平凡な管理社会の表面にいては決して気付かなかった数々のテーマに出会うこともできた。

七、大学闘争とは何か。

本件は大学闘争に関する最後の包括的な刑事裁判であると同時に名づけがたい最初のなにかの過程である。

大学闘争は、たんに虚偽にみちた大学の機構や当局者たちだけを批判してきたのではない。もっと巨大大で、無意識のうちに私たち全てをつつみこんでいる矛盾の総体と格闘してきたのである。これまでのあらゆる革命運動がみ落してきた領域を、現在まで人類史が累積してきた諸幻想領域との関連で把握し止場の道を切り拓くこと。大学闘争の個々の参加者、政治党派の思いこみとは別の位相でこの方向性は存在し続けているのである。

私たちは、この方向性を持続的に巡礼したために、あらゆる反挽と弾圧をひきよせてきた。本件公訴は、国家水準におけるその一構成部分にすぎない。△にすぎない△問題も人間の生涯人類史のある段階すべてを必要とするであろうことも確実であるが……。

くりかえすが、私たちは、たんに大学の機構や当局者を相手にしてきたのではない。むしろ、それらは親しみさえ感じられる△共闘者でさえあったといえる。

最も切実な感覚からいうならば、ある場所に(とりわけ幻想性の振幅が最上限である大学空間に)前記の方向性を持続して存在し続けることが、好むと好まざるとにかかわらず、現情況のあらゆるテ

マを引きよせてしまうことの怖しさ、そしてそれを越える折りである。

この水準では、もはや法的に有罪かどうかは私たちを全存在的にゆり動かすテーマではない。もちろん、軽視するのではなく、本当にうけとめて行くためにもこのべているのである。

根本的なところでの勝者があるとすれば、それは、この闘争（裁判をふくむ）において、だれが最もよく、時間、空間、関係性を包括し、その方法を世界に開示しているかという基準で測らねばならないであろう。この点においては、私たち、仮装被告（団）こそが勝利してきたといえる。しかしこれは、たんに誇っているのではなく、やり残した課題について自己批判的に、また未来における共闘者への、ある 的なあいさつとしてのいうのである。（コピ―への註——この空白部分には、この表現をうけとった人が任意に記入して下さい。）

弁論要旨

松下昇

右の者に対する威力業務妨害等被告事件の弁論の要旨は左記のとおりである。

昭和五十六年七月二十九日

右弁護人弁護士

河原昭文

神戸地方裁判所 第三刑事部 御中

記

第一 公訴棄却の申立

全ての公訴事実、公判開始以来、被告人側が主張していた通り、公訴に値いしないことが十年以上の審理をへて明らかになっている。

最高裁判所も第一小法廷昭和五五年十二月一七日決定（チッソ水保病補償請求関連傷害事件上告審決定）において、検察官の訴追裁量権の逸脱が公訴の提起を無効ならしめる場合がありうるとの法理を肯定した。そして本件の場合

憲法第一条（基本的人権）

同一条（法の下平等）

同一条（奴隸的拘束からの自由）

同一条（思想、良心の自由）

同一条（表現の自由）

同一条（法定の手続の保障）

などの趣旨からも公訴提起自体が検察官の訴追裁量権を著しく逸脱したものであって、無効であることは明らかである。

検察側でさえも

「嫌疑なしの事件を故意に起訴した」

「一般の起訴猶予基準からみて著しい合理性を欠くことが明らかである」

「特定の意図で起訴した」

とかの事実が明白になれば、公訴棄却の主張は正当性をもつと認めている。

（本件と共通の昭和四五年四月八日事件の上野被告人に対する山下検察官の同四九年八月二三日付諭告参照）

本件においては、一〇年以上の審理の過程で正に前記の各事実が明白にされてきたのであるし、本年五月一日の被告人質問において、この点は本件の特色および重要性和共に十分に立証しつくされている。

従って貴裁判所が公訴事実の内容について判断される以前に、ぜひとも公訴棄却の判決を出されるよう要請する。以下におこなう最終弁論は、論告自体の批判であるばかりでなく、公訴棄却の申立を根拠づけ、深化させるものとしておこなっていることを強調しておく。

〈門司大里教會〉月報

一九八二年
二月五日 第 20 号

日本キリスト教団 へ門司大里教会 へ牧師 山本 聖
 へ信徒 永里 繁行
 西八〇〇 北九州市門司区藤松一丁目二一—二〇
 電話 〇九三一三八—二一五五 (振替 下関二四五六一)

合同へ礼拝▽順序

司會 菅原 寅夫兄

中村 有子姉

五三九

交

讚美歌

ルカ 二二・一四～二三

折 梅

讚美歌

△說教▽

默
禱

讚美歌

献金

頌
榮

祝
梅

報
告

受付

川田 薰 姉
〈信 徒〉

前牧師

五四一

二四二

人牧

牧師

▼合同へ礼拝▼ 午前一〇・三〇
裏切り者とされるユダも、文学者には違
つて受けとられます。「クリストは彼自身
の中にも或はユダを感じていたかも知れな
い」(芥川龍之助)と。太宰治は、イエス
の奇蹟行為の影の演出者としてユダを描き
ました。
わたしたちのへ信仰へにとって、裏切り
者ユダを切り捨てつつ、パウロの贖罪論

▼教会学校 小学科・中高科
午前九・〇〇～一〇・〇〇

今日の集会

▼十二月 対話「協議会」(礼拝)後
・クリスマスのプラン・会計(係)問題
・へ0)号をめぐって(Ⅱ)

「わかった」という人も、「わからない」という人もあります。わかってほしい根拠の対象化と、わかり合えない絶望をくぐった対話が必要ではないでしょうか。

十一月／＼／——過程一断面

(1) 大里教会

① 11月6日 土曜学校 大小16名

イエスの飲食ぶりと聖書の世界の食物（動植物）について考え合つた後、算数やへ／＼過程の表現や資料と、それぞれに取り組んだ。

② 11月7日(日) 合同へ礼拝

「教師として語り得るとしたら、本質的な問題の提示ではないでしょうか。」

聖書と教会とは、元來暗いイメージのものです。菅原さんとは例外でしょうが、明るいものと錯覚するのでなく、暗さ・闇の痛覚によって聖書と教会を凝視すべきだと思われまゝ。

(i) イエスは一介の死刑囚であつたといふ事実(性) (ii) 神と人との隔てを無化したという信仰的理解 (iii) イエスの死の実存(困窮・痛覺・不安・希求) (iv) 十字架刑の証人としての女性(群) についてヨハネ一九・一六と三〇等は、語っています。

わたしたちのテーマとして、それぞれのポイントから、(i) 法的被告人(性)をくぐることで開示される情況II現実の問題性の共有と転倒 (ii) イエスの死の意味は、キリスト教の根拠づけ以上の、キリスト教を粉砕する質のものではないか (iii) 人間の極限的局面で顕在化する根源的関係性の欠除態にかろうじてさしかけられた呻き・叫び・折り・へ (iv) イエスの男弟子の恐怖と逃亡にみられる逆対象化過程の方向転換・女性証人特有の悲嘆から心中願望に至る関係存在性の対自化の課題を荷いたいものです。」(大小17名)

③ 同日 十一月対話(協議会)

〔永里書記録中心に、抄〕 大小15名
 (i) 前回書記録要項(文江姉)。 (ii) クリスマス 二月一九日(日) 委員(八木橋姉・桐野姉・中村姉・緒方姉) クリスマス集会反対(桐野姉)。 (iii) 下期予算謝儀(交通費補助)・予備費(墓修理)繰り込み(中村姉)。 (iv) 礼拝予定表(年内)対話 記録は書記が簡単に書きとめる。
 堀上兄司会 聖師がわからない人こそ対話にのぞむべき。問答無用という人もいる。川田姉質問 反対者側としてでなく一個人として。昨年3月の臨時総会は、逃げたのでなく祖母の法事。へ0号を読み直して大分理解できたし、共感する部分も発見。質問 (i) なぜ聖師が後任でなければなら

ないか (前) 教師夫人をどうとらえているか (ii) 礼拝は毎週を希望(川田) 月一回(聖) かは自由では? 病人や老人の問題は? (iii) イエスとユダの説教は納得できないし不信感を持った (iv) 聖師は信仰者ではないのか (v) 繁夫教師の変化と矛盾をどう思うか (vi) 聖師は思想家では? 聖 インテリでない位置からの質問として重い。へ0号の意味は、現在もいぜんとしてある。教師とは? 教会の働きとは? の問題提起として、役員会と共同出版。いまだに答えられていない。再提起 ① 月一回の表現(表出)のリズムを? 女性の生理や公判のリズムに対応するその根拠。他者のための教会として謝儀中心経営からへ献金へや建策案拡大過程との関連を? ② ことわりの論理粉砕? 教会の法人性と恣意幻想を身体性・関係の絶対性・へ信仰によって止場したい。③ 言葉は置かれている位置によって意味を変えてしまうことから、必然的にへが登場? 蒼原兄 骨肉の争いでなく父子それぞれに、完璧でないが大量教会の恵み? 聖 過渡的答えとして (i) について、わたし(たち)の必然性が、川田姉(たち)から視えない・包括できない(現在の状況の問題があり)、母(文江姉)のような真実の求道も、世界を転倒しなければ信仰として成立しまい。そこにへ教師がある。(ii)の後半については、重い問題だが、病人

や老人に近隣した形が必ずしも、その問題を荷うことにはなるまい。距離や場を転倒しつつ、開わり続けたい。(iii)と(v)は、再構成・再表現とする。(vi)と(vi)の問いには、本質的なキリスト者でありたい気持ちをこめて、仮装信仰者だと答えておく。」
 (註 聖の発言は編集過程で再構成。)
 11月21日(日) 田中姉証し礼拝
 (教団信仰告白文の朗読唱和を求めてから証しにはいる。聖へ……)「じきに八五歳。ただ折りと文書伝道に専心。神の命令に従ったら祝される。……救われて恵まれて。戦時中も。だれもが死を恐れるが、死は恐くない。恐いのは神の審きだけ。クリスチャンになったこと、日々生かされていること、感謝? 切符を無くした時も、泥棒に入られても神さまに守られてきた、神さまは生きておられる。……」(大小16名出席)
 (工藤姉や蒼原兄が、うなづきうなづき耳を傾けておられたのが印象的だった。最も危機に襲われている実存的戦線こそが、最も救援の必要なへ場であるけれども、また最も速い迂回路を経ることではしか到達させないでいるなにかと自らの非力とに、いいしれぬ怒りをおさえることができない。
 礼拝後、有志6名で、自由に懇談。)

(2) 南山大学闘争 女性被告 上告過程

名古屋人権委員会と国選弁護人への働きかけによって、南山学園当局から、第二次回答とその修正文を引き出した。これを媒介として国選・私選の複数名の弁護人は、南山当局の回答(文)を包括しつつ、被告事件の上告趣意書を提出した。仮装被告団が上京して提起した原案に基いた石井芳光国選弁護人の上告趣意書は、弁護士以上の質をもっており、最高裁への反応が注目される。

へ0礼拝参加者と月報は、一貫して、この被告事件に関心と可能な協力を示してきた。ことに、五月十一日の控訴審判決以来、最終段階の十月十一月に至るまで、へ教師に象徴されるような、積極的共闘とテーマの追求を試みた。

今後、直接間接にその責めを荷ない続けた。法制度上の審理からはみ出すテーマを包括へ0献金や建議案のテーマも拡大・実現していきたい。

問題は、仮装性の本質・生活の根拠が、情況的に問われていることにある。(一例として10月8日付の朝日新聞の記事「裁判を受ける権利 現状は……(裁判所の扉は金のカギでなければ開かない)」参照。)

わたしたちの関わりのある被告(事件)だけでなく、この情況そのものを共有・転倒すべく、関心と共闘を求めます。

(3) 永続する大学闘争

① 11月2日(火) 神戸大

学内に配布した独文表現の(翻訳)

私たちの大学はどのようなものであり、

松下 昇とは何者か?

一九六八・一二・一九六九・八:

永続するスト(大学闘争)

神戸大学で、また世界の大学で

学生たちは大学の建物を占拠し、バリケードを築いた。

松下 昇は連日、自主講座を開き、単位制に対するこの試みは今日まで革命的諸運動を包括しつつ展開されている。

かれは一九七〇・五・一八に(非合法)運動のために逮捕された。多くの学生たちは(ハンストをよくめて)抗議し、デモし逮捕された。

新聞の報じるところでは、この講師の逮捕は大学当局と警察の政治的な共謀によって準備されていたとのことである。

かれの行為に関する裁判は現在まで続いており、松下は、この裁判を極めて印象深い自主講座として応用してきている。

かれは、この社会のあらゆる領域でよい友人を発見し、(労働者、宗教家、

子ども、乞食……)かれらと共に現代の全てのテーマを実践的かつ根底的に解明してきている。かれのA四三〇研究室でも、
 ありとあらゆる表現や資料が、この永続的バリケードで、あなたの訪問を待っている。
 一九八二・一一

自主講座運動実行委員会

② 11月16日(火) 神戸大

拡大自主講座

82・11・16(火) 正午

神戸大学教養部A/B棟屋上

テーマ

・'69年大学闘争における

教職員の役割り批判

・処分・起訴の現段階の意味

・既成の概念・制度との格闘

・A四三〇松下研究室の再占拠

・私たちは、どのような情況の中に

存在しているか

(この自主講座には、神戸大生数名も共
闘参加し、鮮烈な横断幕「永続する大学闘
争」・巨大な「(一)」「(二)」「(三)」「(四)」「
・ペーパーのテープ・「六甲空間」への「
出立」「松下研究室」の共同表現や自主
ゼミを展開した。

ことにこの日の光景をとどめたものを含
めて写真(群)も、方々で回覧されている。
この闘争への参加は、十一月十六日・十
八日の教団総会への本質的参加のための
「不」参加という双極性を帯びたものであ
る。わたしたちの闘いが可視的な参加者だ
けでなく「不」可視の参加者たちとともに
展開されていることと合わせて、何重もの
重層した関係構造としての運動性への象徴
的比喩として書きとめておく。

③ 11月22日(月)・23日(火)

岡山大 大学祭 連続シンポジウム

テーマ群の基本的構造

α、大学闘争に関する無数の資料・
テーマを把握し、討論するための
条件をどのように創出するか。
β、へ占拠空間のn年性の変化を
対象化し、空間性の質を深化させ
る方法は何か。
γ、仮装の根拠とは何か。仮装性
に対する異和をどのように止揚する
か。(戦後思想の視線がとどか

ない領域への巡礼)

「岡山大へ公務員宿舎」RB三〇二
「京都大教養部A三六七ヘドイツ語資
料室」神戸大教養部A四三〇へ松下
研究室」。

すでに開始されている「連続シ
ンポジウムの時をくぐっているこれら
の場において、参加者の一人が、パン
フに掲載する最低限の基本的テーマと
して提起した原案は、前記のα・β・
γである。

各参加者がこれを再構成し、表現し
きれないテーマを「……」としてと
らえ、対象化し開示しつつ参加しては
しい。

〔東は関東、西は九州からの参加者にと
もに、わたしなどの初参加もあり、深刻だ
が不可避の討論を重ねた。個々の恣意性
でなく、関係の絶対性に基いた公開性に身
を開くことは、かくもすさまじく(ノ)か
くも晴れやか(ノ)なことか、と今さらな
がら瞠目する思いだった。〕

「へ資質」を、この世界に意識的にでな
く生まれてきた自己と、いまこの世界に意
識的に生まれ出ようとする自己との間に生
じるきしみととらえる」(永里)。

山本は、イエスとユダのテーマを思いめ
ぐらしつつ参加、(大学での)単位につい

ての自分の経験」を発言した。

現役大学生や生き方の根拠を求めてさま
よっている元大学生への飛び入りにも含め
て、貴重な体験であった。

闘争(者)と家族の問題性と共に「幼児
が心地よく眠れる場が確保できさえすれば
それ以外のことは話を語る大人はどこで泊
ってもよい」と、幼児のことなど知ったこ
つちやないという双方の観点をひすぶ
の手ごたえをつかむ必要」性、等。

裁判以前の被処刑者、宗教に無縁な存在
をどうとらえるかに関連して、「むし
ろ処分にさえ起訴にさえ至らない存在の苦
痛が情況の核。この構造をとらえるなら、
置かれたどの位置からも情況総体のテーマ
をくぐっていくことは可能」なこと、等。

「地球に匹敵する重さの絶望を経た上で
の「自主ゼミ」「栄光のイエスと受難の
僕ユダという逆転現象。好きなテーマでは
ないが……」等、ここに書きとめられない
必死の表現・重要な指摘に満ちていた。

ところが、この連続シンポの参加過程
中、神戸大当局は11・16闘争に恐怖して、
逆封鎖(鉄格子と鉄板による窓の溶接や扉
の密閉・塗り込め)によって、A四三〇
松下研究室を弾圧。物理力にのみ契りか
かる抑圧者は、学生大衆の怒りに包囲され
るだけでなく、バリケード空間性の永続化
する本質による報復は避けられない」

(83.12)

生闘学会論 松下昇

一九八二年一月一六日におこなわれた生闘学会の建設をめぐっての討論には私も参加し、発言記録が「同時代建築通信」第一号から第四号に掲載されている。この記録や修羅書房から発行されている建築記録および関連資料を読みかえして、今考えていることを述べてみよう。その場合、私は、あえて具体的な建築しないへ建設についてではなく、それを論じ対象化しようとする位置や方法から入っていかざるをえない。生闘学会に限らず人間の極限的な試みは、安易に言葉による主張や評価を（当事者によってさえ）許容しない領域をかかえており、論じる者それぞれの二四時間性が持続的に交差しうる場で、一瞬なにかの回路がみえるだけであるから。そして同時に、このことをふまえている限りにおいて、論じ方自体が、論じる者のおかれてくる困難さ、テーマ群の所在を、より広い視野に開示していく契機にもなりうるであろう。

一、「同時代建築通信」を読み返してみる

したいのは高野さんの子供達が果して納得しているかどうかということですね。私は一番それが気になるんです。それからもう一つお聞きしたいことは衣食住という言葉をありますが、建築はたかが住という言葉だけで私にとっては全然興味のないことです。高野さんや高須賀さんにとって生きるということにどんな生き甲斐をお持ちなのか私にはよくわかりません。先程高野さんはアジアとアフリカと言われましたがそんなことよりも現実の日本の中身の身体障害者と力下頼みの人は一杯いるわけですから外国へいく必要なんかないわけですよ。そういうやり方が私にはよくわかりません。悪口になったかもしれないですが私が私にはさっぱりわからないことが今日語られているという感じがします。へえ、結構かになる。

高野・・。うちの子供といっても親の感情が全くない。子供という風に思っていないんですよ。むしろ親という風に思っていないし、納得しているかどうかは本人がこへ来れば一番よかったです。本人が本心に納得していたのか強性されてやったのかはこれからどうやって生きてゆくかというところで説明されると思うんです。それからアジア、アフリカに行く必要がないという風に言われたんですが、アフリカ、アフリカに行くと目的ではなくて、そこが子供だものか先っき言われた障害者とかが

夜間中学生と力在日朝鮮人とかそういう問題を包括してゆく再生の武器にとこまでなるかということでした。力判定できないと思うんですよ。そういう意味で生闘学会のことはすべてこれからだと思っているんです。

司会・・。時間の関係で質問はこれで打ち切らせて頂きます。最後にパネラーの方々から一言お願いしたいと思っています。

松下・・。今の会場からの発言は私も非常にわかるなあと感えて聞いていたんですが、同時にそれに答えられた高野さんの発言も非常に打たれる所があった。何か垂直に交差しながらテーマを支えているなあと感じました。私自身も今日は語る資格はないのですが何か力に引きつけられて参加して非常に良かったと思います。

高須賀・・。別に何も言うことはありません。

高野・・。僕は記録のあとがきにも書きましたように本意でやる力本意でやる力では本意でやる場合だけ完全燃焼できると思うんです。そういう完全燃焼できる場に身を置くことが一番後悔しないんじゃないかとそういう風に思っています。

内田・・。僕はあまりありません。先程の会場の発言を聞く感じています。

宮内・・。今日は私が問題提起をしたんですが、問題自体が非常に広がりを持っています。という力、うまく結論が出ないような間



題ではないかということはおわかっておりましたけれども、普通のシンポジウムに比べますと今日は会場からの発言は遙かに多かったということ、主催者としてやってよかったんではないかと感じております。松下さんと高野さんが非常に速く動いておられるのに何とか力かりを持ってゆこうと発言されているのを見て大変面白く思いました。もう一つ僕自身は何故生闘学会を作ったかということがあの本では今一つ語られていなかったと思うのですが、今日の話でかなりわかりかかってきた感じがします。

司会・・。それではこれで本日のシンポジウムを終わります。有難うございました。

と、会場では十分とらえ切れなかった点や、はじめて気付く点が視えてくる。いくつか例を上げると、

(1) 第一号四ページで、高野氏が、次の世代の子供たちのために最後の余力をふりしほってやってきた、と語っている問題を取り上げ得なかった、という思いがある。この世代II時間のとらえ方は、集会場にいた大多数の人々と決定的に異なっていたであろうし、ここを一つの争点として「専門」や「空間」などのテーマが別の角度から照らし出されたと考える。

(2) 第三号三ページで、高野氏が会場からの質問に答えつつ、自分たちで建てなかった理由の説明をした際に建築法規違反をめぐる「バリケード撤去のような事態を」十年前に逆戻りして「わずらわしい」と述べている感覚の根拠が何かの欠損を暗示しているようである。これは「第一ラウンド」としての公立の夜間中学の運動、「第二ラウンド」としての私設夜間中学の運動における全共斗運動や対権力の現実的把握が不

十分なまま三宅島へ「長征」している可能性と関連するであろう。

(3) 第二号二ページと第三号三ページで、「例えば松下幸之助が(新しい材料を使つて)バーンとビルを建ててくれても全く興味がなく、もらう気がしない」と述べているのに対し、この発言が比喩であるとしても、その内実、方向性には反論すべきであったと思う。私などには誰かがくれるはずもないが、必要と必然に応じて占拠するつもりはあるし、その意志の範囲内でこそ建設にも意味があると考ええる。

(4) 第四号掲載分の最後近くで、会場のF氏(私の責任で、関東学院大で処分され、いまコンピュータ関係の会社で働きつつ裁判闘争を強いられている河村隆二氏であることを明らかにする)が「おこなった発言は、当日の発言で最も重くうけとめられるものであったが、繰り返し返えされる」がわからないことに対して十分な討論を展開する時間を私を含めてつくり得ていないのが残念である。

(5) 第三号三ページの私の発言の校正ミス指摘させていただくと、「被告者団」↓「被告団」、「仮想」↓「仮装」である。

写真は全過程にわたって撮られ、掲載されているのだから、断片的メモ、資金ノート、会計ノートの少くとも部分的公開は可能であろう。

(3) 修羅書房を株式会社とし、「関西方面へ行って五百冊売ってこいという任務」(第二号四ページ)を命じられるまま果すという方法は、少年達の売り出し方と共に疑問の余地を大きく残す。少くとも少年達の表現は、表現の一部を必然的に引用し公表する場合は別として、その原本性は少年達が自ら生闘学会で訪問者に開示するべきではないか。

(4) 「タネの思想」に対する「コヤシの思想」の提起は、それなりに有効な位置と方向を持つし、哲学者の対応(記録二七三―二七五ページ)は批判されて当然であるが、一方、この「法則」で全ての事態やテーマを律しようとする強引さを再度、対象化しうるような場をつくれなかったのではなか。酒やタバコ、死者、離脱、作業の進め方等について、たんに「法則」で切りとって判断するだけでは反存在的ですらありうる。生理のリズムや対幻想テーマの扱い方の不十分さは致命的。

また発言への補充をさせていただくと、現況を踏み越えて行くための条件は、全ての職業Ⅱ専門を仮装と把握し、被告団になることを怖れない発想Ⅱ生活の拠点を創り出すことである。この点において私は会場の大多数者や、高野氏の崇拝する棟梁Ⅱ「オヤジさん」を否定的に媒介したい。

その他、いくつも取り出しているが、最低限の例として以上を掲げる。それぞれの問題点は関連して後述するし、また直接の討論の機会をつくりつつ展開したい。

二、生闘学会の建設記録は、私の参加している神戸―京都―岡山を含む自主講座―自主ゼミの討論素材となった。その際に出た意見のいくつかを紹介し、註を加えてみる。

(1) 生闘学会の試みに「迎合」しないで、そのテーマと交差する試みを、どのようにおこなってきているかを検討していくことが、第一、第二、第三ラウンドをくぐった人々への真の共斗の方法であろう。建築の専門家も、まず一人の大家、生活者としてこの地平をくぐるべきである。

(2) 建設過程の渦中での参加者の発言が、完成後の視点で記述されているのは、表現の時間性からみて問題ではないか。数多い

(5) 知識人、専門家への批判の裏がえしとしての棟梁Ⅱ「オヤジさん」崇拝は否定されるべきである。また風土、村人との本質的対決の姿勢がない限り、国家、文明とのたたかいに至り得ない。

これらの批判的とも見える見解は、生闘学会の建設がもつ巨大な意味を十分に認めつつ、その意味を本当に生かすためになされていることは信じてよいと思う。私も、前記の諸点を集会以降の多くの討論の場で再考せざるを得なかった。一と二の全点にわたって、ここで詳論する余裕がないので、一(4)についてだけ、少し見解をのべる。

私は河村氏の発言の位相、怨念のようなものはよく理解しうるし、あの集會を一段階おしすすめたと評価しているが、発言内容には賛成を留保することも明らかにしたい。まずあの集會は、建築学会賞をもらったお祝いの会に落ち込んではいなかった。落ち込むのを許さない何かが沈黙している参加者、とりわけ建築の専門家にあったと私は感じている。むしろ、集會に参加するまでの河村氏の生活過程の怒り、不安が時

間差をもって吐露されたのではないか。言いかえると、彼の発言は、あの集会にはなく、集会的なるもの、学会的なるもの総体へむかつてつぶやかれたのであり、この集会から帰れば、この総体を支える秩序にのみこまれるであらう人々への異和をこそ河村氏は述べようとしていたのである。全ての参加者はあの場では河村氏の警告を無視してよいが、帰った後のそれぞれの職場で持続的に聴き直さねばならない。河村氏は、さらに子供たちが、本当に納得してついてきているのか、アジアやアフリカへ行く必要はあるのか、高野さんや高須賀さんにとって生きることの意味は何か、と続けさまに「独白」した。これに対して高野氏は記録にみられるように模範的に答えており、仮りに私が高野氏の立場にあっても同じように答えて切り抜けようとしたであろう。しかし、問題は、へ独白の深さ、悲哀感に対して私を含めて誰も答えなかったことにある。河村氏は大学闘争の過程で息子を失ない、残った娘は親の生き方を可視的には受け継ぐとせず、河村氏は処分後に転々としている企業で「何でも屋」として処遇されつつ処分に關する裁判へおそら

く敗訴は決定的であり、二審以降をたたかう条件は未創出の判決を待っているのである。その時に私が胸の中で叫んだことは文字にすれば次のように要約しよう。河村さん、私もあなたと殆ど同じ状況にあります。それをマイナスとは考えないし、この集会を否定する契機にしようともしません。おそらくこの集会の参加者は形態こそちがえ、同じ「生きられなさ」や絶望をくぐりつつ、何かを模索している。あなたは、かつて専門家であり、今は専門職から遠い存在になったと述べていますが、そうではなく、あなたの現在こそがなにかのへ、専門家であることを強いているのです。それを強いる力と格闘できることは情況の基底かつ末端の責任と喜びを与えてくれこそすれ、卑下したり絶望したりすることではありません。絶望の深さをへ枕木として、あなたの否定を道具としつつ、それを組み合せる方法をこの世から永遠に巡礼した少年を含む全員で追求しようではありませんか。生闘学会も、私の六甲空間も、そのために開かれていのです。三、冒頭に記したように、私はあえて具体的な建築について述べない。述べるとすれ

ば今も裁判が続いている「建造物侵入」、「建造物損壊」を含む七個の罪状とのたたかいであり、神戸大A四三〇号（松下研究室）、京都大A三六七号（ドイツ語資料室）、岡山大RB三〇二号（教官宿舎）などの空間占拠および裁判過程であり、それに關連する、さまざまの表現、人間、諸関係性の追求である。そもそも私は生闘学会のテーマには、私の処分に關する人事院審理の遅れ―宙吊りに反響するために、宮内氏のAURA設計工房を拠点として東京地、高裁と対決する過程で出会ったのであり、一九八二・一二・一六集会の参加は、一九七四年の卵の事件（法廷で私が卵と裁判官を衝突させたとして権力が監置二十日の制裁の上に、告訴―起訴した事件・タマゴの会のテーマにもして下さい。）を弁護する人のないまま国選弁護人となった人と東京の弁護士事務所であう用件と対をなしていた。

そのような私からみて、いま、あの集会の参加者に提起したいテーマ断片をかがげると次のようである。
(1) 私にとって、いま何かを作る、建てるよりも、破壊する、解体することに關心があ

る。逆封鎖された空間の鉄板、鉄格子、材木などは、逆封鎖した手段によって解体しうると、あの集会に参加した一人が私に教えてくれたが、その手段を支える思想を共有していきたい。
(2) 資本論における商品の価値と使用価値の問題を、空間について、世界的な大学斗争（大学斗争といういい方は不十分であり、技術や機構と幻想過程の対等文差を生み出しつつある文明論的自己対象化の段階の審問情況と把握すべきであろう）のバリケード性との関連で再考察する必要があるのではないか。
(3) 昨年から今年にかけて、大学構内に登場する私たちに対して、こんな所でやらずに、火星へでも行ってへん塾でも開け！という教授がいたり、「今の日本ではお前の考えは容れる余地がないから、ソ連か北朝鮮へ行って仲間ができるかどうかやってみろ！」という匿名のハガキが来たりする。このことから逆証されるように、本当に生き、たたかう場は、遠く（地理的に、また専門分野としても）にあるのではなく、それぞれの人にとってのへ現場なのであり、その試みの総体を集約しうる場が、

戦争と建築

建築の1940年代。日本の近代建築史の中の空白の時代である。何故、空白なのか。敗戦をはさんで前後五年。前半の五年は第二次世界大戦のために、後半の五年は戦後復興の動乱のなかでほとんどの建設活動が停滞し、むしろ破壊が時代を象徴していた。しかし、1940年代が空白の時代とされるのはそれだけではない。極めて重要なのは、建築をめぐる最も根源的な問いがシビラな形で問われた時代であるにも関わらず、その間の建築家の思考と活動がほとんど一般には明らかにされていないということである。われわれはこの間、現代建築の捉える問題が既に1930年代に用意されたという認識から、作業を続けてきたのであるが、空白の1940年代を明らかにする必要はますます強くされつつある。

戦争と建築。1940年代につぎつけられた問いは果してわれわれと無縁なのであろうか。

○パネラー

浜口隆一
神代雄一郎
平良教一

○司会

堀川 勲
岡 利実

○日時

12月9日(金) 18:00~21:00

○問い合わせ

AURA設計工房 ☎03-821-0385

○場所

豊島区民センター5F ☎03-984-7601

○会費

1000円

同時代建築研究会 連続シンポジウム・スケジュール

I. セルフ・ビルドをめぐって

1. 敗者復活戦・生闘学会の建設 82年12月16日
2. 東南アジアのSELF・HELP・HOUSING 83年 4月22日
3. TEAM ZOOと自力建設
4. たまごの会と自力建設

II. 近代建築論

1. 建築の1930年代 再考 83年 6月30日
2. 空白の1940年代:戦争と建築 12月9日
3. 戦後建築再考
4. 建築イデオロギー批判

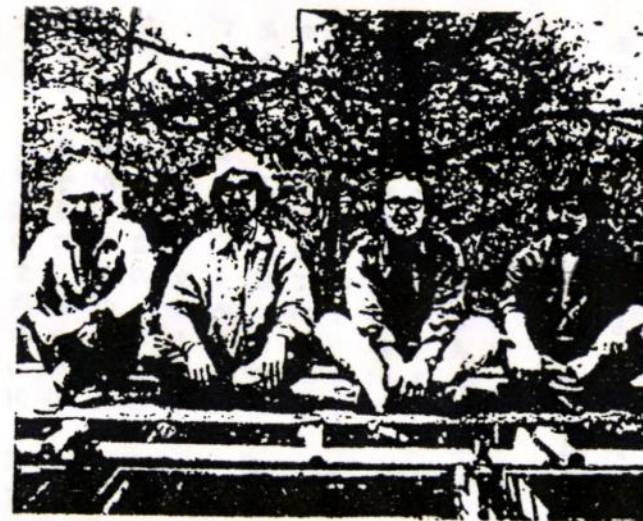
III. 建築界の諸問題

- IV. ポスト・モダニズム建築論の位相
- V. 戦争と空間
- VI. 都市空間論
- VII. 国家とデザイン

私たちのいう自主講座—自主ゼミである。

(4)とはいえ、私や共闘者は、つねに意識的に権力と対峙しているのではない。むしろ幼児を含む子供たちと、大学空間を訪れたり、そこに住みついたり、複素的な部屋をつくって往還しつつ、眠り、食べ、遊ぶ過程の総体が権力や、それ以上の何かとの対決にもなるという作業を持続しているという方が正確である。その場合、専門職業や家庭の概念は解体されていなければならず、その度合だけ言葉の奥の意味で「生きがい」に接近しうる。

(5)前項は一見、異様な響きを与えるかも知れないが、人は本質的には一瞬ごとにその予感と実践を何かから開示されつつも、生きることの重圧について幻想的に自らを呪縛して、そのへまをみていると信じようとはしないのである。この重圧にみえるものは、共同幻想—対幻想—個別的幻想の総体を規定する現実の諸関係と対等へへ食うことになることを怖れずに向き合うとき擬制であることを示す。高野氏が語ったという「食うことの問題など、何ほどのことでもない。ポリバケツをあさってもそれは出来ない。



るのたから」へ宮内氏の集会用パンフの文章からという言葉は、食うこと自体についてのみならずへ建築としての全幻想構造の打倒—食う方についても拡大—応用されるべきである。

へ一九八三・十一・八大阪高裁判事公判を前にして

河川敷・身体・空間

松下 昇

河川敷に居住する人々のテーマが、急速に私たちの脳裏に出現してきたのは、契機としては、今年の一月段階に、兵庫県土木事務所が市民の要望にこたえとていう形で、河川敷に立てられた小屋等の撤去を強行しはじめ、私たちが居住者との接触を開始してからであるが、具体的な居住地と撤去の強行予定が判明したのは、それを執行させられる側の一人に、京大A三六七での自主ゼミに参加してきた人がいたからである。

従って、河川敷のテーマは、その独自の場所的、建築的、人間的な特性と同時に、それにかかわる公的権力および執行者側の下部職員のかかえる困難さが示すものを、包括してとらえざるをえない位置にあった。このことをふまえて、まず、私たちの一人が、西宮、尼崎の河川敷の生活に持続的にかわり、印象づけられた事項から記すことにする。

居住地点からいうと、武庫川(一級河川)のように、密集市街地と、ある程度の距離をもち、すすき等の広範囲に生える地域には、建築用テント、板、角材等を原初的に組み合わせた小屋が、(不法耕作)の畑をはき込んで一定の間隔をおいて敷在する。主下川(二級河川)のように、市の中心部を流れる地域には、小屋をつくらず、商工会議所や文化センターのすぐ近くの橋の下に、橋の構造上のくぼみ等を利用して、廃品回収など

をして生活している例がある。(沖縄出身の初老の人たちが四人集まっていた意味を含めて、何重にも象徴的な場所である。)

より都市部へ行くと、地下道、公園等に、ゴミと紙袋だけをかかえた(浮浪者)がおり、これらが全体として、釜崎などに入ったり、出たりする階層の下限を形成している。

彼らは圧倒的に中年以上の男性であり、社会ないし家庭の重圧を受けて、はみ出した人々であるが、自己史については、あまり語らない。それでも、二月はじめに、私たちが兵庫県西宮土木事務所や知事などへの小屋の撤去・焼却に関する抗議・求釈明の文書を提起し、そのコピーを居住者に配布して討論の素材にした後は、次第に、いろいろな意見を述べようになった。二月九日から十日にかけて立ち退きを命じられた人の中から凍死者が出たことや、その後、病気の症状が悪化した人を救急車で病院へはこぶ事態の中で、執行する側にいる私たちの共闘者の職場内での(非)合法活動の果した役割も大きい。そして京大A三六七号室に闘争の仮処分異議公判(国が私たちを排除しようとし、裁判所が認める決定を出したことへの異議)へ、河川敷の居住者たちを証人として申請し、問題の共通性を広く開示していく。という私たちの予告も効を奏

して、二月下旬以降は、強制排除の動きは停止している。

しかし、問題は解決したわけではなく、やっと思えはじめたにすぎない。政治活動家のようにではなく、あえて(無)力な河川敷の居住者に仮装して列挙すると、一、一枚の新聞紙や一個のダンボールでも、ある場合には不可欠の建築材料になる。それは十分に、屋根や倉庫に匹敵すると想定すべきである。同時に、そのような想定(想像)をし、求めている関係性の落差をつねに測定しつつ。

二、社会や家庭の圧力を最もよく受けて、疲れ切ったまま、かくれるように住んでいるという感性を転倒すべきである。汚いものを見るような市民、能力に付いて、つねに同等に語り合う準備をしたい。

三、自己史や生活の知恵は、できるだけ記録(口頭で述べる時は筆記)し、集約し、応用しうる場を仲間たちで作って出し、違いように視えるが、同質のテーマをもつ場(例えば、大学構内の占拠空間と往還する。四、廃墟からの出立、をたえず方法化して生きる。過去・未来形の戦争体験の総括を。

五、文、子どもを(河川敷)へ(乞食通札)にひきこめるような内的条件(魅力?)を創り出せたら……

六、現代社会の、さまざまな場所に(河川敷)を完見し、創出していく試み。

今のところ、河川敷に居住する人々は、バラバラに孤立したまま、排除されたり、襲撃されたり、捨てら

れた犬やネコに近い生活をしいられている。一方、これと異った形態の生活者の例を紹介しておく、私の隣人は、昨年来、数ヶ所のサラ金から金をかりて借家に入ったが、その後一回も家賃を払わず、水光熱費も、商店や衛生協会のつけも払わない。どんなにとくそくされても、中年女性と中学生の男の子は、ガンとして「すみません、今ありません」をくり返すばかりである。二、三ヶ月目にはガス、電気はとめられたが、水は、その後も出ていた。借金とりに対する強じんな心理的抵抗がないとできない芸当であるが、昨年来、どこからか舞いこみ、今年の七月末に、どこへともなく去ったこれらの生き方のすさまじさ、孤立性は河川敷の人々のそれと共に、想像力による連帯・拡大(今のわれらに最も欠損しているもの)の必要性を私に痛感させる。

河川敷に住む人々や、前述の不思議な隣人は特異な存在に現れるとしても、本質的には私たちそれぞれの内面の必然性の近大、かつ現代社会の(無)意識領域の具体化としてとらえるべきではないか。私自身のいくつもの体験的ヴィジョンを提示してみよう。

東京地裁一高裁の公判の前夜から、私はいつもAU R A設計事務所を宿泊させていたが、公判当日の朝いつも上野公園を散歩する。その時、これまで数回(特に夏に)手配師らしい男から「仕事をさがしているのか?」と尋ねられたり、「浮浪者」から、「どうして、ここにきたのか?」ときかれたことがある。秩序や文明から追放されている(本当は逆かもしれないが

「私のにおいのようなものを、かれらが自分の感覚でそれなりに鋭敏にかぎとっているのだらう。今年の三月二十六日の朝も、判決を強行しかねない法廷で拘束し監置処分をくらってもいいような服装で、考えこみながら歩いていると、同じように声をかけられた。その時は、はつきり自分でも、ああ、今、(河川敷)を歩いているのだ、持ち物も衣服も、自分このままになる。そして私の(堀立小屋)は、裁判所へ拘置所なのだ」と感じていた。そして、この感じは、一九六九年の大学斗争のバリケード以降、何回かの(堀立小屋)体験を統一し、飛躍させるもののようにして現われた。

警察の留置場や、拘置所・利務所の狭小な居室はその社会の秩序的、文明的段階の下限を示している。その構造や生理的、心理的条件を、超高層ビル、河川敷の小屋などにおけるそれと、統一的に考察し、体験することは、建築に限らず、現代を把握しようとするものにとって不可欠の前提であると思われる。

その際、いうまでもないことだが、視線は、つくり管理する立場からでなく、入らざるをえない、管理されている立場から発せられていなければならない。このようにいうだけでは、いくらか倫理的に響くかも知れないので、面白い例を上げておこう。

a. 私が、何回目かに入れた留置場は、それまでの地下のものと異なり、新たに、二階につくられた警察ご自慢のものであった。たしかに、夕暮の数十分は、日もさしこみ、鉄格子の外も見えろが、まるで計

算したように、ボーリング場とトルコ風呂のネオンだけしか見えないように窓が位置しているのである。同様の青年は、地下にいた時には感じなかった苦しみを解決するために、いくつかの自決をしてしまった、と嘆いていた。

b. 東京地裁の新庁舎ビルは十八階であるが、裁判官室は別として、一般人が行き来する生活のある階には窓が一つもなく、おすかに廊下のつき当りに、採光用の窓があるが、外壁を、ずっと突き出させる形で、皇居への展望を阻止している。

c. 河川敷の小屋は、住宅の窓、ないしジョギングコースの市民の視線にふれやすいものから順に、警察、市役所への通報、善処要求が始まる。

a. b. c. 全てに共通する視線の根底にある制約を、いかにとり出し変革するか、という課題が、この例からも明らかになる。

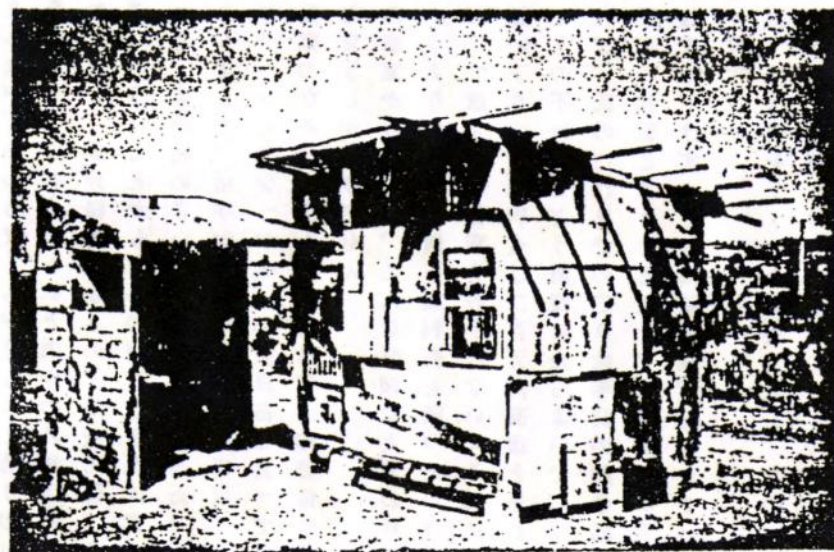
また、視線のテーマを拡大していえば、建築や空間を把握する場合には、身体性のテーマを媒介する必要がある。

一九七〇年五月十八日に、私は、逮捕令状が出ていることを承知で、かつ逆用するために、もう一人の被疑者女性と共に、大学構内の(広場)へ(広場)斗争の中心的舞台になった。その広場には、巨大な(広場)が白ベニキでかかれていたのである。今も残っている。(広場)に登場した。広場では、それ以前から処分を訴えを糾弾するハンストがおこなわれており、ハンスト者は、(広場)の(広場)の頂点の部分に、立書を二枚組み合

わせて、日ざしや雨をさけつつ座っていた。私たちが合流してまもなく、大学当局の通報によってかけつけた機動隊が、狂暴な軍靴で、私たちの原始的な(広場)空間をバリバリと踏み割りつつ、私たちを逮捕したのだ。が、不思議にも私は、その音や、破れた板のスキマや、一瞬見つけた青い空の一片の雲などに、限りない親しさを感じていた。私の身体を、たとえ数十分にせよ入れてくれた(広場)小屋が、私の(河川敷)体験の原点であるかも知れない。三里塚の団結小屋とか、ヨロコッパの空ビル占拠運動にも共通することであろうが、可説的な建築形態以上に、身体が動き、その段階の文明的欠損をどのようにめぐり出しつつ建物との関係を対象化するか、という追求を今後とも続けたい。現在まで持続している、いくつかの場所の占拠については、すでに同時代建築通信第四号の「生斗半占拠」にもその一端を記している。振り返るが、今突然、河川敷の(広場)・持株株主という住人の言葉を思い出した。

天 持向

「どんなに追い出しても、鉄条網を張っても、ここへ来る者は、きますよ。百年たっても……これは中島みゆきの歌「百年たっても、あたしは死なない」(「異国」)と響き合っているが、私は、あえていえば、この二つの声の指し示す方向を、さらに(広場)化したもう一つの方向へ自分の声をとどけ、構築したいと願っている。



闘争が表現である
― 松下昇氏の近況 ―

宮内 康

同様の客員である松下昇氏（元神戸大学講師）が、現在東京拘置所に収監されています。事件の背景は極めて複雑かつ深奥ですが、ここで今回の収監のいきさつだけに限り、かいつまんで皆さんにお知らせしておこうと思います。

八四年二月一七日、東京高裁にて松下氏の身分に関する訴訟事件の二審判決あり。松下敗訴の判決が読まれたとき、傍聴席から支援の女性Nさんが裁判長席に近づき判決文を取りあげる。松下氏も異議申立ての発言をする。廷吏二人を廷外（廊下）へ連れ出す。廷吏は羽交い絡めにされた。Nさんは判決文を渡すまいと（？）破る（食いちぎったとも言われる）。二人再び廷内に入ることを許される（？）が、その場で松下氏は持参した裁判官忌避申立書等の書類を裁判長に渡そうとするも廷吏に身体を拘束されたため、結果的に書類を裁判長に向けて放り投げたかたちとなる。結果、法廷侮辱の罪で二人共二十日の監置（これは裁判長の即断で出来るものらしい）。

一月中頃、二人が出監したところ、直ちに今度は警察が逮捕。罪名は公務執行妨害他。以後今日まで拘置所に収監されたままである。保釈請求は繰り返されて出されているが、すべて却下。

三月某日、はくも友人と二人で面会と差し入れに行つて来ましたが、いつもはくらが見なれた通りのおだやかさを失わず、少なくとも気と肉体の外観は元気そうでした。ただ、多分精神的なものと栄養の面、それから独居内が暗いことから来るのだらうと氏は言っていました。本が読めないほど目が悪くなったと聞いて憤然としました。活字が読めない。その時は、いまは「少年チャンピオン」が唯一の愛読書と言っていました。監獄のなかの生活！われわれ常人の想像を超えるものと言ふしありません。

常人の感覚から言えば、こんな些細なと思われる事件！というより出来事、何も裁判長を殴ったわけではないのだ。で数ヵ月も保釈を許されない（それに仮に保釈申請が下りても保釈金は二百万円前後と言われている）ことの不当性をどう表現したらよいでしょうか。氏によれば、氏のこれまでの二〇数年間の闘争総体に対する国家の報復と言ふことだそうです（事実、氏の保釈請求却下はすべて最高裁の判断を仰いでいることとす）。

最後に、氏は獄をテーマとした文章を、この「通信」にいずれ書くと言言っていますので、皆さん楽しみにして下さい（「神威が獄舎か」という有名な本もあることとすし）。

松下昇氏をあまりよく知らない人のために。

松下昇・独文専攻、詩人、東大大学院時代に六〇年安保闘争を闘う。

一九六九年神戸大学専任講師の職を懲戒免職。処分理由は十数項目に及ぶが、一言で言えば全共闘運動への主体的なかわりが理由である。以後今日まで刑事、民事、人事（人事院）の三つの「闘争」を主として法廷内で、それこそ無限に繰り広げる。氏にとって裁判闘争それ自身が表現なのだ。法制度をそれ自体の内面でもさしく字義通り粉砕するのが氏の意図しているところである（とぼくは思う）。

付記・松下氏は四月末保釈になりました。

出獄後の註

一九八五・七

松下昇

会合にメニューは、一ニ一七以降、私と共に句留されてきたNさん（河村公利に肉心をもつ、南東学院大工部で今も活動している女性）が、一月末に面会にきたH医師の、苦しいことではっきり外へ出して下さい、という要請にこたえてその一環としてかかれた。但し、Nさんを現在、反省しているが、要請と逆に、外の人を心配させまいとして、意図的に註をつけ、食品の命名自体もシャバのメニューとの位相を話した人を感じさせないものであった。また掲載は了解していただいた。私は以上の経過を知らなかった。ある不安を感じて下記の註をかけたのである。とはいえ、掲載して下さったこと自体は、テーマの深化の機会になるからありがたいと思っている。結果、註は次の機会に。

Nさん作成の
△△食メニューへの註

一九八五・三

松下昇

一、私が大阪拘置所に移監されている期間（〇一・二七／〇二・二八）の食事をワープロ的にとりなすかんじでよみました。やはり東京拘置所のメニューは、基本的に東日本（縄文文化）系だな、という感じがします（納豆、すき焼、切干大根などを支える感性は、大阪にないものです）。このリストをみると東京では、食品の着色に無感覚であることがあらためてはつきります。大阪では、かなり制限されていました。また大阪や他の拘置所では、メニューが一週間前に予告されるから、それに合わせて、購入したり、さし入れをたのめるという利点があり、合理的です。東京では、管理者にとつての都合のよさが最優先されているのでしよう。

二、メニューだけみると、東京であれ、どこの拘置所であれ、「あれ、わりにおいしそうだな」と思う人があるかも知れません。しかし実際に食べる者の身になってみると、食事はメニューや栄養士のプランとは別に、その日、その時刻ごとの被拘束状況の中で、銀えや失望を何かでみたすためにとかく、口に入れざるをえない媒介なのであつて、シャバで食べる食物のイメージとは相当異なります（それゆゑ、酒、タバコ、会話などない！）。（従つて、ほとんどの人が半分近くのことしてしまふ。味付け、調理法の問題もあるが。）

三、食物に（も）あまりなれない方がよい。つねに秩序の与えるものを異次元の眼（舌）でとらえ、最終的には、他の生物の生命の犠牲の上に立つ食事（文明）を止揚する革命へむかいたい。（残飯を舐め、鼻を舐めて食わせるシステム！）

「救援」

第191号

(續前)

二月末、七つの刑事事件を紹介したとされた読者の被告入獄問のため、これは「大子戦争の全判決や全被告入獄問の起訴の仕方を経験的に批判、対象化していく位相」にある公判として特に重要だもの」に加えて、占領中の京都大警察本部第三七七号案の明断判決（二月二十八日）と通信執行（二月二日）も

松下昇

（今様の導給先）
刑・戒能信生技師（日本警察幹部隊隊
川崎会）雲（03）六四五一・一四
三八
山本製 雲（七九七）八四一五
〇九七
初師（日本警察幹部隊隊
川崎会）

83

松下昇、中尾麻里子さん
に対する第一回公判報告

三月十日に東京府裁判第十二刑部(裁判長「新谷一徳」)で松下兄、中尾麻里子両被告人に関する公訴執行妨害等の第一回公判がおこなわれた。

直前の忌避申立に対しては民法訴訟ではなく刑法による簡易即下や、松下氏からの即時抗告異議申立提出という当然の訴訟行為に對して、何と廷任程序維持に關す

被告人は、公訴事実とされる昨年十二月十七日の東京高裁第一民事部における行爲について公訴要印請求を含めて樹腔的な反論を展開した。

このため松下氏は、一月六日

松underline>下氏は、一九七〇年に神戸大学がおこなった就職先選考について、人事院審判が十年以上放置されている事態に関して東京地裁と高裁に審理を要請してゐたの、保釈請求は全て却下。

であるが、裁判所は審理に應じると人事院や國の道義的敗北が明らかになることを怖れ、特に高麗第一民事部（裁判長小野清）は、本人を問はずに其實審理抜きで結審をおこない、判決予定日の法廷に戦後過程の司法的即座の

軸であることを明らかにし、空
間化されている意識申立制度と前
記法律の構造的構造を実践的に打
破してまたそこへの恐怖と覆護が
あるだろう。

松平下氏および其親書の占拠する京
大教養部ドイツ語資料室に関する
民事判決（二月二十八日）と、二
月一日強制執行。使用中の幼児を

さらに前章の告訴においては、松平下氏らの忌避により、かつ判決文の自主斉断闘争により、判決の言渡しはなかつたにもかかわらず判決言渡しの後で二人の行爲があったという重大な偽造がなされて

含む全国の軍力的排除と全物品の留置」をおこなっていることに注目すべきである。

（詳細な因縁点については、三
月から再び東向や占拠している松
平下氏か、「教援」初めに記した嶺

いる。この証言をおし通し、被告
人らの防衛隊やうばはたためにも長
明園が焼けているのであるが、
同時に、この朝間に大阪高蔵が、
神戸大学闘争に関する六九一七二
所へ連絡して下さい。

☆ ☆ ☆

※明野において、松下昇氏の文章
として掲載した記事（五面一、は
今号と同様に、松下氏と氏誤して

年の七つの軍事事件に関して、松
下氏を二カ月間、大阪へ移監させ
つつ、四回におよぶ復中審理をお
訂正します。

編集部

救援読者会への

おさそい

日時 4月23日(火)午後6時
場所 編集工房あい(東京・新橋四丁目
代市ビル三階) ☎四三三一五三二六
●「救援」紙への投稿記事は、毎月二十五日まで
で救援センター・編集部宛に寄せ下さい。

裁判官による告訴と偽証の解体にむけて

昨年十二月十七日の東京高等裁判
一民事部係属の行政事件（原告一
松下野と清水卓子、被告一人事院
と國）判決公判の法廷で、裁判所
側の不当な訴訟権限によりデッチ
上げられた刑事事件（東京地裁第
十二刑事部）の第一回公判がおこ
なわれた際、被告も原告人側の立
場については助言にのべた通りで
すが、さらに國側点を詳細に述べ
てみました。

により刑事罰を加えるのは、憲法
第三十七条（一事不再理の原則）違反である」とは明かす。司法
権力の偏は、違反がどうなるよりも
永続的な戦争状態を脅かしても
罰し続けたい、という意圖から囚人
月をぐる拘束をおこなっているま
す。

第三に、松下氏は、七〇年前
後の大正開学以降、戦争参加者全
てが裁判に對等にかかわっていく

第二に、活字等の秩序維持にも
とづく法律（娯楽法と同時期の一九五三年に制定された）の法律が一九六九年の闘争をピークに最も多く適用されてきた意味で、この法律が非公館の「反証を許さない悪法である」との批判や、彼らは十数年間、何度も適用を受けつてもおこなって来ました。により監獄二千日の刑罰を加え東海へブ
そへた後で、さらに告訴と起訴
を許す事とし、悪法の行踪事件も
非難士としての本人訴訟として感懐
してきました。主に訴訟法の諸條
定（特に追加と追進）を最大限に
応用し、それを真摯に活用し、
しめている裁判のあり方を批判し
続けてきました。東京海峽の裁判
官権力者の多く、特に本年生
の機会、本人訴訟の参加や受審の
経験が全くないことが検察官の事
に否応無しに対する反対尋問で明と

የገንዘብ አጠቃቀም

第三に、もしがたいことですが、
本性発生の當日、松平氏は判決主
文を讀み、思慮却下（同）と
民訴法ではなう刑訴法の類推適用
としての簡易却下と稱している。
に対する即時抗告（異議）の中立
つてあります。

罰を提出し、それにより審理は停止されているにもかかわらず、裁判官は、うけとつていない。提出以前に判決を朗読した、と偽装して告訴し、検察官は、その偽装を知りつつ起訴し、書記官、廷士ら庭にめられていきます。

に中立文藝を放棄し、國策を、偽
 装の補強をさせているのです。公
 務員であるけれども、人民のため
 に仕事すべき公務とは全く逆の公
 務をおこないつつ、元國家公務員
 なり。七月十二日には、大阪
 府（六九年から七二年にかけての）
 神戸大学闘争に関する七つの刑罰
 事件の判決がありますが、一月
 末から五月末まで、身体的に歩行

（神戸大学新聞）として現在まで
開いて居る松平氏を公務執行
妨害罪で罰しようとするとは、
（なお該記の行政事件は、松平氏
に対する国家公務員法違反による
処分に関するものです）

松田氏は本件に背景に關する資料が、今箇中の二月一日、占米中の京大教養部△三六七・イツ資料室から強制収容所により奪い去られ、獄外の共同者たちと

死物

八

(速報) 四月三〇日に保釈完了

裁判官による告訴事件

証言しない裁判官は 告訴を撤回せよ

五月十三日の第四回公判において、被告人の証言を認めないまま、被告人に不利な判決を言い渡した。五月十三日の第四回公判において、被告人の証言を認めないまま、被告人に不利な判決を言い渡した。

被告として要求したので、公判の場から退席した。被告として要求したので、公判の場から退席した。被告として要求したので、公判の場から退席した。

被告として要求したので、公判の場から退席した。被告として要求したので、公判の場から退席した。被告として要求したので、公判の場から退席した。

**資料 裁判闘争
特集・法秩法問題**

発行 教養連絡センター
定価 1,200円

「救済」85、7、10

裁判官による告訴事件

裁判は裁判を裁き得ない

公判経過報告

五月十三日の第四回公判において、被告人の証言を認めないまま、被告人に不利な判決を言い渡した。五月十三日の第四回公判において、被告人の証言を認めないまま、被告人に不利な判決を言い渡した。

被告として要求したので、公判の場から退席した。被告として要求したので、公判の場から退席した。被告として要求したので、公判の場から退席した。

被告として要求したので、公判の場から退席した。被告として要求したので、公判の場から退席した。被告として要求したので、公判の場から退席した。

被告として要求したので、公判の場から退席した。被告として要求したので、公判の場から退席した。被告として要求したので、公判の場から退席した。

公判経過報告と提起
法秩法・忌避の問題点

判決公判紛争闘争(八四・二二・一七)に關する七月十日(第七回)公判(東京地裁第十二刑事部)の被告入眞岡(松下)におけるテーマは、たんに本件の政治的假構性の紛争のみならず、一、法廷等の秩序維持に關する法律、二、恩赦の適用却下(特に刑法法二四条)の違憲性、裁判の原則への違反性を、最高裁の判例批判として展開することとした。

も一事不再理に反しない、としていますが、いずれも闘争主体の、いや、ごく一般の生活者の眼からさへも、全く然りであるとは明かです。

二、については、刑事、民事を問わず、日本において恩赦申立が認められた例が一つも存在しないことに、もっと注目すべきです。適用却下できるとする刑法法二四条および民事訴訟法の拡大適用、

高殿に論理的に粉碎された判例の
署名だけを引用して批判を却下す
るという倒錯を何度もくりかえし
ています。まことに思考や原則の
全く通用しない機械という他あり
ません。この他にも驚くべき非論
理的かつ権力的な判例が、戦前か
ら戦後にかけてほとんど変化なし
に残存し、私たちを支配し、規制
しているのです。(天竺製の残り
方との類似)

下については、この法律が破防卒と尚時期の一九五二年に制定されている状況が把握されるべきですが、最高裁は一九五八年十月十五日付の大法院決定で、この法律は、裁判官の面前での現行犯の行爲に適用するのだから、憲法や刑罰法の保障する手続を排除してよい。③の法律の権限は、いわけ苟法の自己保存、正当防衛のため当然生じるものと。とし、五九年四月九日第一小法院判決は、監獄は刑事罰でないから追起訴して

の台憲性について、最高裁は一九五三年十月八日付の第一小法院決定で、訴訟手続内における審理の方法、感度などとは特別の事由がなければ限りそれだけでは直ちに憲法の理由となしえない、と条件付の緩い趣意をしつつ、結論において憲法権を全面否定し、その後、ほとんど全ての憲法中立法は、この判例に依拠して却下されています。

一、二つにも私たちは、これまでも十数年間、それらの適用をうけてつつ批判し続けてきましたが、

現、東京地裁でおこなわれている刑事公判は、高裁第一民事部裁判長（小堀）の告辞によって生じているといえ、より根本的には、前述の日本の戦後の司法権力のギャンを批判し続けてきたことへの報復でもあるといえます。それ故に、私たちは、この刑事公判を反撃の契機としつつ、他のさまざまな戦線と裁判過程において（そして、それを媒介として裁判から一見、遠くにある生活者層の体のテーマに出会いつつ）共闘し

する。(ス、エ、を合併しつゝ
という方針や、せり無數のやむに
やまれない共闘の声の一つとして
大衆的に討論していただきたいと
思います。私たちは小法裁判決を
持つだけでなく、最高裁への攻撃
を通じて、戦後法秩序および天皇
制の批判と解体へむけて、法から
疎外されている人々と共に、法の
メカニズムを具体的に把握するこ
とが不可欠であると考えています
(松下昇を含む仮禁錮生員)

[illegible]

公判経過報告と提起

法秩法・忌避の問題点

判決公判紛争(八四・二)も一事不立、反しない、として一七(一)に照する十月十日(第七回)公判(東京地裁第十一刑事部)いや、この一般の生活者の眼から見たら、全体的にみれば、明らかです。一、法廷等の秩序維持に關する法律、二、忌避の原則(特に刑罰法二四條)の適用性、裁判の原則への違反性、最高裁の判例批判として論議するに及ぶ。

一、については、この法律が被用法と同時期の一九五二年に制定されている状況が考慮されるべきですが、最高裁は一九五八年十月十五日付の大法廷決定で、この法律は裁判官の面前での現行犯の行為に適用するのだから、憲法や刑罰法の保障する手続を排除してよい。この法律の趣意は、いわば裁判の自己保存、正当防衛のため当然生ずるものと、五九年四月九日第一小法廷判決は、最高裁は刑事罰でないから追起訴して

最高裁は論理的に紛争された判例の署名だけを引用して批判を下すという側面を何層もくりかえしてきます。まことに思考や原則の全く適用しない機械論という他ありません。この他にも幾くべき非論理的かつ権力的な判例が、戦前から戦後にかけてほとんど変化なしに残存し、私たちが支配し、規制しているのです。(天皇制の残り方との類似)

現在、東京地裁でおこなわれている刑事公判は、最高第一民事部裁判長(小堀)の告発によって生じているといえ、より根本的には、前述の日本の戦後の司法権力のキマンを批判し続けてきたことへの報復でもあるといえます。それ故に、私たちは、この刑事公判を反響の地点として、他のさまざまな戦後と裁判過程において(そして、それを媒介として裁判から一見、遠くにある生活者全体のテーマに出会いつつ)共闘し

ていきたいと痛感します。

最高裁とのたたかひについて、前記のことの関連で私たちの位置からのべれば、東アジア反日武装戦線に對する第二小法廷の判決が迫っている現在、

× これまでの上告制度で批判している死刑制度、懲罰刑等の適用性を大法廷で審理するようにあらためて要求する。

× この要求に對して小法廷による判決を執行する場合に忌避申立を審判におこなない、全ての忌避判例の審理を大法廷で要求する。

× 大衆的暴力紛争の二項としての法廷紛争に對する法秩法による制限に對しては、全ての判例および法自体の審理を大法廷で要求する。(×、×、×を合併しつつ)という方針を、ぜひ無数のやむにやまれない共闘の声の一つとして大衆的に討論していただきたいと思ひます。私たちは小法廷判決を待つだけでなく、最高裁への攻撃を通じて、戦後法秩序および天皇制の批判と解体へむけて、法から除外されている人々と共に、法のメカニズムを具体的に把握することとが不可欠であると考えています。(松平孝を含む反戦被疑団)

公判日程

9月12日(木)	◆加藤三郎さん(10時)
13日(金)	◆連合赤軍(10時 高裁)
18日(水)	◆松下昇さん・中尾麻里子さん(13時15分)
24日(火)	◆山谷12・24佐藤さん・横山組(13時15分)
25日(水)	◆68年白大闘争九・四裁判・判決(10時 高裁)
27日(金)	◆松下昇さん・中尾麻里子さん・被告赤軍(10時)
10月8日(火)	◆連合赤軍(10時 高裁) ◆加藤三郎さん(10時)
9日(水)	◆山谷12・24佐藤さん・横山組(13時15分)
14日(月)	◆藤原秀夫さん・最終弁論(10時 高裁)
15日(火)	◆子と面会訴訟(11時 民事)
16日(水)	◆松下昇さん・中尾麻里子さん・最終弁論(13時15分)
18日(金)	◆松尾龍防法(13時15分)
19日(土)	◆山谷12・24佐藤さん・横山組(13時15分)
9月13日(金)	◆しんこう裁判(10時30分 千葉民事)
17日(火)	◆6・15成田用水事務所抗議(13時15分 千葉)
26日(木)	◆村松誠一郎さん・判決(10時 補和)
10月1日(火)	◆竹本信弘さん(13時 補和) 予定
2日(水)	◆9・9松本検四回陪(13時 千葉民事)
4日(金)	◆11・7成田用水粉砕デモ(13時15分 千葉)
15日(火)	◆丹波山共有地訴訟(10時 千葉民事)
17日(木)	◆6・15成田用水事務所抗議(13時15分 千葉)
18日(金)	◆11・7成田用水粉砕デモ(13時15分 千葉)
19日(土)	◆竹本信弘さん(10時 補和)
9月10日(火)	◆松下昇さん・判決(13時15分 大阪高裁)
13日(金)	◆関西水災(13時 大阪)
20日(金)	◆関西新空襲被害(13時 大阪)
30日(月)	◆毛沢東学院シラはり組(14時 大阪高裁)
10月11日(金)	◆関西水災(13時 大阪)
17日(木)	◆中山学園・判決(10時 神戸)
18日(金)	◆関西新空襲被害(13時 大阪)
9月17日(火)	◆大森勝久さん(10時 札幌高裁)
10月15日(火)	◆関西水災(10時 補和)

神戸大学闘争(69、72年)公判の
大阪高裁判決を前にして

これまで毎日、東京高裁八四年
つが記しておきます。

①一九六九年九月二日、神戸大
学における糾弾闘争後の授業再開
の経過に關して報告し、闘争では
法廷法や懲罰制度が戦後の司法権
力構造の中で果している役割およ
び、現在とともべき作業等に關
して追記をしたが、さまざま
の形で反応があり、それらを総体
として状況を切り拓く力へ応用し
ていきたいと考えています。この
点については、多くの討論の場
で意見を交わすのべていくとして

この点では、私たちの十数年にお
よぶ大学闘争および裁判闘争の真
實の経緯ともいえる歴史的な
判決が九月十日に予定されている
「大阪高裁第四刑事部」ので、こ
の事件の事実と問題をいく

行教授会の防衛に導いた機動
隊が、すわりの現場を通行中の
松下氏を襲撃逮捕し、責任を解消
するため大学当局の供述をもとに
その後、五月に今状逮捕し、時間
をさかのぼってQ、Qと共に連送
物投入、威力業務妨害で起訴。

⑤一九七二年九月七日、神戸大
学で金共闘派一掃のため仕組まれ
た補講授業の教室の窓枠で屋簷に
ついて思いをめぐらしていた松下
氏を連送物投入、威力業務妨害で
逮捕し起訴。

⑥一九七二年九月十二日、松
下研究室の壁などに「六甲中間は
世界を包圍する」という表現が屋
簷で記されたのを不在証明のある
松下氏が行ったと、連送物投入、
威力業務妨害で起訴。

⑦一九七〇年四月八日、処分地
の事件の事実と問題をいく

一九七二年九月十五日、神戸大
学構内で「マキ風の」焼を
七四年四月一日に岡山地裁法廷で
裁判官に訴えられたとされる行為を
の教員に投げつけられた多くの師
の責任者として逮捕し、公務執行
妨害で起訴。

いずれも罪名としては重いもの
ではないが、審判決(一九八二年
十月二十八日、金・有罪)や一審
(判決予定日は前述)まで、なぜ
長い期間をかけて争ってきたのか
ふしぎに思われる人があるかも知
れませんが、しかし、前記の事件に
こめられる意味は、処分理由十二
項目と共に六〇年代末以降の全情
況的な過程において、警察や空襲
や飯詰組織の関わりかけとして
現在も、これらも応用しうるもの
であり、十数年間を敵中でたた
かっている人々の闘争とも、深い
ところで結びついています。尤
からこそ、権力は、昨年二二・二
七に東京で生じた事件の公判にも
一審判決を証拠として提出し、闘
争の情勢として判決を加算させ

救護
58
10
10
5

前記のべた神戸大学闘争（一九九一—九二年）に関する大阪高裁第四刑事部控訴審判決が九月十日におこなわれました。懲役一年三月、執行猶予三年（原審の神戸地裁の判決は、懲役二年六月、執行猶予三年）でした。

刑罰が減っているのは、全事件を有罪とした一密に対して、第三の事件（教室の風板に反対の）を白ペンキでかいた、とするを無罪とし、第五の事件（研究室の窓ガラスに赤ペンキで、処分粉砕）等とかけたとする。および第七の事件（試験室番中の廊下に断罪殺）はできません。

事件のうち余りにも矛盾の多い公訴事実についての矛盾、アリバイの無罪とせざるを得なかったといふ、被告側側の立証と主張によつてではなく、検察側の立証が十分、という観点からのみ判断しているからであり、また根本的には、全公訴事実の政治的仮構の露骨をなした七〇年四月八日の露骨逮捕および、その当時の学内外況への判断を放棄し、公訴事実他事件の公訴に至る過程を追認しているからです。

このように批判を展開するため
に、九月十八日（東京地裁公判期
日）付で、上告の申立をおこなっ
ています。

東京地裁の刑事事件（八四・一
二・一七行政事件判決公判紛脱闘
争）の展開は、九月十八日（第九
回）に被告人質問を終了し、九月
二十日（第十回）に被告求刑の予
定というスピード審理ですが、こ
の速度は、被告人側が要求してい
る告訴人（裁判長・小堀）の証言
や、それまでの盗撮裁判官の数々
の強圧的訴訟指揮の経緯等を佈れ
る地裁刑事部や地検の意図によっ
て規定されています。しかし、か
れらも被告人側の正確で周到な立
証や主張に論理的には完全に屈服
しつつあり、前記の大阪高級の判
決にも、かなり動揺しています。

なぜなら、東京の事件は、被告人
らに対して、常軌を逸した表現者
かつ、法廷秩序破壊者という予断を
もった上で告訴、起訴、審理され
てきたのです。その予断の大き
い根拠となった神戸大学闘争にお
ける事件が次々と無罪とされ、か
つ、それに対応する被告人の立証
と主張により、東京における事件

の具体的内容の把握についても決
定的に誤っているを思い知ら
されてきたからです。エピソード
風に付け加える、東京地裁の裁
判官らは、本件が、「数回」七月
号に記したような「表現」論の視
点から転倒的に把握されうると
に驚きと不安をかくし切れず、九
月十八日の被告人質問終了時には
「どうも、この裁判は自主調停と
して運用されてしまっているよう
な気がしてならない」とつぶや
いていました。

とはいえ、本件は司法能力全体
が、自らの威信をかけて処罰しよ
うとしている事件である以上、む
しろ、これからのたたかう方が重
要であることはいまでもありま
せん。私たちは、予断される懸賞
金論告・求刑、そして判決を前に
して、これまで明らかにしてきた
問題点を再度、包括的に提起し、
さまざまな戦線の人々と可能な限
り其の闘争を模索しつつ、十月以降
の裁判過程（私たちの公判に限ら
ない）に備えたいと考えています
（松下 昇を含む仮被被告人）

「救護」 85. 11-10 3

行政事件判決紛糾闘争に關する刑事公判（東京地裁第^二刑事部）の輪告が九月二十五日（第一回公判）おこなわれました。檢察官（山口）は、制暴の他に起訴と二重罰割しても差支ではないと、判決は十一月十五日。

これに対して十月十四日の第^二十回公判において、弁護人の弁論、各被告人の最終意見陳述によつて、徹底的な反論をおこないました。なお、刑事公判と関連して進行する最高裁三四・四・九判決に依

している行政事件（松下処分に関する人事院の考理放棄を批判するもの）は手続上は告発施設にあります。この事件の控訴審判決文は昨年二・一七法廷で言辯以前に被告側の手に入り、裁判所裏口のもみ合いの中で変形、破棄され、その後、刑事公判の証拠として提出されているのですから行政事件の記録の最高裁への送付や告発の開始は不可能なはずであり、松下氏ら原告団は、この点について最高裁（第三小法廷）に刑事事件の確定まで整理を停止せよと要求し、形式的な決定で事件を葬り去ろうとする動機に対しては主力で反撃しつつあります。

この反撃の作業の中で私たちは最高裁の内部機構にも具体的にふれてきましたが、最高裁の法廷の構造が最重要な当事者である被告人を全く無視して設計されており口頭弁論に出頭させることが慣行上ないことを知り、怒りを禁じ得ません。このことは例えは東京アジア反日武裝戦線の人々に対して裁判官が、かれらの顔をみず、声もかずに死刑判決を下す可能性のあることを示しています。事件の内容を整理する資格が最高裁にあるかどうかを根本的に問ひかける試み（「数報」八月号の私たちの文章を参照して下さい）と共に判決公判前の口頭弁論へ被告人を必ず出頭させよ、という要求を広範な戦線から提起し、実現させるべきではないでしょうか。

（松本典生を含む被疑被告団）

公判日程

●神電氣(13時15分 八王子) ◆山谷12・24佐藤さん虎殺糾弾(13時15分) ◆松下昇さん・中尾麻里子さん・判決(14時) ◆「ピース缶」佐古君(10時 高裁) ◆「ピース缶」四人併合(13時 高裁) ◆管制塔占拠損害賠償(14時 民事) ◆加藤三郎さん(11時) ◆連合赤軍(10時 高裁) ◆鶴平治さん國書呈 れ不許可訴訟(10時30分 最高裁口頭弁論) ◆山谷12・24佐藤さん虎殺糾弾(13時15分) ◆山谷11・4凶暴・12部(13時30分 高裁) ◆連合赤軍(10時 高裁) ◆土田・白石・ピース缶 判決(13時 高裁) ◆山谷12・24佐藤さん虎殺糾弾(13時15分) ◆加藤三郎さん(13時15分)	月11日(月) 12日(火) 15日(金) 22日(金) 29日(金) 28日(木) 29日(金) 17日(火) 18日(水) 月12日(火) 15日(金) 19日(火) 27日(水) 28日(木) 3日(火) 9日(月) 11日(水) 16日(月) 16日(月) 19日(木) 20日(金) ◆松原ミミ禁却場(10時 大阪) ◆八咫高校(13時30分 大阪高裁) ◆関西水俣病訴訟(13時 大阪) ◆八咫高校(13時30分 大阪高裁) ◆関西新中津建設(10時 大阪) ◆関西水俣病(10時 大阪)	月11日(月) 12日(火) 22日(金) 23日(土) 18日(水) 20日(金) ◆神電氣(13時15分 八王子) ◆山谷12・24佐藤さん虎殺糾弾(13時15分) ◆松下昇さん・中尾麻里子さん・判決(14時) ◆「ピース缶」佐古君(10時 高裁) ◆「ピース缶」四人併合(13時 高裁) ◆管制塔占拠損害賠償(14時 民事) ◆加藤三郎さん(11時) ◆連合赤軍(10時 高裁) ◆鶴平治さん國書呈 れ不許可訴訟(10時30分 最高裁口頭弁論) ◆山谷12・24佐藤さん虎殺糾弾(13時15分) ◆山谷11・4凶暴・12部(13時30分 高裁) ◆連合赤軍(10時 高裁) ◆土田・白石・ピース缶 判決(13時 高裁) ◆山谷12・24佐藤さん虎殺糾弾(13時15分) ◆加藤三郎さん(13時15分)
---	---	--

東京地裁判決批判

裁判官による告訴事件に有罪判決

十一月十五日に東京地裁第十二刑事部(裁判長・新谷一信)は、被告人に対して求刑と同じ期間(二年と二年六月)の懲役とする判決を出しました。執行猶予付きであるとはいえ、その期間を四年とするにより、今後の法廷を占むべきままの闘争への拘束力ならしめようとしています。

判決理由は全面的に検察側主張を認めるもので、被告人側が主張してきた問題点、すなわち、

一、本件は昨年十二月十七日の行政事件控訴審判決公判で突然おきたものではなく、一九六九年以降の大学闘争にかかわる処分、研究室閉鎖請求、刑事公判などの総体的かつ最終的審理に裁判所がたえず得ず強行的に実質審理なしの判決を強行しようとしたところから発しており、十数年間の情況の順さをもつ。

二、空洞化している参加や意見の制度の実態が具体的に明らかにされ突破されつつあることに対する司法権力の制約攻撃である。(しかし同時に、これにより法秩序の戦後史的ギマン性もあらためて批判の光をあてられている。)

三、事件発生時の裁判所による時間のスリカエ(判決官離脱に被告人らの行為があったとする)、法廷という特殊な空間における日常的行为の禁止や強圧、被告人らの提出文書の執行停止効力を偽って受理後、隠匿ないし破壊した経過などは、裁判所自身による反審理的行為であり前例がないという諸点については全く判断をせずに述べています。

四、空回り化している参加や意見の制度の実態が具体的に明らかにされ突破されつつあることに対する司法権力の制約攻撃である。(しかし同時に、これにより法秩序の戦後史的ギマン性もあらためて批判の光をあてられている。)

五、事件発生時の裁判所による時間のスリカエ(判決官離脱に被告人らの行為があったとする)、法廷という特殊な空間における日常的行为の禁止や強圧、被告人らの提出文書の執行停止効力を偽って受理後、隠匿ないし破壊した経過などは、裁判所自身による反審理的行為であり前例がないという諸点については全く判断をせずに述べています。

主権圧力を加重させてくるという関係があると考えています。

これらのテーマについて法廷を媒介し、かつ感える場で私たちのたたかいを継続していくつもりなので、今後はじまる告訴事件のみならず、私たちの活動全体についての質問、問題提起、参加などを待っています。連絡先は、権力の逆バリケードと闘争中の京都大教養部A三六七資料室か、神戸大教養部A四三〇研究室が最もよさわいのですが、郵便の場合は、過渡的に神戸市灘区赤松町一―一松(下)あて(松下昇を含む被検者側)に、直接には対応し得ないま

特集

不法占拠

不法占拠

松下 昇

四月七日付けの「群居」編集室からの執筆依頼書は、大阪拘置所の独房に転送されてきた。三月段階に、すでに執筆についての打診はあり、内諾はしていたものの、依頼が、このような経路でとどく、という感触から表題と交差してみたい。

結論的ヴィジョンからいうと、獄中にいる事態が不法占拠であり、それに至る、さまざまな行動や存在の仕方が不法占拠である、というヴィジョンを、どれだけの深さで私を含む現状況の人々と共有しうるか、という手ごたえを具体化すれば、とりあえずは表題について何かを記したといえるだろう。これは最も困難な作業ではあるが……。

ところで、私の十数年間の過程を、より深い眼でみる位相があるとすれば、必ずしも私が何かと対決し、たたかおうとしてきた人間ではないこと、それどころか、そ

のような人間像から最も遠いといえること、は確実であるような気がする。また、表題とかかわらせていえば、私の行動や存在の仕方を、いきなり「不法V」とか、「占拠V」とか、国家の共同幻想性の水準の、その一断面との交差でのみ把握するのも本質から離れる気がする。

できる限り原初的な地点へさかのぼって、私にとっての空間性の波動をさぐると、それは、やはり、「六甲V」の「斜面V」、ないし宇宙遠隔でもある巨岩「油コブシV」との沈黙の対話であり、相互のまどろみであり、気付かぬうちに乱れとび生命をはこぶ「タンポポの綿毛V」である。私は、ずっと、それらの中にひたっていたかった。けれども、時は迫り、いつか私は断崖に立っていた。権力の紙片として吹きつけられたものを、いくつかを拾い上げれば、一九七〇年五月の逮捕令状であり、一〇月の処分告知書であり、一九七一年九月の告訴状であり、そ

一体、なぜ、こんなことになっているのだらう、と私は、何度もつぶやかざるをえなかった。ひたすら、ある場所にまどろんでいることが、いくつもの罪、たとえば不退去罪や建造物侵入罪や威力業務妨害罪をひきよせてしまふ。綿毛にあいさつしつづ筆をとると、器物損壊罪や、建造物損壊罪や、公務執行妨害罪や、暴力行為処罰に関する法律違反をひきよせてしまふ。

何よりも鮮烈な印象を与えるのは、初期の段階でいうと、立入りを禁止された、処分後の大学構内の、巨大なΛ V が白ペンキで表現された広場、私たちの通称Λ V 広場に、警察官や教職員に注視されつつ入っていく時の、まるで巨大な宙空に張られたシーツの上を歩く時のような足底の沈み方であった。重力による場の形成とか、空間に位置するときの重力として現れるヒズミ、というような言葉が意識を横切る。この印象は、いくつもの法廷に登場する場合にも、いく度もくりかえされ、増幅している。

どこで、何をしようとも、何かの罪、いや、何かの重
力性をひきよせ、創出してしまふ、という感覚は、しか
し、怖ろしいものではなく、基本的にはのどかしい、解放感
をもちうるものである。問題は、このことを、私につい
てのみならず、任意のA私Vについて、また、私のいる

場についてのみならず、任意のA場Vで展開していくための方法の発見であろう。そのとき、法にふれ、不法と規定されようと、それは逆に、そのように規定するものこそが、より巨大な根源性に背反しており、どのような困難を支払っても(いや、本当は、予測しがたい、たのしさに満ちた作業をへて、といたいのだが)、必ず打倒されねばならない、ということを示している。

註1——私自身の拘束は一人解除されてはいるものの、次々と共斗者たちの拘束が続いているため、五月に入ってから、ほとんど原稿のための時間をとることができないまま、五月一三日（東京高裁判決執行のため出廷者の一人は監置五日、もう一人はショックで早産）に走りかきした。

註2——本年三月二四日の大阪高裁における制裁については三月二六日付の読売新聞記事を参照していただきたい。

註3 — 私に關する起訴狀の系列については、昨年二月六日の同時代建築研究会シンポジウムで配布された資料のうち特に昭和四五年一月七日付、四九年四月三〇日付、六〇年一月一六日付のものを次に転載する。

↓ 批評集β篇に42録
↓ 批評集α篇に42録

（刊行年）

模索舎通信 44

編集発行：模索舎通信編集部

東京都新宿区新宿2-4-9 Tel03-352-3557

第44号：1987年1月1日発行

振替：東京8-21310（10号分干共1500円）

¥100



迎撃 '87



模索舎の新年商店は、1月4日(日)11時から
(但し5日は月曜定休)、6日から
はいつもどおり、11時～7時です。



女の暦姉妹たちよ



アンチ・アバウトヘイト
カレンダー



87年用カレンダー

反原発運動マップ



反日カレンダー

1987

模索舎で時の模通信を入手される方々へ

この通信のオ(15)号は、表現の構成や印刷過程のテーマ
との関連により、発行部数にふさわしい提起(く)と争の現場
で入手可能)に添えて下さった方にのみ配布することと原則
としており、それは、オ(0)号以降の原則の再確認へと、得に
てまわります。実験的に、模索舎においては、前記の原則と諸
事取扱い、〈定価〉を747、不確定な人々にとく回送を設
定しています。この意味をともなう方々へお考え下さい、
現在の必然的な場から知た方にこそ意見を伝えて下さるこ
と願っています。～'86.9.12～ 神戸市灘区赤松町1-1

松下 彰

(複製の文が正しい場合は、今後、模索舎におくことを希望することに
考慮の範囲に入れさせていただきます。)

印刷されたものを真に生かすための表現過程論(序)

松下昇

時の楔通信を含めて、私の作成するパンフ類は、原則的に、直接わたすか、郵送の場合も、反応を確認できる条件で(切手の上にノリをつけて、10回使用できる操作を加えつつ)おこなってきた。この方法は、六九〇七〇年以降の私の表現把握ないし感覚にもとづくものであるが、数年前から東京にも裁判闘争等の活動分野が拡大したことを契機として、これまでの配布原則を別の視点でとらえかえすためにも、実験的に、模索舎にだけパンフ類をおき、仮想的に八定価Vをつけて委託販売している。現段階での総括を(序)としてのべると、およそ次のようになる。

一 私や共闘者が日常的に接触できない広汎な人々に表現配布の可能性が開けたこと、模索舎へのかかりを媒介して新しい情報や人間にふれること、一定のへり上げVが、活動費用として役立っていること等は、現実なプラスといえよう。その一方で、かすかな、しかし本質的な不安が生じていたことも事実である。これまでの配布方法では相手が視えていたのに、視えない不確定な配布を、しかも表現に八定価Vをつけておこなう意味など……。この不安を何とかして対象化するために、時の楔通信第八一五V号の表紙に、配布原則についての説

者の意見を求める紙片を添付し、複数の反応がない場合は、今後、模索舎におかないこともありうる、という考えのべておいた。「複数」のというのには、私と個々の読者の関係のみならず、読者相互の関係が視えないことをもチームの射程にくりこむための発想であった。

二 反応について、一つ一つを紹介することとはしないが、応答の方向性として抽出すれば、表現の伝達範囲を、予約ないし直接購読との関連で、どうとらえるか(一)、定価をつけることや表現入手の対価について(二)、私や読者の意図にかかわらず表現が拡大的に伝達されたり、商品化したりする問題(三)への関心が主要なものであり、それぞれ本格的にとりくむべき手ごたえを与えてくれるものであった。また、表現や、その運動過程について徹底的に考えておくことは、他の一見関係ないと思えるテーマにとりくむ場合にも基本的なところで深く役立つということも、あらためて思い知らされている。

三 私に配布しうる表現は、あえていえば巨大な表現過程の断片にしかすぎず、読者と共に、表現生成の現場へ出かけ、かつ、未知の時空間へ同位相の表現を果敢して

いく手がかかりたらしめたいと願っている。新たな読者の出現を期待します。またこのチームの統括は、時の楔通信で今後展開する予定。

- ★小さい印刷屋ですが、
- ★オフセット印刷です。
- ★B4版まで印刷できます。
(A3版の印刷機導入を現在計画中です。ヨロシク)
- ★ちらし、ビラ、パンフレット、リーフレット、機関紙、チケット、はがき等々です。

じゃりりんと

03-801-6740
荒川区東日暮里6の2の3

模索舎の御好意で広告も掲載させていただきました。有難う。

<6ページから続く>

どの歯医者がいいか	600
手をつなごう世界の消費審	400
ほんものの牛乳が飲みたい	450
あぶない農薬をなくそう	500
養殖魚ここが問題	500
合成洗剤は有害	300
悪徳セールス撃退法	800
遺伝子操作	450

合成洗剤ハ公害源デス	300
しのびよる食品添加物	450
ロングライフミルク	500
発ガン物質とのたたかい	350
アスパルテーム	450
学校給食	300
松枯れ	400
続 学校給食	300
健康食品	450
食卓	350

合成洗剤	350
焼・あぶない化粧品	600
ほんものの酒を	800
人類が生き残るために	450
子どものテレビ	250
コピー食品	500
インフルエンザ	200
化学調味料	350
内科医、食べ物・医療を語る	450

はみだしSM戦線

編集後記

▼「日誌」のようなわけで、一月下旬急性胃かいようとなり、大阪の「本は自由だ」集会」をはじめ各方面に迷惑をかけた。原稿書きも、「クチコミ欄」や「後記」のような短文をばつばつ書く分には問題がないが、ちよつと長い文章を書くとうまく機に向うともういけない。かいようの穴のかさぶたがはがれて又血が、という気分になる。というわけで、前号で予告の「新しい自前の出版流通システム(案)」は次号まわし、おわびします。

▼血が、といえは、口からあふれて救急車で病院へ、というのが管孝行さん。急性十二指腸かいようのため、という華加帳がまわってきたのには驚いた。からだの自主管理をテーマにした著作までもにしているのに、と複雑な心境だ。お互いのんびり闘病を。

▼習さんの名はもとと創作・演出家として知られていた、ということを知らない若い人が多いと聞くが、習さんよりもっと前からの演劇人、発見の会の瓜生良介さんは、からだの道をよりきわめ、池袋に「ウリウ治療院」を開設している。現在私はここへ通っているのだが、瓜生さんの考え方や治療法は「心とからだの健康事典」(三五〇円)でよくわかる。当舎にあり。

▼もちろん治療を瓜生さんまかせにしているわけではない。確か八年前の胃かいようの時

は、本誌の前身「モテック通信」に「玄米とヨガと活元(野口整体)」とマラソンで治療中」と書いた記憶があるが、今回マラソンはまわりから寄ってたかって「なんとかの冷水」と止めさせられ、新たに操体法(これもいろいろ本が出ています)と、日本CIIマクロビオティックの食養を取り入れていた。

▼「食養」といっても食べ方だけではない。前号の表紙、普通は口から入れるゴマ油や番茶で眼がよくなるっているの、面白いでしょ。本屋の娘だから本好きか? 私の八才の娘の近視治療に、と同僚細野が教えてくれた方法だが、確実に効果がある。

▼最近の表紙は好評だが、四一号から細野のイラスト、という紹介を忘れていた。「SM戦線」の手書きも多くは彼女の筆による。彼女は今までの模索舎のメンバーにはなかったタイプの多才な人で、ある時は自然食レストランの料理人、またある時はネコのパッチ・置物の細工人、しかして正体は……。

▼誰々の手でこの通信がつくられているのか忘れないように今回の担当者を記す。

◆本文——松下昇(時の楔通信)発行人 寄稿・五味・須藤・永井・細野・山北・森本

◆手書き——細野・森本

◆カット——永井・細野

◆表紙——五味・今西(一葉(終))

◆印刷・広告——ジャムプリント

◆では皆さん、よいお年を。

[G]

同建の薦める百冊の本……関野「プラトンと資本主義」

青木健様

（同時代建設員会研究員会メンバー）
ニッペイアーキテクチャ編集部

一月二〇日におかしくくださった関野「プラトンと資本主義」を、ざっとですが2回よみました。感想というほどのことでもないイメージを、いくつか記してみます。

＊最後の第二章「弁証法の傷心」は、これのみでも独立した主題の展開として十分であり、とくに、ソクラテスを告訴したのは、ポリスの文化を代表する法廷・市場・劇場の中心人物であった、という指摘（397ページ）や、己の生き方そのものを商品とするソクラテス、という現実（400ページ）には多くの示唆をうけました。また、一種の論理的抒情性でもよべるような関野の文体にも。

＊プラトンが子供にみた役割（本質1395ページ）とマルクスのプロレタリアートの対比は大変に重要だと思えます。それ故に、プラトンこそ史上最初の資本主義イデオロギーであるという発見（354ページ）との関連が、今ひとつ納得できません。何かの媒介的かつ転倒的な発想が必要ではないか、という気がします。

＊直感的にのべてみると、ハヨロツバの「プラトン化」という場合、「知への愛」という欲求ないし必然を、たんに史的過程としてのヨーロッパにとどまらず、あえていえば、生命体が発展していく場合のテーマを惑星上の任意の過程（場）において、どのようにみるかの視点にかか

松下昇

わるように思います。いいかえると、いわゆるヨーロッパ自然科学が、歴史的地域としてのヨーロッパにどこで規定されており、どこで普遍性と限界をもつのか、という場合の方法を「知への愛」や資本主義というシステムについても適用しつつ、はみ出す何かを考え続けていく方向で何かが見えてくるのでしょうか。私は普遍性と限界を原初的に見抜く存在が子供であり、それは大学斗争における全共斗性にも示されている、と仮定しているのですが……

＊自分にひきつけていうと、この本の冒頭（9ページ）に記されている「ギリシャ的なもの」に精通した二人の人間ヘルダリンとニイチエを狂気へと追いやった一九世紀の勝利したブルジョアジーへの対決は、今も、今こそ大きな課題であると感じます。この場合ヘルジョアジーに、技術や支配の幻想性の堆積の中で生きていくもの総体を入れ、私には、どうしようもなく、はみ出してしまおうハ食食人Vの役割を当てはめてしまおうのですが……。しかし、私は決して狂気には追いやられず、またハアテナイVにおける自らの弁論のみに生死をかけず、深いハ辺境Vで生き、時々、ハアテナイVヘギリラ的に現われつつたか

ともあれ、有益な本をご紹介下さり、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

（続きは、いずれ又）

昭和六三年三月一六日

同時代建設員会研究員会メンバー

編集後記

◆この号から編集者が交替しました。宮内さんが約二年間編集されて、次は今まで一度もやっていない堀川さんではどうですかと言われ、断る理由がないので引受けました。大変積極さに欠けるスタトの挨拶になり読者に対し申し訳ないと思いますが、止むをえません。一年間に三回は出してゆきたいと思っています。

◆交替した機会にまず第一に「同時代建築研究会」の財政報告をしましょう。といっても印刷費がいくらで郵送料がいくら、などとセコイ話をするつもりはありません。なんせ発行費用総額一回分で、たかだが数万円の規模ですから。そして云うまでもないことです。が、原稿料タダで発行を続けているのですが、数回発行すると資金も底をつきます。そこで「シンポジウム」や「拡大研究会」を開き、人を掻き集め安くない報酬料を取ってやっと思つくとこのパターンを、これまで繰り返してきたのです。大部分の読者が送金せず、タダ読みできたウラにはこのようなシステムが働いていたわけです。ふつうの同人雑誌よりは同人の負担額が少ないので、比較的長続きしてきたのではないかとと思われるのですがどうでしょうか。

◆さて自画自讃になりますが、今号も充実しているのではないかと思います。今回からの連載も例によって拡大研究会「宇宙船地球号」です（一九八五・七・五渋谷公会堂にて）。私個人の好みから

はこの「宇宙船地球号」といういいかたは大嫌いです（堀田さんも好きなのではないようですが）。なぜなら宇宙バカ、科学バカ、SFバカを連想するからです。しかしその内容はもちろんバカバカしいものでなく、一人の真面目な物理学者の回心の記録です。今や建築する私たちにとっても堀田さんが指摘するエコロジ問題、資源・廃棄物問題から一刻も眼をそらすことが許されなくなっている時代です。

◆「不動産業界の隠語にすぎなかった「地上げ」という言葉」ほど最近の私たちを困惑させたものはなかったのではないのでしょうか。弘実さんはクールに「良い地上げ屋」と「悪い地上げ屋」のいることを紹介していますが、「悪い地上げ屋」による公然たる暴力を平然と（？）許容している私たちは、たとえばどこまで本気で反核や平和のために戦うことができるのか大いに疑問です。

◆松下昇さんの名を知らない人もいることでしょうか。というのはあの有名な「東京海上ビル問題」も「新宿西口広場事件」も知らない建築学科大学院生が私の身近に少なからずいるからです。彼等を喰う資格を持ちませんし今更驚くべきことでも悲しむべきことなく、だからこそ謙虚に学び続けなければならないのでしようが、私の不勉強で松下さんの今回の書評を論じることができなくて申し訳ありません。読者の反響を期待します。

（堀川記）

内容や刊行過程についての質問と提起、印刷が
よみにくい箇所や欠落ページの指摘などは左記
へご連絡下さい。

〒657 神戸市灘区赤松町一ー一 松下気付

批評集刊行委員会

(TEL-078・821・4984)